

令和5年度第1回弘前市地域包括支援  
センター運営協議会 会議資料



# 令和4年度実績

## 1. ケアマネジメントの実績

### ア 介護予防支援計画の実績

※介護予防支援計画とは…要支援者に対する支援計画のうち、介護予防サービス(通所リハ、訪問看護、福祉用具の貸与等)の利用も計画されているもの。

(単位:件)

地域包括支援センター名	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		上期計のべ件数	
	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)
第一	118	(22)	120	(23)	121	(25)	118	(26)	118	(25)	119	(24)	714	(145)
第二	122	(20)	121	(20)	121	(20)	125	(20)	119	(19)	128	(21)	736	(120)
第三	171	(30)	171	(31)	174	(32)	179	(36)	175	(33)	174	(33)	1,044	(195)
東部	91	(61)	91	(61)	94	(62)	95	(65)	90	(58)	91	(57)	552	(364)
西部	67	(6)	69	(7)	71	(6)	74	(4)	72	(5)	68	(5)	421	(33)
南部	132	(23)	127	(23)	129	(22)	129	(23)	122	(22)	120	(22)	759	(135)
北部	88	(14)	88	(16)	88	(15)	88	(14)	86	(15)	82	(14)	520	(88)
合計	789	(176)	787	(181)	798	(182)	808	(188)	782	(177)	782	(176)	4,746	(1,080)

地域包括支援センター名	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		令和4年度計のべ件数	
	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)
第一	116	(24)	114	(25)	109	(23)	107	(23)	104	(21)	115	(23)	1,379	(284)
第二	119	(19)	120	(23)	115	(20)	111	(18)	111	(19)	119	(18)	1,431	(237)
第三	174	(34)	167	(28)	162	(27)	162	(28)	158	(25)	157	(29)	2,024	(366)
東部	87	(55)	87	(53)	91	(56)	80	(50)	80	(49)	84	(50)	1,061	(677)
西部	71	(5)	67	(2)	58	(1)	55	(1)	52	(1)	54	(1)	778	(44)
南部	114	(23)	117	(23)	111	(21)	99	(14)	97	(15)	108	(18)	1,405	(249)
北部	80	(13)	84	(14)	82	(14)	82	(14)	75	(12)	84	(11)	1,007	(166)
合計	761	(173)	756	(168)	728	(162)	696	(148)	677	(142)	721	(150)	9,085	(2,023)

イ 介護予防ケアマネジメントの実績 ※介護予防ケアマネジメントとは…事業対象者に対する支援計画及び、要支援者に対する支援計画のうち総合事業サービスのみ計画されているもの。

地域包括支援センター名	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		上期計(のべ件数)	
	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数
第一	362 (45)	14	372 (44)	13	376 (42)	13	356 (38)	11	344 (39)	11	359 (41)	11	2,169 (249)	
第二	207 (11)	8	210 (10)	7	210 (10)	7	209 (10)	7	205 (10)	7	214 (12)	10	1,255 (63)	
第三	410 (42)	21	405 (40)	20	416 (40)	20	411 (38)	19	392 (37)	17	405 (32)	16	2,439 (229)	
東部	230 (85)	26	223 (82)	26	238 (85)	26	230 (76)	23	221 (81)	23	225 (79)	28	1,367 (488)	
西部	162 (14)	4	169 (13)	3	173 (12)	3	166 (11)	2	155 (9)	1	157 (9)	2	982 (68)	
南部	341 (32)	16	344 (32)	16	350 (27)	15	357 (25)	12	347 (27)	13	351 (28)	15	2,090 (171)	
北部	186 (16)	8	174 (15)	5	172 (15)	6	178 (15)	6	171 (14)	7	169 (13)	7	1,050 (88)	
合計	1898 (245)		1897 (236)		1935 (231)		1907 (213)		1835 (217)		1880 (214)		11,352 (1,356)	

地域包括支援センター名	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		令和4年度計(のべ件数)	
	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数
第一	368 (37)	10	374 (35)	9	371 (35)	9	363 (33)	8	363 (33)	8	356 (27)	7	4,364 (449)	
第二	207 (13)	11	205 (14)	12	216 (15)	12	225 (15)	12	215 (15)	12	213 (15)	13	2,536 (150)	
第三	416 (35)	18	414 (37)	19	422 (38)	19	423 (37)	19	416 (36)	21	414 (37)	22	4,944 (449)	
東部	223 (79)	23	225 (77)	23	232 (79)	21	224 (80)	21	230 (79)	22	227 (77)	23	2,728 (959)	
西部	164 (10)	2	164 (11)	2	172 (9)	1	175 (10)	2	182 (11)	2	189 (11)	2	2,028 (130)	
南部	361 (26)	14	365 (25)	15	374 (26)	13	363 (27)	15	373 (28)	16	386 (26)	16	4,312 (329)	
北部	166 (11)	6	167 (13)	6	181 (13)	7	187 (13)	7	192 (13)	8	188 (12)	8	2,131 (163)	
合計	1905 (211)		1914 (212)		1968 (215)		1960 (215)		1971 (215)		1973 (205)		23,043 (2,629)	



ウ 包括的支援業務における介護予防ケアマネジメントの実績 ※介護予防ケアマネジメントのうち、事業対象者に対する支援計画(三職種による支援計画)

ウ 包括的支援業務における介護予防ケアマネジメントの実績

(単位：件)

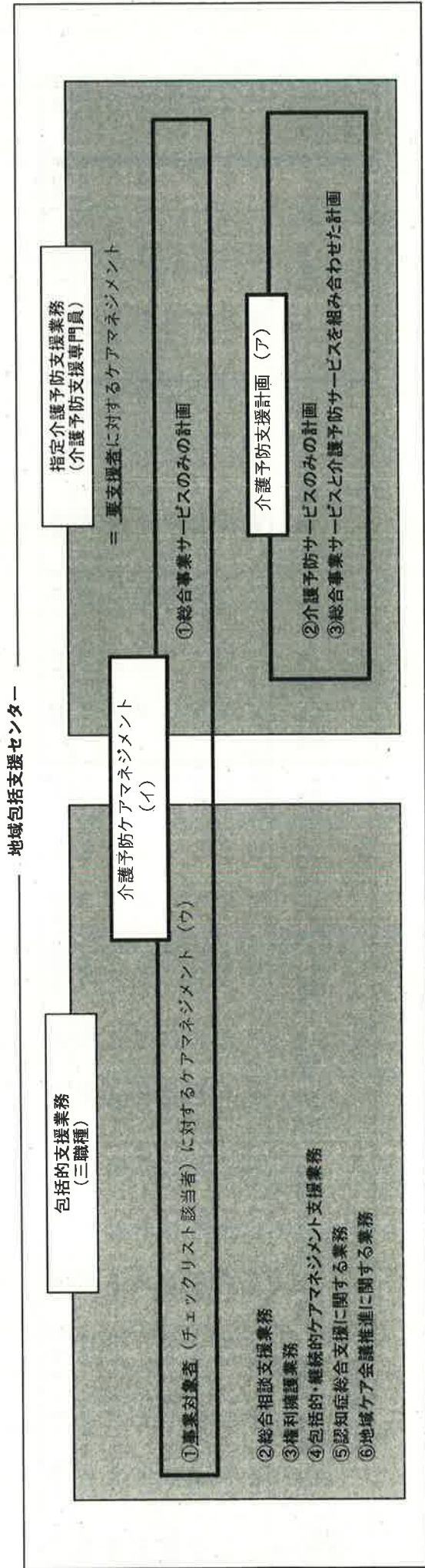
地域包括支援センター名	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		上期計(のべ件数)								
	プラン 件数 (うち 委託件数) 対象者)	(うち 新規 対象者)	プラン 件数 (うち 委託件数) 対象者)	(うち 新規 対象者)	プラン 件数 (うち 委託件数) 対象者)	(うち 新規 対象者)	プラン 件数 (うち 委託件数) 対象者)	(うち 新規 対象者)	プラン 件数 (うち 委託件数) 対象者)	(うち 新規 対象者)	プラン 件数 (うち 委託件数) 対象者)	(うち 新規 対象者)	プラン 件数 (うち 委託件数) 対象者)	(うち 新規 対象者)							
第一	184	(1)	(16)	188	(1)	(5)	195	(1)	(4)	183	(0)	(3)	169	(0)	(3)	177	(0)	(6)	1,096	(3)	(37)
第二	92	(0)	(5)	96	(0)	(2)	96	(0)	(2)	92	(0)	(1)	89	(0)	(3)	91	(0)	(4)	556	(0)	(17)
第三	195	(3)	(18)	194	(3)	(12)	204	(3)	(10)	202	(3)	(9)	194	(3)	(5)	202	(3)	(6)	1,191	(18)	(60)
東部	96	(3)	(3)	97	(3)	(2)	106	(3)	(10)	106	(3)	(1)	98	(3)	(0)	101	(3)	(3)	604	(18)	(19)
西部	54	(0)	(4)	62	(0)	(11)	63	(0)	(5)	62	(0)	(2)	53	(0)	(1)	53	(0)	(2)	347	(0)	(25)
南部	171	(3)	(17)	174	(3)	(10)	183	(2)	(12)	190	(3)	(13)	187	(2)	(6)	193	(3)	(15)	1,098	(16)	(73)
北部	93	(0)	(6)	81	(0)	(1)	82	(0)	(2)	86	(0)	(3)	81	(0)	(0)	79	(0)	(0)	502	(0)	(12)
合計	885	(10)	(69)	892	(10)	(43)	929	(9)	(45)	921	(9)	(32)	871	(8)	(18)	896	(9)	(36)	5,394	(55)	(243)

(単位：件)

地域包括支援センター名	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		令和4年度計(のべ件数)		三職種1人 当たりの 担当件数 (件/月)							
	プラン 件数 (うち 委託件数) 対象者)	(うち 新規 対象者)	プラン 件数 (うち 委託件数) 対象者)	(うち 新規 対象者)	プラン 件数 (うち 委託件数) 対象者)	(うち 新規 対象者)	プラン 件数 (うち 委託件数) 対象者)	(うち 新規 対象者)	プラン 件数 (うち 委託件数) 対象者)	(うち 新規 対象者)	プラン 件数 (うち 委託件数) 対象者)	(うち 新規 対象者)	プラン 件数 (うち 委託件数) 対象者)	(うち 新規 対象者)								
第一	175	(0)	(9)	187	(0)	(12)	187	(0)	(10)	182	(0)	(6)	181	(0)	(2)	182	(0)	(1)	2,190	(3)	(77)	36.5
第二	89	(0)	(0)	88	(0)	(4)	91	(0)	(7)	92	(0)	(6)	92	(0)	(2)	91	(0)	(1)	1,103	(0)	(37)	23.0
第三	201	(4)	(12)	197	(4)	(9)	199	(4)	(12)	200	(4)	(7)	200	(4)	(10)	202	(5)	(12)	2,388	(43)	(122)	28.4
東部	102	(2)	(5)	105	(2)	(8)	105	(2)	(2)	107	(3)	(2)	107	(3)	(2)	108	(3)	(0)	1,232	(33)	(38)	17.1
西部	60	(0)	(2)	60	(0)	(4)	63	(0)	(6)	63	(0)	(7)	63	(0)	(2)	71	(0)	(9)	726	(0)	(55)	15.1
南部	205	(3)	(18)	204	(2)	(9)	207	(2)	(11)	199	(1)	(9)	204	(2)	(13)	213	(1)	(4)	2,330	(27)	(137)	27.7
北部	77	(0)	(0)	79	(0)	(1)	85	(0)	(9)	89	(0)	(7)	89	(0)	(2)	88	(0)	(1)	1,010	(0)	(32)	21.0
合計	909	(9)	(46)	920	(8)	(47)	937	(8)	(57)	928	(8)	(44)	936	(9)	(33)	955	(9)	(28)	10,979	(106)	(498)	24.7

(参考)

### 地域包括支援センター業務概略図



2. 訪問型サービス(第1号訪問事業)及び通所型サービス(第1号通所事業)の紹介率最高法人に関する実績

上段：紹介率最高法人の件数 / 全件数

中段：紹介率最高法人のケアプラン割合

下段：紹介率最高法人名

地域包括支援センター名 (法人名)	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分	
	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス
第一 (津野保健生活協同組合)	23/130 17.7%	67/332 20.2%	23/136 16.9%	68/335 20.3%	21/131 16.0%	74/350 21.1%	19/126 15.1%	69/331 20.8%	17/122 13.9%	64/318 20.1%	21/124 16.9%	69/338 20.4%
第二 (弘前豊徳会)	17/80 21.3%	37/181 20.4%	16/78 20.5%	40/183 21.9%	16/78 20.5%	40/183 21.9%	17/80 21.3%	41/180 22.8%	15/76 19.7%	38/177 21.5%	16/80 20.0%	42/183 23.0%
第三 (愛成会)	30/205 14.6%	46/362 12.7%	31/202 15.3%	48/354 13.6%	29/202 14.4%	47/367 12.8%	29/202 14.4%	47/365 12.9%	28/203 13.8%	43/342 12.6%	30/201 14.9%	45/350 12.9%
東部 (一葉会)	13/67 19.4%	28/231 12.1%	13/66 19.7%	27/229 11.8%	13/69 18.8%	27/233 11.6%	16/69 23.2%	26/223 11.7%	14/62 22.6%	27/225 12.0%	17/65 26.2%	26/225 11.6%
西部 (嶽陽会)	16/25 64.0%	67/169 39.6%	16/25 64.0%	66/177 37.3%	16/25 64.0%	66/179 36.9%	15/25 60.0%	67/182 36.8%	17/28 60.7%	65/169 38.5%	15/25 60.0%	60/170 35.3%
南部 (博陽会)	24/120 20.0%	46/302 15.2%	25/119 21.0%	46/310 14.8%	23/116 19.8%	45/319 14.1%	25/122 20.5%	43/319 13.5%	24/118 20.3%	42/306 13.7%	24/117 20.5%	44/310 14.2%
北部 (七峰会)	6/21 28.6%	46/196 23.5%	6/22 27.3%	46/196 23.5%	6/22 27.3%	46/196 23.5%	6/24 25.0%	46/204 22.5%	5/24 20.8%	46/190 24.2%	6/24 25.0%	46/177 26.0%

※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

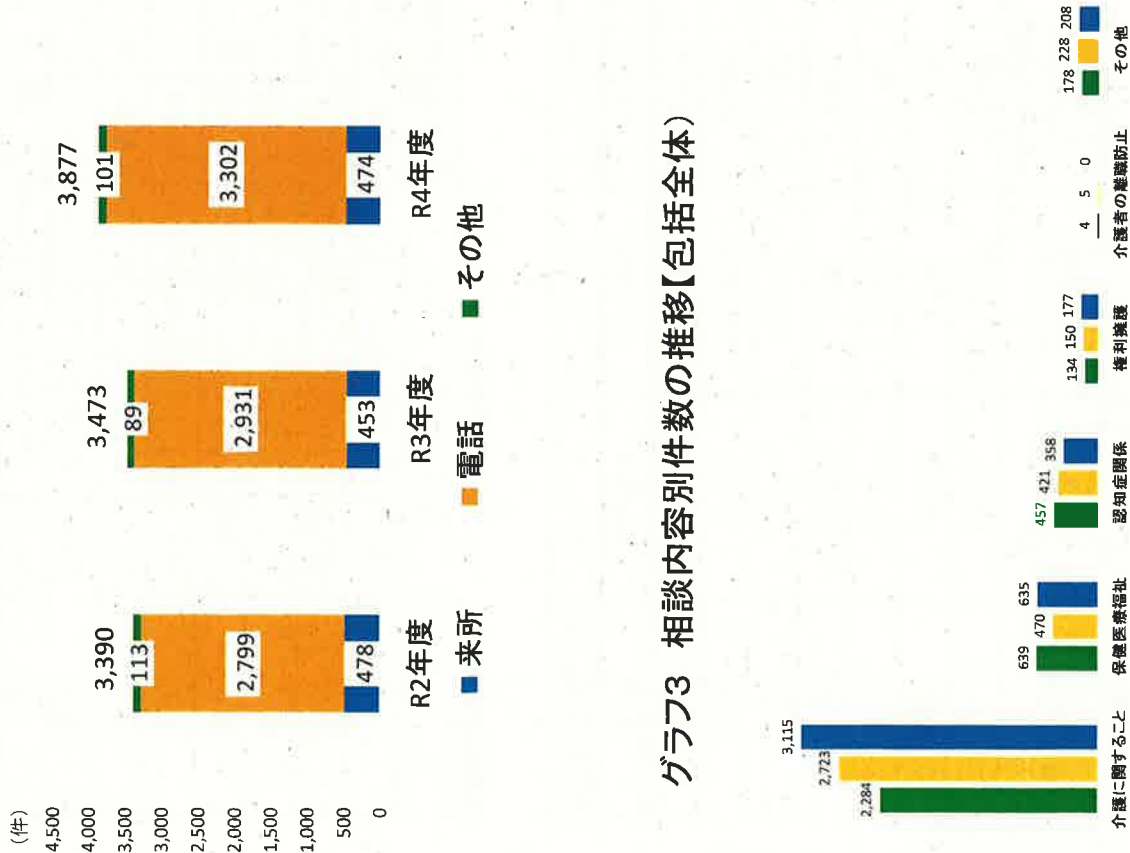


地域包括支援センター名 (法人名)	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分	
	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス
第一 <small>(津軽保健生活協同組合)</small>	18/125 14.4%	75/347 21.6%	18/119 15.1%	139/354 39.3%	18/117 15.4%	75/343 21.9%	15/113 13.3%	70/337 20.8%	15/111 13.5%	73/338 21.6%	14/110 12.7%	72/340 21.2%
第二 <small>(弘前豊徳会)</small>	15/75 20.0%	41/177 23.2%	16/75 21.3%	38/171 22.2%	16/78 20.5%	38/180 21.1%	14/77 18.2%	40/180 22.2%	13/73 17.8%	39/174 22.4%	15/63 23.8%	37/173 21.4%
第三 <small>(愛成会)</small>	30/205 14.6%	45/362 12.4%	31/205 15.1%	47/355 13.2%	30/209 14.4%	46/358 12.8%	28/205 13.7%	41/361 11.4%	29/200 14.5%	45/365 12.3%	29/199 14.6%	47/366 12.8%
東部 <small>(一葉会)</small>	16/64 25.0%	25/221 11.3%	15/64 23.4%	29/232 12.5%	16/65 24.6%	34/237 14.3%	15/61 24.6%	34/229 14.8%	15/65 23.1%	35/232 15.1%	13/62 21.0%	35/234 15.0%
西部 <small>(嶽陽会)</small>	17/27 63.0%	66/178 37.1%	17/27 63.0%	67/176 38.1%	18/28 64.3%	73/182 40.1%	16/26 61.5%	73/179 40.8%	16/29 55.2%	72/182 39.6%	16/27 59.3%	76/208 36.5%
南部 <small>(博陽会)</small>	26/122 21.3%	42/320 13.1%	25/120 20.8%	44/324 13.6%	25/128 19.5%	43/328 13.1%	25/118 21.2%	44/316 13.9%	26/123 21.1%	41/326 12.6%	28/124 22.6%	49/343 14.3%
北部 <small>(七峰会)</small>	9/26 34.6%	47/179 26.3%	6/27 22.2%	44/166 26.5%	6/24 25.0%	48/166 28.9%	6/24 25.0%	46/197 23.4%	5/22 22.7%	45/199 22.6%	5/21 23.8%	46/199 23.1%

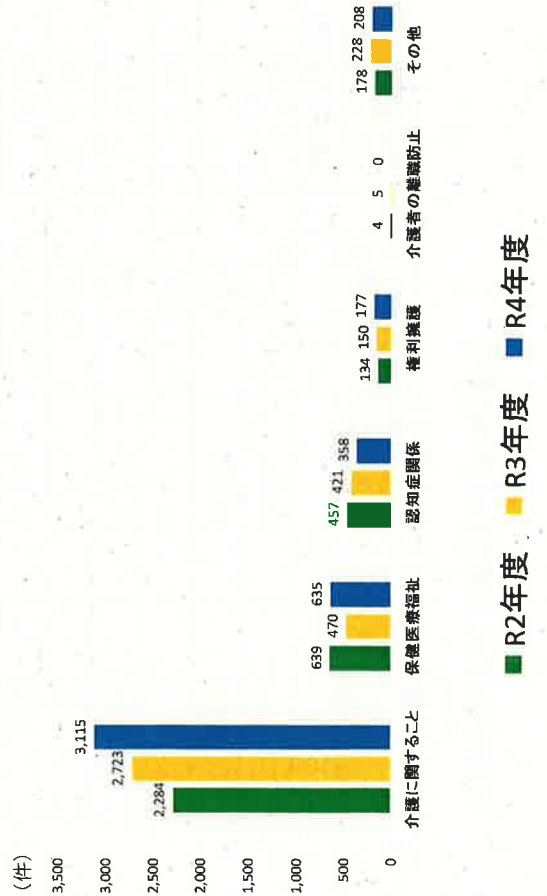
※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

# 包括的支援事業実績

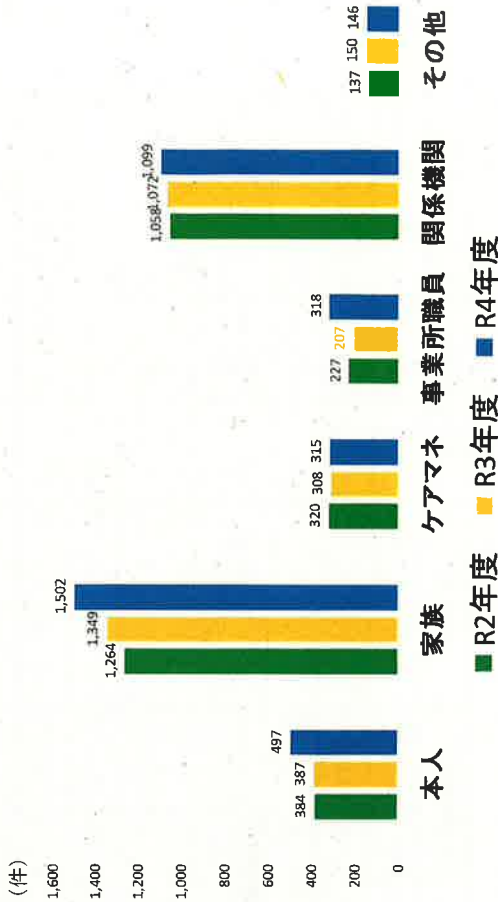
## グラフ1 相談件数の推移【包括全体】 延べ件数



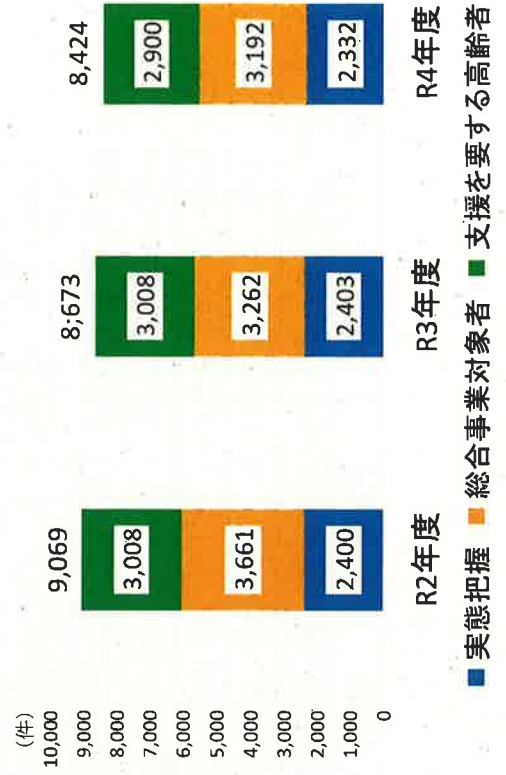
## グラフ3 相談内容別件数の推移【包括全体】



## グラフ2 相談者別件数の推移【包括全体】



## グラフ4 訪問件数の推移【包括全体】



# 令和4年度包括的支援事業実績

( )内は独居高齢者数

## 【相談件数】

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口 R5.3.31現在	高齢者数 R5.3.31現在	65歳以上 単身世帯数 R5.3.31現在	来所		電話		その他		R4年度計		R3年度計	
				実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	25,784	8,195	2,806	111 (32)	169 (54)	429 (117)	474 (136)	21 (7)	22 (7)	561 (156)	665 (197)	483 (150)	549 (182)
第二	18,500	6,531	2,147	39 (8)	44 (9)	339 (113)	361 (125)	6 (1)	8 (3)	384 (122)	413 (137)	296 (98)	323 (111)
第三	30,259	10,275	4,097	51 (16)	56 (19)	698 (275)	741 (295)	8 (3)	8 (3)	757 (294)	805 (317)	718 (298)	781 (326)
東部	32,580	8,795	2,917	36 (8)	49 (14)	374 (123)	546 (211)	11 (3)	11 (3)	421 (134)	606 (228)	456 (140)	575 (183)
西部	14,344	5,227	1,483	47 (9)	63 (14)	258 (56)	299 (72)	18 (4)	19 (4)	323 (69)	381 (90)	329 (85)	398 (110)
南部	28,482	10,234	3,383	27 (4)	29 (4)	510 (179)	542 (189)	21 (11)	23 (12)	558 (194)	594 (205)	443 (150)	495 (183)
北部	12,717	5,063	1,428	47 (10)	64 (15)	244 (50)	339 (72)	7 (2)	10 (2)	298 (62)	413 (89)	288 (74)	352 (115)
合計	162,666	54,320	18,261	358 (87)	474 (129)	2,852 (913)	3,302 (1,100)	92 (31)	101 (34)	3,302 (1,031)	3,877 (1,263)	3,013 (995)	3,473 (1,210)
延べ数の構成比(%)					12.2%		85.2%		2.6%		100%		

## 【相談者の区分】

( )内は独居高齢者数

地域包括支援センター	本人		家族		介護支援専門員		介護サービス事業所職員		関係機関		その他		R4年度計		R3年度計	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	81 (37)	107 (52)	194 (33)	239 (44)	46 (11)	49 (12)	35 (6)	40 (8)	174 (58)	194 (66)	31 (11)	36 (15)	561 (156)	665 (197)	483 (150)	549 (182)
第二	48 (22)	52 (25)	145 (32)	159 (36)	41 (14)	43 (15)	33 (11)	33 (11)	107 (36)	116 (43)	10 (7)	10 (7)	384 (122)	413 (137)	296 (98)	323 (111)
第三	112 (50)	117 (54)	256 (74)	270 (77)	74 (33)	82 (37)	72 (33)	81 (38)	211 (92)	222 (99)	32 (12)	33 (12)	757 (294)	805 (317)	718 (298)	781 (326)
東部	43 (17)	74 (40)	178 (35)	262 (72)	25 (13)	36 (19)	36 (14)	48 (20)	124 (46)	170 (67)	15 (9)	16 (10)	421 (134)	606 (228)	456 (140)	575 (183)
西部	25 (7)	38 (14)	136 (13)	157 (19)	28 (6)	34 (8)	23 (6)	26 (6)	94 (32)	108 (38)	17 (5)	18 (5)	323 (69)	381 (90)	329 (85)	398 (110)
南部	64 (34)	70 (37)	232 (49)	247 (51)	34 (20)	37 (21)	50 (16)	51 (16)	162 (69)	171 (73)	16 (6)	18 (7)	558 (194)	594 (205)	443 (150)	495 (183)
北部	26 (4)	39 (8)	135 (20)	168 (24)	23 (3)	34 (6)	27 (7)	39 (10)	78 (23)	118 (33)	9 (5)	15 (8)	298 (62)	413 (89)	288 (74)	352 (115)
合計	399 (171)	497 (230)	1,276 (256)	1,502 (323)	271 (100)	315 (118)	276 (93)	318 (109)	950 (356)	1,099 (419)	130 (55)	146 (64)	3,302 (1,031)	3,877 (1,263)	3,013 (995)	3,473 (1,210)
延べ数の構成比(%)		12.8%		38.7%		8.1%		8.2%		28.3%		3.8%		100%		



【相談内容】(延べ数) ( )内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	介護に関すること(介護保険に関することを含む)	介護予防・生活支援サービスに関すること	医療	保健福祉	認知症関係	権利擁護				介護者の離職防止	その他	R4年度計	R3年度計
						高齢者虐待	成年後見制度	措置支援	困難事例対応				
第一	449 (119)	55 (18)	31 (7)	71 (29)	59 (23)	10 (0)	14 (6)	0 (0)	9 (3)	0 (0)	11 (0)	709 (205)	582 (191)
第二	276 (80)	203 (72)	8 (3)	29 (10)	50 (19)	9 (1)	6 (4)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	7 (3)	589 (193)	393 (132)
第三	459 (156)	200 (88)	29 (7)	218 (102)	66 (22)	16 (0)	6 (3)	0 (0)	10 (2)	0 (0)	1 (1)	1,005 (381)	986 (398)
東部	401 (132)	111 (48)	83 (47)	11 (6)	54 (19)	12 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (1)	38 (23)	715 (276)	696 (213)
西部	167 (33)	88 (13)	36 (10)	23 (6)	61 (11)	11 (1)	9 (9)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	46 (21)	444 (105)	466 (122)
南部	341 (93)	116 (47)	5 (4)	5 (4)	30 (12)	13 (1)	10 (9)	0 (0)	3 (3)	1 (0)	70 (32)	594 (205)	495 (183)
北部	218 (42)	31 (6)	64 (7)	22 (3)	38 (5)	3 (0)	20 (11)	0 (0)	3 (0)	3 (2)	35 (18)	437 (94)	379 (120)
合計	2311 (655)	804 (292)	256 (85)	379 (160)	358 (111)	74 (3)	66 (42)	0 (0)	30 (9)	7 (4)	208 (98)	4,493 (1,459)	3,997 (1,359)
構成比(%)	51.4%	17.9%	5.7%	8.4%	8.0%	1.6%	1.5%	0.0%	0.7%	0.2%	4.6%	100%	

【訪問件数】 ( )内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口 R5.3.31現在	高齢者数 R5.3.31現在	実態把握		総合事業の対象者		支援を要する高齢者		R4年度計		R3年度計	
			実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	25,784	8,195	362 (111)	362 (111)	124 (46)	380 (138)	24 (9)	240 (135)	510 (166)	982 (384)	493 (161)	1,051 (434)
第二	18,500	6,531	288 (82)	288 (82)	126 (49)	288 (97)	154 (45)	254 (82)	568 (176)	830 (261)	512 (153)	773 (267)
第三	30,259	10,275	194 (73)	194 (73)	248 (123)	965 (502)	296 (130)	1056 (511)	738 (326)	2,215 (1,086)	678 (315)	2,161 (1,187)
東部	32,580	8,795	277 (83)	277 (83)	86 (25)	335 (116)	138 (53)	356 (154)	501 (161)	968 (353)	555 (150)	1,013 (311)
西部	14,344	5,227	539 (81)	539 (81)	101 (17)	332 (67)	75 (35)	187 (79)	715 (133)	1,058 (227)	875 (177)	1,167 (279)
南部	28,482	10,234	292 (103)	292 (103)	274 (112)	736 (332)	332 (118)	634 (277)	898 (333)	1,662 (712)	912 (379)	1,677 (812)
北部	12,717	5,063	380 (78)	380 (78)	76 (17)	156 (34)	74 (19)	173 (54)	530 (114)	709 (166)	557 (130)	831 (259)
合計	162,666	54,320	2,332 (611)	2,332 (611)	1,035 (389)	3,192 (1,286)	1,093 (409)	2,900 (1,292)	4,460 (1,409)	8,424 (3,189)	4,582 (1,465)	8,673 (3,549)
延べ数の構成比(%)			27.7%		37.9%		34.4%		100%			



令和2～4年度包括的支援事業実績比較

(単位:件)

【相談件数】

	来所				電話				その他				合計									
	R2年度		R3年度		R4年度		R2年度		R3年度		R4年度		R2年度		R3年度		R4年度					
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数				
第一	109	136	109	144	111	169	349	427	384	393	429	474	19	26	10	12	22	589	483	549	561	665
第二	47	52	39	42	39	44	248	262	256	280	339	361	0	0	1	1	6	295	296	323	384	413
第三	47	49	29	31	51	56	549	572	673	734	698	741	9	9	16	16	8	605	718	781	757	805
東部	40	51	64	73	36	49	383	503	382	492	374	546	3	3	10	10	11	426	456	575	421	606
西部	55	67	64	80	47	63	177	235	251	304	258	299	9	9	14	14	18	241	311	329	323	381
南部	26	35	28	32	27	29	483	507	395	442	510	542	43	46	20	21	23	552	588	443	495	594
北部	78	88	43	51	47	64	246	293	232	286	244	339	14	20	13	15	7	338	401	288	352	413
合計	402	478	376	453	358	474	2,435	2,799	2,553	2,931	2,852	3,302	97	113	84	89	92	2,934	3,390	3,013	3,473	3,877

【相談者区分】

	本人				家族				介護支援専門員				介護サービス事業所職員										
	R2年度		R3年度		R4年度		R2年度		R3年度		R4年度		R2年度		R3年度		R4年度						
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数					
第一	68	92	62	82	81	107	166	197	172	195	194	239	57	70	43	49	46	31	35	32	34	35	40
第二	31	34	32	35	48	52	97	107	105	116	145	159	41	43	29	33	41	22	22	18	19	33	33
第三	70	71	96	99	112	117	204	216	228	252	256	270	60	61	66	69	74	52	55	56	58	72	81
東部	44	64	41	56	43	74	157	210	212	265	178	262	25	31	26	35	25	33	33	40	36	40	48
西部	16	22	23	32	25	38	100	126	152	176	136	157	17	24	43	58	28	23	23	12	14	23	26
南部	62	64	47	53	64	70	242	265	190	211	232	247	31	34	34	36	34	20	20	20	20	50	51
北部	33	37	24	30	26	39	120	143	115	134	135	168	52	57	21	28	23	22	25	18	22	27	39
合計	324	384	325	387	399	497	1,086	1,264	1,174	1,349	1,276	1,502	283	320	262	308	271	203	227	192	207	276	318

	関係機関				その他				合計									
	R2年度		R3年度		R4年度		R2年度		R3年度		R4年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	132	166	157	171	174	194	23	29	17	18	31	36	477	589	483	549	561	665
第二	97	101	106	113	107	116	7	7	6	7	10	10	295	314	296	323	384	413
第三	205	213	240	266	211	222	14	14	32	37	32	33	605	630	718	781	757	805
東部	141	184	121	157	124	170	26	28	20	22	15	16	426	557	456	575	421	606
西部	76	97	83	97	94	108	9	12	16	21	17	18	241	311	329	398	323	381
南部	173	180	136	152	162	171	24	25	16	23	16	18	552	588	443	495	558	594
北部	93	117	93	116	78	118	18	22	17	22	9	15	338	401	288	352	298	413
合計	917	1,058	936	1,072	950	1,099	121	137	124	150	130	146	2,934	3,390	3,013	3,473	3,302	3,877

(単位:件)

【相談内容】(延べ数)

	介護に関すること(介護保険に関するものを除く)				介護予防・生活支援サービスに関すること				介護の方法、介護用品、介護機器				介護保険制度				保健医療福祉				認知症関係			
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
第一	375	449	58	55	9	9	398	186	50	102	84	55	59	50	102	84	55	59	102	84	55	59	102	84
第二	201	276	72	203	6	6	234	42	43	37	42	49	50	43	37	42	49	50	37	42	49	50	37	42
第三	455	459	197	200	5	5	472	110	171	247	96	109	66	171	247	96	109	66	247	96	109	66	247	96
東部	353	401	107	111	19	19	252	166	92	94	96	91	54	92	94	96	91	54	94	96	91	54	94	96
西部	196	167	91	88	30	30	180	43	70	59	62	54	61	70	59	62	54	61	59	62	54	61	59	62
南部	317	341	64	116	6	6	436	21	16	10	32	27	30	16	10	32	27	30	10	32	27	30	10	32
北部	202	218	35	31	12	12	225	71	28	86	45	36	38	28	86	45	36	38	86	45	36	38	86	45
合計	2,099	2,311	624	804	87	87	2,197	639	470	635	457	421	358	470	635	457	421	358	635	457	421	358	635	457

	権利擁護				介護者の離職防止				その他				合計			
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
第一	30	25	12	3	10	0	0	0	8	19	11	709	715	582	709	709
第二	14	9	4	3	9	0	0	0	4	19	7	589	342	393	589	589
第三	17	54	10	19	16	0	0	0	0	0	1	1,005	700	986	1,005	1,005
東部	20	16	7	6	12	2	3	0	11	34	38	715	566	696	715	715
西部	11	21	2	5	11	0	0	0	34	34	46	444	360	466	444	444
南部	23	18	12	10	13	0	0	0	70	53	70	594	588	495	594	594
北部	19	7	4	2	3	2	2	0	51	69	35	437	425	379	437	437
合計	134	150	51	48	74	4	5	0	178	228	208	4,493	3,696	3,997	4,493	4,493

【訪問件数】

(単位:件)

	実態把握				総合事業の対象者				支援を要する高齢者				合計			
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
第一	353	353	341	362	362	451	422	380	33	233	45	288	24	240	510	982
第二	302	302	273	288	288	329	112	288	139	253	127	249	154	254	568	830
第三	200	200	193	194	194	1,198	251	965	238	998	234	968	296	1,056	738	2,215
東部	163	163	238	242	277	374	132	335	164	390	185	426	138	356	501	968
西部	377	377	641	539	539	71	230	332	53	133	142	259	75	187	715	1,058
南部	657	657	342	292	292	258	713	274	373	799	329	644	332	634	898	1,662
北部	348	348	371	380	380	192	366	156	86	202	61	174	74	173	530	709
合計	2,400	2,400	2,399	2,403	2,332	3,661	3,262	3,192	1,086	3,008	1,123	3,008	2,900	4,582	8,673	8,424

## 令和4年度在宅介護支援センター活動実績

### 委託業務の内容

- ・総合相談
- ・実態把握
- ・地域におけるネットワーク構築

包括支援センター	委託先の数	①相談件数		②訪問件数	
		合計	在介分再掲	合計	在介分再掲
第一	2か所	665	8	982	163
第二	2か所	413	0	830	60
第三	2か所	805	10	2,215	175
東部	2か所	606	42	968	147
西部	2か所	381	58	1,058	374
南部	1か所	594	59	1,662	285
北部	4か所	413	5	709	200
合計	15か所	3,877	182	8,424	1,404
			占有率 4.7%		占有率 16.7%



令和4年度 地域包括支援センター事業実績

地域課題	目 標	目標に対する取組の評価
<p><b>第一包括</b></p> <p>①認知症高齢者に対する地域住民主体の見守り体制が不十分である。 ②認知症高齢者が、自らの意向を伝える機会を逃している場合が多い。</p>	<p>①認知症高齢者に対する地域住民主体の見守り体制を構築する。 ②高齢者が終活について考える機会を提供する。</p>	<p>①地域住民主体の認知症高齢者を見守り目的とし、「第一包括わんわんパトロール隊」を立ち上げ活動を開始した。4/23には出発式を開催し、登録者21名、愛犬16頭、民生委員5名、町会長1名、法人幹部2名、弘前市ボランティアセンター1名、包括職員5名、計35名が参加し、北大通をパトロールすることができた。登録者からの要望で、月1回ゴミ拾いをしながらのパトロールを6月から11月までの予定で実施している。実際の活動の中で認知症高齢者の発見対応事例はまだ報告されていないが、日々の何気ない犬の散歩の時間を活用した見守り体制を構築することができた。3/31現在27名27頭が登録し活動中。</p> <p>②相談業務の中で積極的に「これからノート」の活用を提案している。10/20・12/15と終活セミナーを実施。テーマを「延命治療・生前整理・墓じまい・遺言等」に関することとし集合とオンラインで同時開催することができた。のべ参加者は、地域住民29名、圏域介護支援専門員51名であった。Zoomで参加した高齢者からは、「子供や孫と一緒に参加しました。自然と家族会議をすることができ、自分の思いを伝えることが出来ました。」との感想が聞かれた。今後は、家族単位での参加や、子供世代(50～60歳代)の参加を検討したい。「死=タブー」といった捉え方が未だあるため、「自分らしく生きる」ための取り組みである事を啓発していきたい。十分とは言えないが、目標を達成することはできたと考えている。</p>
<p><b>第二包括</b></p> <p>・自身が必要とするサービスが分からない。サービスに対する周知、把握が必要。 ・各年代毎に自身が課題を把握し対応していく必要がある。</p>	<p>①地域包括支援センターが高齢者の相談窓口であること、サービス利用についての方法を周知する。 ②若い世代も含めて健康寿命延伸に向けた働きかけをする。</p>	<p>①②地域に対する働きかけとして、大学生や市内小学校区で最も高齢化が進んでいる三省小学校で全校児童を対象に認知症サポーター養成講座を開催した。その他MCIの講話や認知症支援に対する働きかけをおこなった。又、地域住民や高齢者に対する健康教室を実施し、フレイル予防の理解促進をはかることができた。併せて高齢者支援に携わる方を対象として、介護保険制度の出席講座、関係機関に対する合同研修会等を行った。新たな活動として認知症の方や認知症を支援する方に対して、認知症カフェを開催、他にはSNS等で幅広い世代へ参加を促した介護相談カフェを開催した。今年度から開催した認知症カフェ等において、新たに開催を希望される地域等もあり、来年度対応する予定となっており、地域包括支援センターの業務内容を分かりやすく理解いただけるようパンフレットの内容を工夫して新たに作成している。</p> <p>上記行事の開催活動の際に目標に取り組んだ結果、地域包括支援センターの役割、健康寿命延伸等の必要性を説くことが出来、地域包括支援センターの活動内容の周知や各世代への働きかけが出来た。引き続き、各世代を含めて働きかけが必要がある。</p>
<p><b>第三包括</b></p> <p>①在宅生活を支援するボランティア等社会資源の情報が必要であり、介護支援専門員や地域住民等の支援者にとって十分ではない。 ②認知症等の精神疾患への理解や高齢者虐待に対する認識不足がある。複合的な課題を持つ世帯に対して、適切な医療機関や支援機関等に結び付いていない。 ③センターの活動が地域住民に見えないため、広報が必要である。</p>	<p>①ボランティア等の社会資源について、介護支援専門員等の支援者が効果的に活用できるようにする。 ②認知症についての普及啓発、高齢者虐待防止の啓発。8050問題での若年層への対応は、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する。 ③広報紙を作成しセンターの活動を具体的に紹介することで、住民の理解が向上する。</p>	<p>①圏域内の介護支援専門員連絡会で、ボランティア等の社会資源について、実際に活動している、除雪、買い物、ペット、出張美容室等の有償ボランティア団体から活動を紹介してもらうことで、活動内容を知る機会となり地域で生活する高齢者を支援する方法の選択肢が増えた。</p> <p>②認知症の普及啓発として、高校生や大学生を対象に認知症サポーター養成講座を行い、若い世代から認知症を正しく理解し、その対応について考えてもらうことで、将来的に認知症の方が住みやすい地域づくりに繋がっていくと期待できた。まだ少数であるため、今後はその他の教育機関で講座を実施できるように検討する。認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)では学生と協働で行うことで、意欲的に世代間・多世代交流ができ、地域住民からも好評であった。その他、介護負担を抱えた認知症の方の介護者も多参加し、専門職が個別対応することで、負担軽減が図られ専門医受診にも繋がっている。</p> <p>高齢者虐待への認識不足に対しては、各地区民協定例会にてリーフレットを用いて高齢者虐待防止の啓発を行っている。民生委員へ心配な地域住民や些細なことでも早期の相談をすすめる、関係機関と協働で対応することで問題の深刻化を防ぐことができると情報提供、2件の通報に繋がっている。8050問題に対しては、弘前市生活福祉課自立支援室を講師に主任介護支援専門員への研修会を実施し、対応力向上を図った。センターが対応したケースでは、若年者の相談支援機関や医療機関と連携を図り対応することが多かった。今後も若年者の状態により連携先は多岐にわたるため、弘前市生活福祉課自立支援室も含め多様な機関と連携し対応していく。</p> <p>③地域住民へセンターの役割をよりよく知ってもらうため、広報紙の内容や配布方法等の検討を地域ケア推進会議で実施。地域の各代表者と検討し、センターに寄せられる具体的な相談内容等を例示した広報紙を作成、毎戸配布している。広報紙をみたと電話相談が1割程度みられている。広報紙を通じて地域住民がセンターを知ることとなり、早期相談に繋がりが、問題の深刻化等を防ぐことが期待できた。</p>
<p><b>東部包括</b></p> <p>①医療・リハビリ・福祉それぞれ専門性の理解が不十分であり効果的な連携が難しい。 ②支援が必要な世帯ほど(認知症高齢者世帯や重層的・複合的課題世帯など)早期発見・早期介入が難しい。 ③重層的・複合的な課題(家族自身の課題を抱えている世帯に対し、世帯全体のマネジメントを支援する窓口がない)。</p>	<p>①会議や研修会、意見交換の場において、医療・リハビリ・福祉専門職の参加を促し、互いの専門性の理解を深め連携強化を図る。 ①連携の繋ぎとして地域包括支援センターが活用されるよう、事業所へ向けた地域包括支援センターの周知を行う。 ②地域住民へ地域包括支援センターの理解と活用を広報する。認知症サポーター養成講座、認知症カフェ(土曜の音楽カフェ)、介護者教室を開催し、認知症の理解と啓発を図る。 ③重層的・複合的な課題を抱えている世帯への対応力向上の為、地域ケア会議や研修会等において事例検討を行い理解を深める。</p>	<p>①③地域ケア個別・推進会議、ケアマネ連絡会、座談会、認知症介護者教室、認知症カフェを医療・リハビリ・福祉専門職の参加を得て開催。初参加となる見学者もあり、他の専門職の専門性、活動を知識として相互理解につながったと感じている。</p> <p>①地域包括支援センターが主催する事業を紹介するパンフレットを新たに作成し、圏域4地区の民生委員・児童委員協議会、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、医療機関、薬局、金融機関、郵便局、一般企業へ配布、周知活動を行いセンターの地域における役割を理解いただくことができた。</p> <p>②認知症サポーター養成講座(認知症サポーターステップアップ講座含む)計8回(177名受講)、認知症カフェ計4回(10名参加)、認知症介護者教室計4回(17名参加)開催。地域住民へ認知症の正しい理解と適切な関わり方、支援等を伝え理解を得ることができた。</p> <p>③一般社団法人権利擁護あおいもりねつとの協力を得て成年後見制度研修会を開催。圏域の居宅介護支援事業所、市内の入院病床を有する病院へ開催案内を行った。ハイブリッド型で開催し32名の参加を得た。多重債務や相続、身元保証等、医療・福祉支援者が負担に感じやすい課題に対し、事例を交えて専門的・実務的な内容を講義いただき、成年後見人の役割、成年後見制度の理解が得られた。</p>



地域課題	目 標	目標に対する取組の評価
<p>1) 社会資源マップが上手く活用されていない。 2) 認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。 3) 圏域居宅介護支援事業所(包括支援センター含)と医療や訪問看護との連携が弱い。 4) 介護負担が大きくなることで、虐待等に繋がる危険性がある。 5) 自宅に閉じこもることで高齢者の状態が把握できない。</p>	<p>1) 社会資源マップの見直しで情報を追加し、実用性が高いものにしていく。 2) 認知症サポートセンター養成講座・ただいまサポートの周知活動の推進。(学校、企業、町内会等) 3) 専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。 4) パンフレットの設置場所を拡大する。(スーパー、郵便局、銀行等)また、民生委員、町会長との連携を強化し、虐待や認知症についての啓発活動を行う。 5) 実態把握強化・生活支援コーディネーターと連携し、集いの場の活性化を図る。</p>	<p>1) 圏域介護支援専門員へ修正点やどんな情報があれば良いかの情報収集を行い、新しいマップを完成し、各居宅、事業所へフリップ、タータも添えて配布できた。 2) 認知症サポートセンター養成講座、ステップアップ講座は民生委員や圏域施設、圏域小、中学校へ声掛け(周知)を行うことが出来た。目標としていた学校への説明ができ、常盤野小学校で開催することができた。その他、民生委員や施設職員で3回開催となった。 3) 医療と介護の連携(訪問看護の役割)について研修会を実施し、疑問に思っている事やこんなときどうしたらいいのかといった対応の仕方などを学ぶことができた。顔の見える連携にもつながった。関係機関とのパンフレット設置場所を回り、状況を確認し、パンフレットの補充や挨拶回りを行った。関係機関との信頼関係強化につながっている。(東奥信用金庫やマックスノリユ、農協などからも相談や報告など増えている)また、民生委員定例会は毎月参加、町会長会議は年度初め参加し、講座の周知や消費者被害についてなど説明を行い、啓発活動に努めることができた。 5) 今年度は、コロナが2年間の中でも、特に拡大が大きく、なかなか、1件1件まわることが難しい状況であった。(デイサービスも、かなりの確率で休館や利用目録等の措置が取られていて、いろんな人が回って自宅に来ることを懸念する声も聞かれていた) 集いの場は月1回の開催から始めて、現在はコロナ前の月2回へ戻し実施することができている。利用者は5人程度で推移している。地域のリーダー候補への引き継ぎのタイミングを生活支援コーディネーターと検討中である。 カソスタネットワークも、生活支援コーディネーターと常に相談し、ポスターの修正も入れて、再度趣旨説明を行って、昨年掲示できなかったガソリンスタンドでも趣旨を理解していただき、すべてのガソリンスタンドへ掲示できた。</p>
<p>1) 認知症の理解が不十分なため、重度化してからの相談が多め、相談窓口の周知を図る必要がある。 2) 地域との関りが薄く認知症の人や孤立している高齢者が多いため、地域で見守り体制を整える必要がある。 3) キーパーソン不在で問題を多く抱える高齢者が多く、支援体制を整える必要がある。</p>	<p>1) 認知症の知識普及のための活動を行い、総合相談窓口として地域包括支援センターの周知を図る。 2) 民生委員や関係機関と協力し、孤立している高齢者の見守り体制を整え、居場所作りの支援や認知症カフェを開催する。 3) 関係機関で情報共有し、連携を図りながら支援体制を整える。</p>	<p>1) 地域の住民を対象に認知症サポートセンター養成講座を開催し認知症の対応について理解してもらうことができた。また「認知症予防」をテーマに出前講座を2回行った認知症の知識普及に繋げることができた。関係機関をはじめ地域のふれあい居場所やスーパー、民生委員定例会ではサポート養成講座や総合相談窓口としての地域包括支援センターの周知活動を行い関係性を築いている。シルバーハウス・プランチ会議では団地の民生委員に出席して頂き圏域の気になる高齢者の情報を共有し、地区の民生委員とは見守りが必要で高齢者を一緒に訪問し連携を図っている。また認知症カフェを4回開催し58名の参加があり、継続して参加する方が多く居場所の支援に繋がっている。 2) 障害を持った家族や多くの問題を抱えるケースでは関係機関と情報共有し連携して支援に繋がっている。今後も関係機関と連携を強化し支援体制を整える必要がある。</p>
<p>1) 社会資源に乏しく、公共交通機関による移動が困難な地域であることや農村地域で収入が高齢者基礎年金のみの低所得者層に多い高齢者世帯が多いという地域特性がある。これにより同居を含む高齢者世帯においては、受診や外出、社会参加が制限されることで引き起こす大きな要因となっている。 2) 地域コミュニティから孤立している高齢者の地域における見守りや互助が脆弱である。 3) 地域住民の介護予防に対する意識が低い。</p>	<p>1) 地域住民による地域包括支援センター機能(相談機能や出前講座など)の活用促進。 2) 多職種連携による介護予防やフレイル予防に向けた地域活動の基盤づくり。 3) 民生委員、町会長、地域包括支援センターの三者間の連携強化。 4) 介護や認知症、介護予防や健康増進に関する地域住民への知識の啓発。</p>	<p>1) 地域住民や地域関係者の地域包括支援センター機能の活用促進に向け、地域に向けた地域包括支援センターの活動周知の一環として、圏域各地区の町会(計460班)に北部地域包括支援センターに関する広報誌を発行し回覧している。広報誌の回覧により幅広い世代への活動周知にも繋がっていることから継続して多世代含み地域住民が興味関心を持つような記事内容を検討しながら広報誌を作成、発行、回覧し更なる地域への活動周知に繋げていく。 2) 地域ケア個別会議での医療専門職、リハビリ専門職、福祉専門職、介護専門職など多職種によるケース検討の推進を図るなかで、会議での関わりを通じた専門職や専門職が所属する専門職団体とのネットワーク構築も繋がっており、地域づくりの側面からも今後の連携の可能性が期待できる。 3) 地域住民をはじめ地域関係者、福祉専門職など多職種による防災に関する意見交換会を通じ更なるネットワーク構築が強化された。また地区同士のネットワーク構築にも繋がっていることから今後の連携においても良好な関係となることが期待できる。 4) 継続的な地域での保健活動やイキイキ体操教室が介護予防や健康増進に関する地域啓発にも繋がっており地域住民からは高評価となった。限定された地区での開催となったが農業に従事する地域の特長柄冬期間の健康に対する意識が低いという気づきがあった。活動内容や方法によっては意識の変化をもたらすことが期待できる。</p>



令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

職員配置 (R.4.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	3人	プラン手数
	社会福祉士	2人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1人	2
	主任ケアマネ	1人			箇所

令和4年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態  
 ①認知症高齢者の対応について理解が不足しているため、外出リスク(感染症や交通事故、帰宅できないなど)を恐れ、外出の機会が減少し「閉じこもり」の高齢者が増えている。  
 ②認知症高齢者の意思決定を支える支援者は、本人の意思確認が困難な場合が多く、意向に寄り添えているか常に葛藤している。

地域課題

- ①認知症高齢者に対する地域住民主体の見守り体制が不十分である。
- ②認知症高齢者が、自らの意向を伝える機会を逃している場合が多い。

目標

- ①認知症高齢者に対する地域住民主体の見守り体制を構築する。
- ②高齢者が終活について考える機会を提供する。

令和4年度目標に対する取り組みの評価

①地域住民主体の認知症高齢者の見守りを目的に、「第一包括わんわんパトロール隊」を立ち上げ活動を開始した。4/23日には出発式を開催し、登録者21名、愛犬16頭、民生委員5名 町会長1名 法人幹部2名、弘前市ボランティアセンター1名、包括職員5名、計35名が参加し、北大通をパトロールすることができた。登録者からの要望で、月1回ゴミ拾いをしながらのパトロールを6月から11月までの予定で実施している。実際の活動の中で認知症高齢者の発見対応事例はまた報告されていないが、日々の何気ない犬の散歩の時間を活用した見守り体制を構築することができた。3/31現在27名27頭が登録し活動中。

②相談業務の中で積極的に「これからノート」の活用を提案している。10/20・12/15と終活セミナーを実施。テーマを「延命治療・生前整理・墓じまい・遺言等に関すること」とし集合とオンラインで同時開催することができた。のべ参加者は、地域住民29名 圏域介護支援専門員51名であった。Zoomで参加した高齢者からは、「子供や孫と一緒に参加しました。自然と家族会議をすることができ、自分の思いを伝えることが出来ました。」との感想が聞かれた。今後は、家族単位での参加や、子供世代(50～60歳代)の参加を検討したい。「死=タブー」といった捉え方が未だあるため、「自分らしく生きる」ための取り組みである事を啓発していきたい。十分とは言えないが、目標を達成することはできたと考えている。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和4年度計画	R4年度計画内容		課題・評価		R5年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	①制度説明や基本チェックリストを実施し、地域の社会資源の活用も含めたマネージメントを実施する。	①2週間以内に対応	①新規:62件実施。全例2週間以内に対応することができた。	①62件	①アセスメント・スクリーニングを丁寧に行いながら、自立支援を視野に多様なサービスの情報提供を行っていく。 ②相談者に説明を行い必要なサービスにつなぐことができた。また、必要時総合事業の説明を行いチェックリストを実施し適切なサービス利用につながっている。

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

## 2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワーク構築に努める。	実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	①民生委員定例会への参加や、地区会長と情報交換を行う。 ②商業施設や金融機関との情報交換 ③津軽地域ケアネットワーク定例会等への参加と情報提供 ④圏域グループホーム等運営推進会議への参加。 ⑤生活支援コーディネーターとの情報交換	①年1回以上 ②年1回以上 ③年2回以上 ④開催時 ⑤年2回以上	①和徳南地区定例会に参加。4地区会長訪問し情報交換を行う。 ②ドラッグストア―他商業施設と情報交換する。 ③津軽地域ケアネットワーク会長との情報交換を行い、定例会に向けた準備を進めている。 ④グループホームや看多機・小規模多機能事業所の会議へ参加。 ⑤第2層協議体設置に向けた情報交換を実施。	①定例会:1回 情報交換: ①1回 ②2回 ③情報交流:3回 ④9回 ⑤2回実施	①～⑤感染対策を視野に入れ状況に合わせた形で、関係づくりを行うことができた。特に生活支援コーディネーターとの情報交換から第2層協議体の設置について検討し、無事に第1回目の会議を実施することができ、新たなネットワークを構築できた。今後は定例で情報交換が可能となり、住民視点の地域課題抽出や解決策の検討などが行われることを期待している。	①～⑤引き続き実施する。特に、③の定例会開催に向けた準備を行っていききたい。また、⑤の協議体設置後の活動を支援したい。	
イ	実態把握	地域住民や民生委員、その他関係機関からの情報提供により実態把握に努める。	①在宅介護支援センターと定期的に通時的な連携しながら実施する。 ②在介:実態把握年間50件以上	①オンラインで確実に開催できている。 ②新型コロナウイルスの感染拡大状況に合わせて実施している。	①12回 ②たちまち:109件 幸福荘:50件	①②感染拡大状況に合わせた形で実施できている。3年間に及ぶ自粛により外部との接触を過度に恐れ、受診しなす重篤化して発見される方が続いた。また詐欺や強盗に関する報道が連日あり、接触が難しい状況があるためアプローチ方法の検討が必要。	①②在介との連携会議にてアプローチ方法を検討し配布物などを直していききたい。	
ウ	総合相談	①三職種が切れ目なく対応できるように情報共有を強化し、他機関への情報提供や関係機関への紹介をスムーズに行う。 ②窓口周知に取り組む。	①毎日 ②随時	①朝のミーティングや個別の事例発生時に意見交換しながら支援にあたることができている。 ②圏域事業所や近郊の病院・民生委員にパンフレットを渡した。	①平日毎日実施 ②事業所:90件 病院:21件 民生委員:54名	①計画通り実施できている。そのため、担当不在時でもスムーズに対応できている。 ②計画通り実施できている。民生委員からの相談が増え窓口の周知につながっている。	①継続して実施する。	



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	<p>①成年後見制度について普及啓発を図る。</p> <p>②成年後見制度が必要な場合は、スムーズに相談・申立て支援を行う。</p>	<p>①年4回以上</p> <p>②随時</p>	<p>①民生委員定例会、グループホーム運営推進会等での広報や関係機関への資料提供をする。</p> <p>②相談、申し立て支援を行う。</p>	<p>①4回</p> <p>②5件</p>	<p>①後見人制度について定例会や運営推進会議以外にも地域住民に意識的に啓発することができた。</p> <p>②迅速に対応し権利擁護センターの助言を受けながら進めることのできている。任意後見申し立てを進め、多額な報酬を要求する事例などが発生し複雑化している。</p>	<p>①②継続して実施し、圏域権利擁護センターとも連携し支援する。</p>
イ	措置を要するケースが発生した場合は、市の関係部署と連携し対応する。	①随時	①該当ケースなし	①該当なし	①措置に至るケースはなかった。	①発生時には市に対応を求めている。
ウ	養護者による高齢者虐待に関わる通報を受けた場合は、速やかに対応する。	①随時	①直接接触することができない事例などあり市と協議し虐待疑いとなった事例が3例あった。	①10件	①他者との接触を避けている方の対応は非常に難しく、市と協議し対応するが、事実確認ができない事例があり、どのように対応すべきか再確認することが必要だと考え、②対応事例についての振り返りの機会を検討したい。	①②継続して実施する。
エ	事実確認後、課題を整理し支援の方向性を関係者で協議する。	①随時	①日常的な意見交換に加え、三職種カンファレンスを月1回開催し支援方法を検討できた。	①12回	①随時意見交換できず体制を整え、カンファレンスでは集中的に検討することができた。	①継続して実施する。
オ	消費者被害に関する最新情報を把握し住民に伝達する体制を構築する。	①年1回以上 ②随時	①圏域内民生委員にパンフレットを配布し情報提供した。1/29「消費者フォーラムin弘前」の開催に協力。	①資料配布:1回 ②0件	①民生委員や地域住民に対し資料提供することができた。フォーラムの運営に協力し最新情報を市民に届けたことができた。	①②継続して実施する。

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的ケア体制の構築	①他職種・他機関と連携し、地域ケア個別会議や推進会議を開催する。	① 個別：年4回以上 推進：年2回	①個別・推進ともにオンラインで開催することができ感染拡大状況に影響されなかった。	① 個別：4回 推進：2回	①地域ケア会議のオンラインでの運営方法を参考にしながら作成することができた。また、議論などやすいよう事前の論点を整理し、打ち合わせを入念に行い、事前資料やワークシートを工夫。推進では、地域課題や政策提言まで限られた時間で議論を深めることができた。	①オンライン会議を積極的に進めたいが、内容を深めることができないように検討を重ね、継続する。また、状況に合わせて集型の会議を実施したい。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①リーダークラス会議を実施し、介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	①会議：年2回以上	①2回開催し、意見交換会や学習会のテーマを決定し、内容の検討を行うことができた。	① 会議：2回	①リーダークラス会議を中心に介護支援専門員の意見を集約し、意見交換会や学習会が開催でき、組み合わせがうまく機能している。この仕組みがうまく機能している。今後はいきいたいと考えている。	①継続して実施する。
ウ 日常的個別指導・相談	①個別相談	①随時 ②年2回	①新規相談：46件あり。随時対応している。 ②介護支援専門員の意見を反映し、学習会や意見交換会を開催した。	① 相談：46件 ② 学習会2回 意見交換会1回	①②介護支援専門員から意見をいただく機会が増え、気軽に相談できる雰囲気づくりに相違なかった。今後は、さらさら相関しやすいつい関係性の構築と主任介護支援専門員の活躍の場を提供していきたい。	①②継続して実施する。
エ 支援困難事例等への指導・助言	①同行訪問、関係機関とのネットワークを生かした具体的な支援方針の検討や後方支援を行う。	①随時 ②随時	①同行訪問を1件実施し、後方支援を行うことができた。 ②個別会議を実施する前に担当者会議で検討し課題整理することができた。	①同行訪問：4件 ②担当者会議：1件	①同行訪問し、後方支援をすることができた。 ②個別会議を提案するが担当者が会議で課題整理できている。地域ケア個別会議を気軽に実施できるような提案していきたい。	①継続して実施する。 ②困難事例については積極的に個別会議を提案する。

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

## 5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	市内認知症地域支援推進員と連携し地域住民による高齢者の見守り活動(第一包括わんわんパトロール隊)を実施する。	①年1回以上 ②令和3年度1回 令和4年度1回以上 ③登録者10名以上 ④2月に1回	①8/29連絡会にて情報提供できた。 ②R3.3/26は11名R4.7/23は8名受講された。同時に声かけ訓練も実施した。 ③すでに養成講座を受講している方もおり、3/31現在登録者27名愛犬27頭の名簿を管理している。 ④感染拡大につき中止	①1回 ②19名受講 ③登録者27名愛犬27頭 ④開催中止	①～④計画通り立ち上げ活動を開始することができた。登録者からの意見で、6月から11月まで月1回ゴミ拾いをしながらパトロールを実施している。登録者間の交流や周囲へのアピール、地域貢献ができて活動であり継続したい。	①～④継続して実施する。
イ 認知症の人や家族への支援	認知症に関する住民教育や早期相談の場所として感染対策を徹底した認知症カフェを開催する。	①年30か所以上 ②年10回 ③年1回以上	①圏域事業所90件、近郊の病院21件、商業施設6件、調剤薬局1件、民生委員54名にチラシを配布した。その他個別に相談者等に配布している。 ②感染拡大状況に合わせた対策を行い時間短縮なども行い5回開催できた。 ③情報交換を行うことができた。	①172件配布 ②5回 ③2回	①積極的に広報に努めることができた。 ②感染状況に合わせて開催できており、参加者も固定化してきた。参加者の拡大が課題であり、わかりやすい名称検討や周知に取り組みむ必要がある。 ③圏域内の居場所の運営状況について情報交換することができた。現状での移行先としての検討は難しいと思われた。	①チラシの配布先など効果を検証し対応していきたい。 ②引き続き参加者拡大に向けた取り組みを進める。 ③次年度は参加者の拡大に集中的に取り組むため、包括主体で運営したいと考えているため計画はしない。
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座を開催しサポーターを増やす。	①年10か所以上 ②年2回以上	①圏域事業所90件、近郊の病院21件、商業施設6件、調剤薬局1件、民生委員54名にチラシを配布した。 ②高校生やわんわんパト事前学習会など4回実施し62名が受講した。 ③フオローアップ研修を3回実施し18名が参加した。	①172か所 ②4回実施 ③3回実施	①②172か所に対し広報し、養成講座開催につなげることができた。また、SNSを活用した広報活動行っており手ごたえを感じている。その効果だけではないが若い世代の受講者が増え、参加者の5割以上が40代以下であった。 ③わんわんパト隊員を中心にフオローアップ研修を実施し、実践場面を想定した声かけ訓練や経験交流を行うことができた。	①引き続き多世代へのアプローチとしてSNSを効果的に活用していきたい。そのため次年度はチラシの配布件数ではなく、年間投稿数を指標とする。 ②継続して実施する。 ③フオローアップ研修について計画に追加する。



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
<p>①地域ケア個別会議は定期開催を基本とするが、要望があった際は随時開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。</p> <p>②自立支援型のケア会議を開催し本人の自立支援や重度化防止を図る。</p> <p>個別支援と地域課題の把握</p>	<p>①地域ケア個別会議開催</p> <p>④地域ケア推進会議開催</p> <p>②圏域の介護支援専門員に呼び掛ける自立支援型ケア会議を開催する。</p>	<p>①年4回</p> <p>④年2回</p> <p>②年1回以上</p>	<p>①4回実施でき、うち1回は随時開催することができた。</p> <p>④2回実施でき「免許返納」について検討できた。</p> <p>②自立支援型のケア会議を2回開催することができた。</p>	<p>①個別:4回</p> <p>④推進:2回</p> <p>②2回</p>	<p>①②定期開催することができた。個別会議2回は自立支援型で開催することができた。今年度より助言者として弘大心理支援学科学科准教授の参加を依頼し、新たな視点で深めることができています。</p>	<p>①②継続して実施する。</p>

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

### 【地域の実態】

- ①運転に危険性を感じ支援者として免許返納を勧めたいが、認知症が背景にあり、本人・家族がなかなか納得をしないことが多い。
- ②コロナ禍で過剰に外部との接触を避けてきたため、孤立化が進み、重症化した状態で発見される事例や孤独死が散見されている。

### 【地域課題】

- ①免許返納後の移動手段が充実していないなど、自主返納のメリットが感じられず返納が進まず危険な運転を防止できない。
- ②他者とのつながりが希薄であり孤立化しやすいため、孤立化防止のための対策が必要である。

### 【地域での対応方針】

- ①支援者は免許返納について学び利用者に情報提供できるようにする。
- ②市民レベルで政策提言できる仕組みづくりについて検討する。
- ③積極的なアウトリーチ活動と、多世代へのアプローチでつながりの再構築に取り組む。

### 【市、関係団体への提言】

- ①おでかけシニアバスの改善。(申し込み方法の簡素化や期間延長、対象者の拡大、自己負担の減免、定員の見直しなどを行う)
- ②テレビなどを利用し、多世代に高齢者事業を理解してもらえようなわかりやすい広報活動。
- ③車いすなどでも移動しやすい道路を整備し、誰もが移動しやすい街づくり。
- ④介護タクシーや乗り合いタクシーの拡充。
- ⑤多世代が地域とつながりを持つことができるような仕組みづくりが必要。
- ⑥孤立化防止対策に取り組む必要がある。

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

職員配置 (R4.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	3人	プラン手数
	社会福祉士	1人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0人	2箇所
	主任ケアマネ	1人			

## 令和4年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態  
 ・介護者が一人で課題を抱え、介護負担が過重になっている事がある。  
 ・本人、家族のニーズに適した施設を選定する事が難しい。介護支援専門員の社会資源に関する情報が不足している。  
 ・身体機能、環境により活動範囲が狭くなっている。

地域課題  
 ・自身が必要とするサービスが分からない。サービスに対する周知、把握が必要。  
 ・各年代毎に自身が課題を把握し対応していく必要がある。

目標  
 ①地域包括支援センターが高齢者の相談窓口であること、サービス利用についての方法を周知する。  
 ②若い世代も含めて健康寿命延伸に向けた働きかけをする。

## 令和4年度目標に対する取り組みの評価

①②地域に対する働きかけとして、大学生や市内小学校区で最も高齢化が進んでいる三省小学校で全校児童を対象に認知症サポーター養成講座を開催した。その他MCIの講話や認知症支援に対する働きかけをおこなった。又、地域住民や高齢者に対する健康教室を実施し、フレイル予防の理解促進をはかることができた。併せて高齢者支援に携わる方を対象として、介護保険制度の出席講座、関係機関に対する合同研修会等を行った。新たな活動として認知症の方や認知症を支援する方に対して、認知症カフェを開催、他にはSNS等で幅広い世代へ参加を促した介護相談フェアを開催した。今年度から開催した認知症カフェ等において、新たに開催を希望される地域等もあり、来年度対応する予定となっている。地域包括支援センターの業務内容を分かりやすく理解いただけるようパンフレットの内容を工夫して新たに作成して行く。  
 上記行事の開催活動の際に目標に取り組んだ結果、地域包括支援センターの役割、健康寿命延伸等の必要性を説くことが出来、地域包括支援センターの活動内容の周知や各世代への働きかけが出来た。引き続き、各世代を含めて働きかけが必要がある。

## 1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和4年度計画		課題・評価		R5年度の計画、取組
	R4実施内容	R4年度計画内容 回数等	R4実施内容	R4年度実績 回数等	
基本 チャットクリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	介護予防・日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるような支援メニューな利用をはかる。	介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チャットクリストを実施し該当者には適切、円滑な介護予防サービス支援計画書を作成する。	都度	事業対象者	引き続き自立支援と重度化防止のため目標を設定し、取り組んで行くよう支援する。セルフケアとして習慣化できるよう助言していく。
ア			124名 (3月末時点)	十分な説明をし、ご理解を得た上で意向確認を行い、一連の流れに沿って実施し、セルフケアの重要性が認識できるような説明をした。	

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

## 2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	<p>地域・各関係機関との関係づくり、ネットワークづくりに努める。</p> <p>地域におけるネットワーク構築</p>	<p>①民生委員定例会への参加。 ②公民館や町会など地域行事への参加。 ③圏域内のグループホーム、地域密着型サービス、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護の運営推進会議に参加。 ④城西二丁目・城西五丁目シルバーハウス生活相談会に参加する。</p>	<p>①定例会各地区年1回(藤代・城西地区) ②随時 ③地域密着型サービス運営推進会議4回 ④城西二丁目・城西五丁目各2回</p>	<p>①定例会 藤代1回 城西1回 計3回参加 ②2回 ③④0回</p>	<p>①民児協定例会に参加し、包括支援センターの取り組みについて紹介できた。 ②藤代地区の公民館運営推進会議に出席し、地区の住民や関係機関と情報交換を行うことが出来た。 ③④コロナ禍での自粛の影響で、圏域内の各事業所運営推進会議や、シルバーハウス生活相談会は開催されなかった。</p>	<p>①②地域より参加要請があった際には、可能な限り参加し、連携のとりやすい関係づくりに努める。 ③④運営推進会議や、生活相談会開催時には積極的に参加する。</p>
イ	<p>地区住民・民生委員・在宅介護支援センター、その他関係機関からの情報提供により地域の実態把握に努める。</p> <p>実態把握</p>	<p>①在宅介護支援センターとの連携 ②実態把握</p>	<p>①在宅介護支援センターとの連携 ②実態把握</p>	<p>①連絡会4回 ②在介鷹匠町43件 在介センター15件 包括230件 総計288件</p>	<p>①定期的に連絡会を開催し情報を共有することで、地域の実態を知る良い機会となっている。 ②昨年度と比較し、実態把握件数は増加した。年度末に圏域の銭湯が閉鎖することに伴い、入浴支援を希望する高齢者が一気に増加した。</p>	<p>①次年度も定期的に、連絡会の開催を計画。 ②在宅介護支援センターや民生委員等と連携して取り組んでいく。</p>
ウ	<p>総合相談窓口としての役割を周知していく。 多様な相談内容に対して、適宜状況把握を行い、相談内容に即したサービスをまたは、各種制度に関する情報提供、適切な機関への紹介等を行う。</p> <p>総合相談</p>	<p>随時</p>	<p>新規384件 継続29件 計413件</p>	<p>必要な情報の共有、適切な機関への紹介等ができた。</p>	<p>引き続き、相談依頼に対して情報を共有しながら、相談内容に応じた支援、適切な機関への紹介に努める。</p>	



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	民生委員定例会や町会等主催の行事、地域密着型サービス運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	随時	①相談 ②市長申立 ③親族申立 ④行事等での周知	① 9件 ② 2件 ③ 1件 ④ 6件	①成年後見制度の内容から申立方法まで相談があり対応した。 ②③引き続き、必要時申立援助を行う。 ④地域密着型サービス運営推進会議、町会行事等はなかつたが、包括の行事等では周知することが出来た。	引き続き、必要時の相談対応、申立の支援を行っていく。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	随時	措置対応	0回	措置の支援に至るケースはなかつたが、措置の支援に至る判断基準が不明瞭となっている。	必要時には市に実施を求め、市には措置の支援を求める際の手順、フローチャート等を明確にしてほしい。
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	随時	虐待対応	9件	相談9件中、7件が虐待認定。原因としては飲酒、養護者の精神障害、認知症を原因とする介護抵抗による暴力、もともと家族関係が悪い事等があつた。通報経路としては警察から市へ連絡があり、市から対応を求められるケースが大半だつた。	高齢者になつてから虐待が発生しているのではなく、元より世帯として問題がある家庭に高齢者が居るケースがほとんどなつておりやすい要因がある家庭に対処して、予防的に支援していく必要がある。
エ 困難事例への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	随時	困難事例対応	0件	困難事例はなかつた。	困難事例がある場合は地域ケア会議等を活用し解決、対応力の強化を図っていく。
オ 消費者被害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	随時	①消費者被害の対応 ②消費者被害予防のための周知 ③消費者フォーラムへの協力	① 1件 ② 6回 ③ 1回	①YouTube広告で購入した商品が本人が意図せず定期購入となつてしまつていた。市民生活センターへへつなぎ、解決した。 ②消費者被害防止のための周知を民生委員定例会で行つた ③消費者フォーラムへの参加	引き続き消費者被害が疑われる際には迅速に対応していく。



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等				
ア	包括的・継続的ケアマネジメントの構築 地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	①合同研修会 年:1回 ②地域ケア会議:6回 (個別4回、推進2回)	①関係機関合同研修会 ・生活支援コーディネーターの役割 ・自筆証書遺言書保管制度について ②地域ケア会議	①2回 7月・11月 ②地域ケア個別会議 4回 地域ケア推進会議 2回	圏域内で関係機関を招集した合同研修会を7月・11月に開催した。多職種での意見交換のできる場を設定することができた。	多職種・多機関合同での研修会を計画。相互に意見交換のできる様計画する。		
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用 地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員の連携強化を図る。	連絡会 年:5回	介護支援専門員が相互に意見交換のできる場を設定。	①開催回数 5回 5月 7月 9月 11月 3月	介護支援専門員相互の意見交換の出来る場を設定する事で、連携や情報共有が図られている。	連携強化や情報共有を目的として今後も定期的に開催を計画する。		
ウ	日常的個別指導・相談 専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。	①連絡会 年:5回 ②地域ケア個別会議 年:4回	圏域の介護支援専門員を対象とした連絡会を開催。	①開催回数 5回 ②地域ケア個別会議 4回	介護支援専門員の連絡会や地域ケア会議などを通して、相談しやすい環境を整える事で、日常的に連携が図られている。	介護支援専門員の業務が円滑に実施できるよう、連絡会や研修会を計画する。		
エ	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。	①随時 ②必要時	①相談内容に応じて各専門職の専門性を生かして対応する。 ②各専門職や関係機関と連携のもとに具体的な支援方針を検討し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。	①介護支援専門員からの相談件数 ②地域ケア個別会議の開催 ③支援困難ケースに 対し、居宅介護支援 センター と 同 行 訪 問。	相談内容に応じて三職種で協議して、各専門職の専門性を活かして、助言し課題解決に努めている。	必要に応じて同行訪問を行い、状況によっては地域ケア個別会議を開催し、多機関と連携の下で具体的な支援方針を検討する。		

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

## 5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 4 年度計画		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	<p>①認知症疾患医療センターや精神病院、認知症サポート医と連携し会議や研修会等も活用して、関係性を築いていく。</p> <p>②ケアパスや認知症初期集中支援チームを地域住民や関係機関に周知し、連携していく。</p>	<p>①年1回</p> <p>②随時</p>	<p>①認知症関連の研修会の開催。</p> <p>②認知症地域支援推進員連絡会や関連した会議に参加</p>	<p>① 2回</p> <p>② 7回</p>	<p>①老人福祉センターでの健康教室、事業者と連携してMCIの講演をし、住民へ認知症の正しい知識と対応についての意識向上を図った。</p> <p>②認知症関連の会議に参加し、関係機関と連絡を図った。</p>	<p>引き続き認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関と連携しながら対応していく。</p>
イ 認知症の 人や家族 への支援	<p>①認知症の疑いのある方に対しては、認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チームと連携し適切な医療や介護サービスにつなげていく。</p> <p>②家族や本人の支援については介護に関する相談や支援を行い、又認知症の人と家族のつどいや認知症カフェも紹介していく。</p>	<p>①認知症の人と家族のつどい参加：年1回</p> <p>②相談は随時</p>	<p>①認知症の人と家族のつどい参加</p> <p>②相談は随時行っている。</p> <p>③認知症カフェ(事業名：いっぱぐ茶屋心愛)を開催</p>	<p>①参加 1回</p> <p>②相談 50名</p> <p>③認知症カフェ 1回</p>	<p>①②認知症の人と家族の会参加や認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関と連携し対応した。</p> <p>③認知症カフェを通じ、誰もが集える交流の場を持つことができた。</p>	<p>①今後も病院、関係機関と連携し必要に応じ適切な医療ルートにのせ、状態に応じて介護サービスにつなげていく。</p> <p>②相談対応、認知症カフェの開催は継続して行っていく。</p> <p>③今後、初期集中支援チームの対応を要する症例があれば協力連携していく。</p>
ウ 知識の 普及	<p>①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター増を目指す。</p> <p>②キャラバンメイト増を目指す。</p>	<p>①広報活動 ・藤代地区 ・西地区 ・城西地区 目標サポーター数80名 開催回数3回</p> <p>②随時</p>	<p>①広報活動を民生委員定例会や、藤代公民館との情報交換会議、健康教室に参加した方へ働きかけた。</p> <p>②地域ケア個別会議やサポーター養成講座にキャラバンメイト受講を働きかけた。</p>	<p>①広報活動 5回</p> <p>サポーター養成講座開催回数 3回</p> <p>受講者 103名</p> <p>②広報活動 6回</p>	<p>①②地域住民や民生委員、圏域事業所、大学生に認知症サポーター養成講座の案内をした。結果、小学校で児童に対してサポーター養成講座を開催。又、準備段階から大学生と連携し、サポーター養成講座を開催している。</p> <p>②キャラバンメイトについては居宅介護支援事業所、サポーター養成講座受講者に対し受講機会があった場合の受講推奨をした。</p>	<p>①今後も継続して住民や企業、職域団体、学校に対してサポーター養成講座についての案内を行い、参加を働きかけていく。</p> <p>②キャラバンメイト増をめざし、事業所などへ連絡会などを利用して働きかけていく。</p>

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
①地域ケア個別会議は定例開催と支援困難事例への対応としての随時開催を行う。 ②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等を通して住民からニーズの把握を行う。	①地域ケア個別会議、地域ケア推進会議の開催。	①地域ケア個別会議:4回 その他:4回	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議	①開催回数:4回 (5月・7月・9月・11月) ②開催回数:2回 (8月・2月)	①個別課題解決、地域課題発見のための会議を行った。 ②地域課題抽出を目的とした会議を行った。	①計画した地域ケア個別会議に加え、必要時都度地域ケア個別会議を開催する。 ②地域ケア推進会議で把握された課題を整理して検討する。また、地域の行事等に積極的に参加して住民の高齢者対策のニーズの把握に努める。		

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ・病状の認識と健康増進のための知識が低く、状態が悪化してしまう事が多い。
- ・当事者や関係者以外、認知症(介護)に関心のない人が多い。

【地域課題】

- ・健康増進の意識を高められるよう、支援者、被支援者ともに成長できる働きかけが必要である。
- ・認知症に対する関心、理解が高まるようにアプローチする必要がある。

【地域での対応方針】

- ・介護をする前、される前の段階でフレイル予防や高齢者への支援等の理解を得られるようにする。
- ・地域の方が認知症への興味関心を持てるようにする。

【市、関係団体への提言】

- ・高齢になる前から地域ごとに孤立化を防ぐ方法、そして将来を見据えた地域づくりを検討する必要があるのではないかと。



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

職員配置 (R.4.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	5人	プラン手数
	社会福祉士	4人	その他(センターの他職種業務以外のもの)	人	2箇所
	主任ケアマネ	2人			

## 令和4年度の活動方針(地域課題・目標)

- 地域の実態**
- 在宅生活をjする上で、介護保険では対応しきれない部分を支援してくれる有償ボランティア等の情報が不足している。
  - 認知症や精神疾患、貧困等の複合的な課題を抱えた8050問題では支援困難傾向となっている。
  - 地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが、役割や事業内容が見えにくいとj声がある。
- 地域課題**
- 在宅生活を支援するボランティア等社会資源の情報が必要であり、介護支援専門員や地域住民等の支援者にとって十分ではない。
  - 認知症等の精神疾患への理解や高齢者虐待に対する認識不足がある。複合的な課題を持つ世帯に対して、適切な医療機関や支援機関等に結び付いていない。
  - センターの活動が地域住民に見えないため、広報が必要である。

- 目標**
- ボランティア等の社会資源について、介護支援専門員等の支援者が効果的に活用できるようにする。
  - 認知症についての普及啓発、高齢者虐待防止の啓発、8050問題での若年層への対応は、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する。
  - 広報紙を作成しセンターの活動を具体的に紹介することで、住民の理解が向上する。

## 令和4年度目標に対する取り組みの評価

- 圏域内の介護支援専門員連絡会で、ボランティア等の社会資源について、実際に活動している、除雪、買い物、ペット、出張美容室等の有償ボランティア団体から活動を紹介してもらうことで、活動内容をj知る機会となり地域で生活する高齢者を支援する方法の選択肢が増えた。
- 認知症の普及啓発として、高校生や大学生を対象に認知症サポーター養成講座を行い、若い世代から認知症を正しく理解し、その対応について考えてもらうことで、将来的に認知症の方が住みやすい地域づくりに繋がるjと期待できた。まだ少数であるため、今後はその他の教育機関で講座を実施できるように検討する。認知症カフェ(事業名:『燦燦カフェ』)では学生と協働で行うことで、意欲的に世代間・多世代交流ができ、地域住民からも好評であった。その他、介護負担を抱えた認知症の方の介護者も参加し、専門職が個別対応することで、負担軽減が図られ専門医受診にも繋がるjている。
- 高齢者虐待への認識不足に対しては、各地区民児協定例会にてリーフレットを用いて高齢者虐待防止の啓発を行っている。民生委員へ心配な地域住民や些細なことでも早期の相談をjすため、関係機関と協働で対応することで問題の深刻化を防ぐことができるjと情報提供、2件の通報に繋がるjている。
- 8050問題に対しては、弘前市生活福祉課自立支援室を講師に主任介護支援専門員への研修会を実施し、対応力向上を図った。センターが対応したケースでは、若年者の相談支援機関や医療機関との連携を図り対応することが多かった。今後は若年者の状態により連携先は多岐にわたるため、弘前市生活福祉課自立支援室も含め多様な機関と連携し対応していく。
- 地域住民へセンターの役割をよりよく知ってもらうため、広報紙の内容や配布方法等の検討を地域ケア推進会議で実施。地域の各代表者と検討し、センターに寄せられる具体的な相談内容を例示した広報紙を作成、毎戸配布している。広報紙をjみたjと電話相談が1割程度みられている。広報紙を通じて地域住民がセンターを知るjきっかけとなり、早期相談に繋がり、問題の深刻化等を防ぐことが期待できた。

## 1第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和4年度計画		課題・評価		R5年度計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チエックリスト該当者に係るケアマネジメント	制度の説明、基本チエックリストを実施。地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをする。	2週間以内	制度の説明、基本チエックリストを実施、該当者には、意向を確しケアマネジメントをj行った。	事業対象者数 280件	アセスメント、スクリーニングを丁寧に行い、自立支援も視野に入れながら、一般介護予防事業や多様なサービスの情報提供を行い、対応する。関係性を築きながら、適切なサービスや支援に繋げていく。

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	<p>①関係機関、住民組織と連携しやすい関係作りを行う。</p> <p>②介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。</p>	<p>①年4回以上</p> <p>②随時</p>	<p>①各地区民児協定例会へ参加し、連携に努めている。</p> <p>②上松原町会の地域住民集いにて介護予防、フレイル予防について情報提供している。</p>	<p>①4回</p> <p>②2回</p>	<p>①各地域の相談内容や相談者等の特徴について情報提供している。近隣住民とのトラブルを繰り返すケースの相対共有等、定例会参加により情報共有、連携を図ることができている。</p> <p>②集いに参加することでセンターの周知、介護予防の重要性を啓発することができている。</p>	<p>①民生委員との連携を継続するたため定例会への参加。民生委員からの相談受付時は協働、連携に努める。</p> <p>②地域住民の集いを活用し、包括主催で介護予防教室を実施、介護予防、フレイル予防啓発を行う。定期的な開催に向け住民組織と連携強化を図る。</p>
イ 実態把握	<p>高齢者の孤立、孤独死防止、重度化防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。</p>	年間150件	相談対応等した方や昨年度訪問した方を中心に実施。	194件	<p>実態把握では約3割強が独居世帯。初回訪問した段階で猫の飼育崩壊、認知世帯、劣悪な住環境等により早急に対応が必要だったり、その後も継続的に訪問支援が必要なケースが見られた。背景に認知症、同居家族が精神疾患、経済的困窮等の多問題世帯がある。問題が小さいうちから早期相談に繋げ、元氣な時から関係性を作るためにセンターの周知が必要。</p>	<p>速やかに訪問し実態把握を行い、適切にアセスメントを行い、必要に応じて早期対応を行う。民生委員や町内会等と関係が希薄なマンション等住民に対して、センターの広報活動を行い、早期発見、相談に繋げる。</p>
ウ 総合相談	<p>①的確な状況把握を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介を行う。</p> <p>②地域の関係機関、スーパー、金融機関、郵便局、医療機関などに広報活動をを行い、認知症高齢者、虐待、要支援者の早期発見と、相談しやすい窓口をめざす。</p>	<p>①随時</p> <p>②ア・年4回</p> <p>イ・年2回</p> <p>ウ・年30ヵ所</p>	<p>①訪問等での確にアセスメントし、適切な関係機関や支援へ繋げている。</p> <p>②ア、各地区民児協定例会にて民生委員へ配付。</p> <p>イ、高齢者支援ネットワーク会議にて地域の各代表者から意見をもらい作成したセンターの広報紙を圏域内全町会長宅を訪問、広報紙の配布を上・下半期2回行った。</p> <p>ウ、6月に圏域内の金融機関、医療機関等38ヵ所へ配付、設置。10月に医療機関19ヵ所へ配付、設置。</p>	<p>①随時</p> <p>②ア・年4回</p> <p>イ・年2回</p> <p>ウ・年57ヵ所</p>	<p>①より相談しやすい窓口として、適切な対応を重ねていく必要がある。</p> <p>②ア、民生委員からの相談に繋がっている。</p> <p>イ、広報紙を見てセンターへ相談した件数が29件。毎戸配布し各家庭で保管するように広報しているため、今後の早期相談に繋がると考えられている。</p> <p>ウ、広報活動を行うことで、金融機関からの相談に繋がったケースがある。</p>	<p>センターの広報、周知のために、町内の回覧板での広報紙回覧、各関係機関へのパンフレット配布、設置依頼を継続する。また、回覧が回らない、民生委員や町内会でも把握しづらいマンション等への広報を実施し、早期に相談に繋がりがり、専門職や医療機関等の支援がスムーズに開始できるように努める。</p>



# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の4第2項第2号)

項目	令和 4 年度計画		R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等				
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度の活用が必要な場合は、相談、申立てにつなげるよう支援する。	①ア・年4回 ②随時	①地域高齢者集会、民間協定会等にて広報を行う。 ②相談、申立ての支援を行う。	①4回 ②相談6件 ③申立済5件 ④支援中1件	①各地区民児協定会参加時に広報し、制度についての質問を受ける等、普及啓発を図ることができた。 ②介護支援専門員や施設職員からの相談が多かった。対象者は依存症や精神疾患等で金銭管理ができず債務整理が必要等、関係機関と連携が必要なケースは支援に時間を要した。反面、制度への関心が高く、判断力がある段階で、任意後見制度へ繋がったケースもあった。	①民児協定会へ参加し制度の普及啓発は継続して行っていく。地域住民等の集いに参加する際も、同様に制度の情報を提供する。 ②制度活用が必要なケースに対しは、関係機関と調整、連携を図りながら、効果的に制度へ繋がるよう支援していく。		
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携を図り、対応する。	随時	弘前市関係部署、受け入れ措置施設と連携を図り対応する。	0件	認知症や精神疾患による被害妄想等で暴力的になり、虐待通報時点で、すでに自主的に避難、分離しているケースが多い。速やかに緊急性の判断、分離措置の場合には各関係機関との連携を図っていく。	速やかに実態把握に努め、緊急性があり、分離措置を要するケースが発生した場合には、関係機関や弘前市の関係部署と連携し対応する。		
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に係る通報等を受けた後は、速やかに対応する。また高齢者虐待防止の周知を図る。	①②随時 ③年4回	①弘前市の虐待マニュアルに基づき、関係部署と連携を図り対応する。 ②必要に応じて、虐待対応ケース会議を開催、支援方法を検討する。 ③民児協定会等にて高齢者虐待防止の啓発を行う。	①随時 ②1回 ③4回	①速やかに実態把握に努め支援している。 ②緊急性の検討、情報共有、今後の対応方針、各関係機関との役割分担、連絡体制を整理している。 ③予防的対応を目的に早い段階からの相談を声かけ、民生委員からの虐待通報2件に繋がっている。また地域住民に対しセンター広報紙で高齢者虐待に関する記事を掲載し每户配布している。	①虐待対応マニュアルに基づき関係機関と連携を図り対応する。 ②相談支援事業所や医療機関等の関係機関との連携に努める。支援方針に係る重要な判断は、関係機関が連携し、組織的な判断ができるよう必要に応じて虐待対応ケース会議を開催する。 ③民児協定会や地域住民等に対して高齢者虐待防止の啓発を行う。		
エ 困難事例への対応	事実確認後、課題を把握し、援助の方向性(支援策)を関係者間で協議する。	随時	個別ケース会議を開催、支援を阻害している要因、課題と整理、支援方法を検討する。	0回	ヤングケアラーでは弘前市子ども家庭課、児童相談所等の児童の支援機関、アルコール依存症では精神科医療機関等、虐待対応最終ケースでは保護観察所等と対応方針や役割分担を図っている。	課題の整理、支援ネットワークの構築等が必要なケースでは、随時地域ケア個別会議を開催し、関係機関と連携を図る。		
オ 消費者被害の防止	弘前市市民生活センターと連携を図り、電話や窓口にて消費者被害に関する情報を把握し、民生委員、介護支援専門員、在宅介護支援センター、ホームヘルパーなどへ情報提供を行う。	年4回	地域高齢者集会、民児協定会、などで情報提供、予防啓発する。	6回	各地区民児協定会で4回。高齢者ふれあいの居場所では、上松原集会所のひなたぼっこ会へ2回参加、参加した高齢者へ情報提供を行っている。	各地区民児協定会、高齢者ふれあいの居場所等へ参加し、情報提供を行う。		

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	内容	回数	内容	回数	内容	回数		
ア 包括的・継続的ケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が関係機関とスムーズな連携が出来るよう支援する。	年2回	圏域の介護支援専門員「多職種連携」『精神疾患』に関する研修会を企画・実施する。	年2回	多職種連携については、管理栄養士から高齢者の栄養について講義。精神疾患については、精神保健福祉士から高齢者の精神疾患の多くみられる高齢者の特徴や対応の仕方、受診などを講義。	年2回	多職種連携については、管理栄養士から高齢者の栄養や食事内容について理解を深めること、精神疾患の対応や症状を理解することともに精神科病院の機能等の理解を深めることができ、各介護支援専門員が多様な関係機関とのネットワークを築くことができている。	介護支援専門員がより他機関と連携を図れるよう支援する。圏域内の介護支援専門員のニーズから障害サービス、アデイシヨンの講義を要する。アデイシヨンの講義を要する。アデイシヨンの講義を要する。アデイシヨンの講義を要する。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域の介護支援専門員と連携を強化する。 ②日常業務について意見交換できる場を設定する。 ③圏域の主任介護支援専門員と連携し、スキルアップ出来る企画を協働で検討、実施する。	①上半期1回 ②年1回 ③年2回	①介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握する。 ②地域課題や介護支援専門員からの要望に基づき『通所介護事業所と連携』を企画・実施する。 ③主任介護支援専門員連絡会を開催。二一ズに基づき、『8050問題』『社会資源』について勉強会、その他情報交換等を実施する。	①上半期1回 ②年1回 ③年2回	①圏域内介護支援専門員37名(うち主任介護支援専門員9名) ②圏域内通所介護事業所6事業所と意見交換。 ③8050問題は、弘前市福祉部就労自立支援室から講義。社会資源については、ボランティア団体7事業所と情報交換を行った。	①上半期1回 ②年1回 ③年2回	①連携しながら地域の活動に活かしていく。 ②医療連携として、市内4箇所の病院連携室のSWと生活福祉課のCWと意見交換を企画、実施する。 ③主任介護支援専門員のみでの連絡会を開催していたが、各事業所に主任介護支援専門員が配置、人数が多くなり、また介護支援専門員研修会の内容と差異がないため、介護支援専門員研修会として実施する。	①連携しながら地域の活動に活かしていく。 ②医療連携として、市内4箇所の病院連携室のSWと生活福祉課のCWと意見交換を企画、実施する。 ③主任介護支援専門員のみでの連絡会を開催していたが、各事業所に主任介護支援専門員が配置、人数が多くなり、また介護支援専門員研修会の内容と差異がないため、介護支援専門員研修会として実施する。
ウ 日常的個別指導・相談	地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気づきや学びが得られるよう支援する。	年6回	介護支援専門員相互、多職種からの助言を得られるよう地域ケア個別会議を開催する。	年6回	自立支援に向けた開催を行うことができた。	年6回	地域ケア個別会議を通し職種、民生委員やボランティアの参加により多角的な視点からの助言を頂くことができた。介護支援専門員にとっても新たな気づきや支援に繋がっている。	定期開催のほか、介護支援専門員から依頼があれば必要に応じて随時、開催を実施していく。
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①②随時	①同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を実施する。 ②困難事例については、地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	①②随時	①介護支援専門員からの要望で同行訪問したケースが1件ある。 ②困難事例に対して地域ケア個別会議の開催はなかった。	①②随時	①ケースの状況に応じ、同行訪問等の支援をしていく。 ②必要時、介護支援専門員が多角的な視点での支援が出来るよう地域ケア個別会議の提案し、実施していく。	



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等				
ア 関係機関との連携	<p>①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症疾患医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。</p> <p>②認知症初期集中支援チームと連携する。</p>	<p>①年4回</p> <p>②随時</p>	<p>①認知症施策、ケアハウス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ(事業名:『燈燦カフェ』)、等について広報する。</p> <p>②必要時、チームに支援を相談。訪問支援対象者について、課題を整理し、情報共有、支援協力をする。</p>	<p>①年4回</p> <p>②随時</p>	<p>②各地区民児協定例会、認知症カフェ(事業名:『燈燦カフェ』)参加者に対して広報を行っている。</p> <p>③認知症初期集中支援チームへ相談するケースがなかった。</p>	<p>①7回</p> <p>②0回</p>	<p>①認知症疾患医療センターと協働で認知症カフェ(事業名:『燈燦カフェ』)を実施し、円滑な連携を図ることができている。民生委員の紹介により地域住民の参加に繋がっている。また精神科受診の流れ等の関心のあるテーマでは、認知症の方や介護者等の参加が多く見られ、今後も地域住民が関心のあるテーマを検討していく必要があると感じられた。</p> <p>②必要時認知症初期集中支援チームへ繋げていく。</p>	<p>①各地区民児協定例会、認知症カフェ(事業名:『燈燦カフェ』)、高齢者ふれあいの居場所参加時に広報を行う。また回覧が回らない地区やマシオン等へも認知症予防等の啓発を行う。引き続き認知症医療疾患センターと連携を図る。</p> <p>②認知介護、独居認知症高齢者等の支援困難ケースにおいては、地域ケア個別会議等を活用し、必要に応じて認知症初期集中支援チームへ相談する。</p>
イ 認知症の人や家族への支援	<p>①認知症の人やその家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。</p> <p>②認知症の人やその家族に対して、相談・支援を行う。</p>	<p>①ア・年3回</p> <p>イ・年3回</p> <p>②随時</p>	<p>①ア・認知症カフェ(事業名:『燈燦カフェ』)を定期的に開催する。</p> <p>イ・認知症カフェの振り返り・評価を実施する。</p> <p>②認知症地域支援推進員が事業や地域の集い等に参加し、相談を受け、必要時支援を行う。</p>	<p>①ア・年3回</p> <p>イ・年3回</p> <p>②随時</p>	<p>①弘前学院大学にて3回実施し、実施後に振り返り、評価も協力機関と実施している。</p> <p>②認知症カフェ(事業名:『燈燦カフェ』)へ参加した介護者に対し、継続的に連絡し、相談支援を行い、専門医受診へ繋げている。</p>	<p>①ア・年3回</p> <p>イ・年3回</p> <p>②随時</p>	<p>①若い世代と一緒に振り返り、評価をすることで、意欲的に参加してもらうことができている。認知症を身近な疾患としてそれぞれの立場で考える機会となつている。</p> <p>②認知症について誰もが気軽に話ができ、困りごとを専門職や認知症疾患医療センター職員等の繋げること、専門医初診に繋がったケースもあった。</p>	<p>①認知症カフェ(事業名:『燈燦カフェ』)を弘前学院大学で年3回開催。また、より広く認知症の方や家族等へ認知症の正しい理解と早期受診等の啓発を図るため、他地区の集いの場を活用し年1回開催予定。</p> <p>②参加された認知症の方や家族に対しては、継続して連絡をとり、孤立しないように、関わり続けながら適切な医療やサービス利用へ繋げながら地域の生活を支援するように努める。</p>
ウ 知識の普及	<p>①認知症サポーター養成講座等について、広報、開催の働きかけを実施。要請に応じて計画・実施する。</p> <p>②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画・実施する。</p>	<p>①ア・年5回以上</p> <p>イ・目標人数100人</p> <p>②随時</p>	<p>①認知症サポーター養成講座を開催する。</p> <p>②若い世代へ認知症サポーター養成講座を行い、認知症カフェ(事業名:『燈燦カフェ』)の企画運営等も協働で実施する。</p>	<p>①ア・3回</p> <p>イ・38人</p> <p>②随時</p>	<p>①地域住民、若い世代へ認知症について、関心をもってもらえつつあった。</p> <p>②3月の開催では、学生ボランティアが主体となり、認知症の方でも楽しめるものとしてポッチャを企画、実施。多世代交流の機会として盛況に実施でき、学生が地域に関わるきっかけとなり、地域の活性化に繋がっている。</p>	<p>①②学生と共同で認知症カフェ(事業名:『燈燦カフェ』)を企画運営するため、学生に対して認知症サポーター養成講座を実施。意欲的に認知症に対して関心を持ってもらい、地域住民との多世代交流を図るきっかけとなるように働きかける。</p>		

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別支援と地域課題の抽出を図る。 ②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。 ③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。 ④積極的に自立支援に向けたケースの検討を促す。	①年6回 ②年5回 ③随時 ④年6回	①定期開催で実施 ②地域の代表者が参加することで地域課題の整理をすることができた ③会議へ招集する際、地域ケア会議の趣旨や目的を示した運営方針を示す他、会議当日にも口頭でも説明している。 ④事例提供の際にお願している。	①年6回 ②年6回 ③年12回 ④年6回	①民生委員やボランティア団体等の協力も得られ、地域課題の整理にも繋がっている。 ②地域課題を整理することで、事業運営へ繋げることができている。 ③④今後も継続的に周知依頼をしていく。	①計画通りに実施、随時開催も積極的に開催していく。 ②課題整理し事業運営に反映できるようにしていく。 ③④今後も同様に実施していく。

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

### 【地域の実態】

- ①孤立した地域住民、回覧板が回らないマンションやアパート世帯は問題が表面化しにくく、支援機関等と繋がらずに重症化してしまう。
- ②認知症への偏見等がまだあり、より広く地域住民へ認知症への理解促進を図る必要がある。
- ③医療連携、若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等、多種多様な課題を持つ世帯が増えている。

### 【地域課題】

- ①町内会に属さない等の近隣住民から孤立している高齢者は、認知症予防、介護予防の重要性の情報が届かず、普及啓発が必要となっている。
- ②より広く地域住民に認知症の理解を促し、専門職や医療へ繋がる機会が必要。
- ③医療連携、若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等の様々な課題への対応が求められる。

### 【地域での対応方針】

- ①孤立した地域住民、回覧板が回らないマンションやアパートに対して認知症予防や介護予防の重要性について啓発を行う。また町内会や高齢者の集い等との連携を図り、介護予防教室等を地域住民へ開くことで、より広く、認知症予防や介護予防について理解促進を図る。
- ②地域の公民館等を利用して認知症カフェ(事業名『橙燦カフェ』)を実施する。
- ③様々な課題に沿った研修会や他分野関係機関との意見交換を行い、より良い連携と対応力が向上を図る。

### 【市、関係団体への提言】

- ①集いの場の構築、拡充
- ②ひきこもり等の何らかの支援を要する若年層に対する相談窓口や支援機関の明確化
- ③認知症高齢者の在宅生活に対して、限られた時間でのサービスや支援では、夜間の対応等が難しい等があり、定期巡回型訪問介護等の支援体制の充実が必要。
- ④成年後見制度等の公的な制度に繋がらないケースや早期に金銭管理等が必要なケース等、活用しやすい仕組みづくりや対応機関が必要
- ⑤雪かき、受診(移送)、買い物等の介護保険では支援しきれない部分を補うための多種多様なサービスの開発



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

保健師	2人	予防給付プラン担当	1人	プラン手数
社会福祉士	2人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	2人	2
主任ケアマネ	1人			箇所

## 令和4年度の活動方針(地域課題・目標)

**地域の実態**  
 ・地域ケア会議において、リハビリ専門職の視点が福祉分野に不足しているとの意見が多く、事例にみられた。医療・リハビリ・福祉専門職の互いの専門性の理解不足から積極的な連携や協働に繋がらず、対象者まで提案が届かない。  
 ・認知症患者のみの世帯や重層的・複合的な課題を持つ世帯に対して、世帯全体を包括的に支援する必要性のあるケースは対応が複雑化、困難化しやすい。

### 地域課題

- ①医療・リハビリ・福祉それぞれの専門性の理解が不十分であり効果的な連携が難しい。
- ②支援が必要な世帯ほど(認知症高齢者世帯や重層的・複合的課題世帯など)早期発見・早期介入が難しい。
- ③重層的・複合的な課題(家族自身の課題)を抱えている世帯に対し、世帯全体のマネジメントを支援する窓口がない。

### 目標

- ①会議や研修会、意見交換の場において、医療・リハビリ・福祉専門職の参加を促し、互いの専門性の理解を深め連携強化を図る。
- ①連携の繋ぎとして地域包括支援センターが活用されるよう、事業所へ向けた地域包括支援センターの周知を行う。
- ②地域住民へ地域包括支援センターの理解と活用を広報する。認知症サポーター養成講座、認知症カフェ(土曜の音楽カフェ)、介護者教室を開催し、認知症の理解と啓発を図る。
- ③重層的・複合的な課題を抱えている世帯への対応力向上の為、地域ケア会議や研修会等において事例検討を行い理解を深める。

## 令和4年度目標に対する取り組みの評価

- ①③地域ケア個別・推進会議、ケアマネ連絡会、座談会、認知症介護者教室、認知症カフェを医療・リハビリ・福祉専門職の参加を得て開催。初参加となる見学者もあり、他の専門職の専門性、活動を知ること相互理解につながったと感じている。
- ①地域包括支援センターが主催する事業を紹介するパンフレットを新たに作成し、圏域4地区の民生委員・児童委員協議会、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、医療機関、薬局、金融機関、郵便局、一般企業へ配布、周知活動を行いセンターの地域における役割を理解いただくことができた。
- ②認知症サポーター養成講座(認知症サポーターステツアアップ講座含む)計8回(177名受講)、認知症カフェ計4回(10名参加)、認知症介護者教室計4回(17名参加)開催。地域住民へ認知症の正しい理解と適切な関わり方、支援等を伝え理解を得ることができた。
- ③一般社団法人権利擁護あおいもりねつとの協力を得て成年後見制度研修会を開催。圏域の居宅介護支援事業所、入所施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム等)、市内の入院病床を有する病院へ開催案内を行った。ハイブリッド型で開催し32名の参加を得た。多重債務や相続、身元保証等、医療・福祉支援者が負担に感じやすい課題に対し、事例を交えて専門的・実務的な内容を講義いただき、成年後見人の役割、成年後見制度の理解が得られた。

## 1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 子エックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	介護予防日常生活支援総合事業に ついて説明し、本人の自立支援と重 度化防止、セルフケアの重要性が 認識できるよう支援する	①20ヶ所以 上に年1回 ②受付から 1週間以内	①必要な方が総合事業 を利用できる様に、圏域 内の様々な場所に総合 事業の周知をする。 ②希望者には基本子エツ クリストを実施し該当者 には適切な支援を行う。	①20ヶ所以 上に年1回 ②受付から 1週間以内	①圏域内148箇所(総 合事業のパンフレットを 配布、周知。 ②希望者には速やかに 基本子エックリストを 実施。	①148箇 所。 ②随時	地区民生委員・児童委員協議会、介 護サービス事業所、医療機関、薬 局、金融機関、郵便局、一般企業等 へ周知・広報を行った。町会から介 護予防について出前講座の依頼を 受け総合事業について講座を行っ た。	引き継ぎ総合事業、センターの周知 広報活動を行う。総合事業の活用 促進を図り、他の事業とあわせて介 護予防、自立支援を支援していく。



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

## 2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度要綱		課題・評価	R5年度の計画、取組
	関係機関、住民組織と顔の見える関係づくり。	民生委員・児童委員への参加。 ②関係機関と地域住民向けの座談会を実施する。 ③関係機関と共に既存の住民主体の活動に参加する。	①豊田地区、東地区、堀越地区、石川地区に年1回 ②年4回 ③年3回	①4地区の民生委員・児童委員協議会連絡会へ参加し、地域包括支援センターの周知広報を実施。 ②地域住民を対象とした座談会を開催。 ③ア東部児童センターでサロンを開催。 ④イ城東集会所で行われた敬老会に参加。	回数等	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	①支援を要する高齢者の早期発見に向けたネットワークの構築を図る。 ②支援を要する高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握をして、早期に必要な支援をする。	①民生委員・児童委員への参加。 ②関係機関と地域住民向けの座談会を実施する。 ③関係機関と共に既存の住民主体の活動に参加する。	①ア豊田地区、東地区、堀越地区、石川地区に年1回 ②年4回 ③年3回	①4地区の民生委員・児童委員協議会連絡会へ参加し、地域包括支援センターの周知広報を実施。 ②地域住民を対象とした座談会を開催。 ③ア東部児童センターでサロンを開催。 ④イ城東集会所で行われた敬老会に参加。	①4箇所。 ②4回。計27名参加。 ③ア20回。計210名参加 ④イ1回。19名参加	センターの活動や取り組みを広報するなかで関係機関、住民組織との連携やネットワークの構築を図られ、より専門職の協力を得て座談会を開催した。	引き続きセンターの周知広報活動を行う。地域の関係機関、住民組織とのネットワークを活用し連携強化を図る。	
イ 実態把握	①支援を要する高齢者の早期発見に向けたネットワークの構築を図る。 ②支援を要する高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握をして、早期に必要な支援をする。	①ア圏域内の関係機関に実態把握の説明を行い、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないで支援を依頼する。 ①イ在宅介護支援センターと共に住民対象に介護者教室を開催する。気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センター若しくは在宅介護支援センターに出来ないでももらえる様に協力を依頼する。 ②相談を受け付けたら、速やかに訪問して実態把握する。	①ア20ヶ所以上で年1回 ①イ年2回 ②1週間で、年150件	①ア関係機関にセンターの周知広報活動を実施。 ①イ在宅介護支援センターと協働し認知症介護者教室を開催。 ②相談受け付け後速やかに実態把握を実施。	①ア148箇所。 ①イ4回。計17名参加。 ②277件。	①周知広報活動においてセンターの活動、特に総合相談、実態把握について説明し、情報共有について具体的な意見交換を行った。 ②相談受け付け後速やかに実態把握を行い支援方針を検討した。	引き続きセンターの周知広報活動を行う。対象者の早期発見・早期介入を図れるよう、関係機関、住民組織とのネットワーク構築を図る。	
ウ 総合相談	様々なネットワークを通じて相談受けができるように、地域包括支援センターの宣伝を強化して、住民に対して地域包括支援センターの周知を図る。	関係機関向けに地域包括支援センターのパンフレットを作成し連携強化を図る。圏域内の関係機関に地域包括支援センターの事業を説明し、パンフレットの設置を依頼する。気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターに出来ないでももらえる様に協力を依頼する。	20ヶ所以上に年1回	地域包括支援センターパンフレットを新たに作成し配布、設置を依頼した。	148箇所。	地域住民に向けたセンターのパンフレットのほか、関係機関に向け事業概要を記載したセンターのパンフレットを作成し配布した。センターの役割や活動の理解が得られた。	引き続きセンターの周知広報活動を行う。相談受け付け後は速やかに対応し必要に応じてセンター内外の専門職、関係機関の連携を図る。	

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 4 年度計画		R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等				
ア 成年後見制度の活用促進	①関係機関に制度の説明をする。 ②医療と福祉関係者を対象に研修会を開催して理解を深める。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①20ヶ所以上 ②2回 ③随時	①成年後見制度及び地域包括支援センターのパンフレットを配布、周知。 ②成年後見制度研修会を開催。 ③申立支援を実施。	①148箇所。 ②1回。32名参加。 ③2件。	制度及びセンターのパンフレットを配布、周知した。11月に成年後見制度研修会を開催し医療・福祉関係者の参加を得て制度の理解が図られた。	引き続き周知広報活動を行う。研修会を開催し制度の理解、普及啓発を図っていく。該当ケースが発生した際は申し立て支援を実施する。		
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合、市の関係部署と協議、連携し対応する。	①20ヶ所以上 ②随時	①関係機関にセンターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。 ②相談に対しては関係部署と連携を図りながら対応する。	①148箇所。 ②0件。	センターのパンフレットを配布、周知した。高齢者虐待防止対応マニュアルを用いて圏域の介護支援専門員を対象に研修会を開催。虐待事例の早期発見・早期介入の重要性について理解を得た。	引き続き周知広報活動を行う。措置を要するケースが発生した際は関係部署と連携を図り適切に支援する。		
ウ 高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止の周知を図る。	①イの①に同じ ②随時	①イの①に同じ。 ②虐待対応11件。	①148箇所。 ②11件。	イに同じ。	引き続き周知広報活動を行う。虐待ケース発生時は関係部署と連携を図り適切に支援する。		
エ 困難事例への対応	①速やかに事実を確認、関係者で協議し対応する。 ②圏域内の介護支援専門員が困難事例に対応するための地域ケア会議を活用できる体制を整備する。	①随時 ②全居名介護支援事業者に対して随時	①地域ケア個別会議を開催。 ②介護支援専門員連絡会において地域ケア会議活用を促している。	①3回、計6件開催。 ②随時。	困難事例の相談に対し速やかに事実確認を行い関係者で協議し対応した。また必要に応じて地域ケア個別会議の活用を促している。	引き続き周知広報活動を行い活用を促す。該当ケース発生時は関係部署と連携を図り、また必要に応じて地域ケア会議を開催し適切に支援する。		
オ 消費者被害の防止	消費者被害に関する最新の情報を把握し、住民に伝達する体制をつくる。	①豊田地区、東地区、堀越地区、石川地区 ②年に1回 ③関係機関20ヶ所以上 ④随時	①4地区の民生委員・児童委員協議会へ参加し消費生活センターのパンフレットを配布、周知。 ②圏域内関係機関に消費生活センターのパンフレットを配布、周知。 ③該当事例なし。	①4地区に配布。 ②148箇所。 ③0件。	①②市民生活センターから情報提供を受け周知、広報を実施。消費者被害の防止に努めた。 ③該当事例があれば市民生活センターへ情報提供、連携し対応する。	引き続き周知広報活動を行う。市民生活センターと情報共有、連携し消費者被害の防止に努める。		



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価		R5年度の計画、取組
	R4年度計画内容	回数等	R4年度実施内容	回数等	R4年度実施内容	R5年度実施内容	
ア	包括的・継続的ケア体制の構築	①圏域内の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握する。 ②介護支援専門員が中心となって、連絡会で取り上げる内容を決定、開催する。	①9月まで ②年5回	①年度当初及び都度圏域の居宅介護支援事業所へ確認し把握。 ②介護支援専門員が主体となって研修会を開催。多職種意見交換会を開催した。	①4月中及び年度実施。 ②研修会4回、多職種意見交換会1回開催。	①圏域内の介護支援専門員は年度当初及び都度把握に努めている。 ②介護支援専門員のニーズに基づき研修会を開催。多職種意見交換会では薬剤師と管理栄養士を招き、相互理解を促し連携について意見交換を行った。	引き続き圏域の介護支援専門員の把握に努める。介護支援専門員のニーズに基づいた研修会等を開催する。医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築する為多職種意見交換会を開催する。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①介護支援専門員のネットワークを活用して、地域ケア会議を開催する。 ②圏域内の介護支援専門員と連携して、圏域内の介護支援専門員がスキルアップできる企画を検討、実施する。	①年4回 ②年5回	①介護支援専門員に対し地域ケア会議の内容について説明、活用を促している。 ②ア②同様。	①1回開催。 ②ア②同様。	①圏域内の介護支援専門員に対し地域ケア会議の活用を促した。 ②ア②同様。	介護支援専門員のネットワークを活用し地域ケア会議、研修会、多職種意見交換会等を開催し関係機関との連携体制を構築する。
ウ	日常的個別指導・相談	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	①5月まで ②年5回	①年度当初及び都度担当者を書面で通知している。 ②ア②同様。	①随時。 ②ア②同様。	①居宅介護支援事業所に対しセンターの担当者を通知し相談窓口を周知した。 ②ア②同様。	年度当初及び都度書面でセンターの担当者を通知する。また介護支援専門員の相談、個別指導に対応し、介護支援専門員の業務円滑化を支援する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。	随時	相談に応じて指導助言を行った。また介護支援専門員から事例を受けて地域ケア個別会議を開催した。	地域ケア個別会議を3回計6件開催。	困難事例の相談に対応し指導助言を行い介護支援専門員の業務円滑化を支援した。医療・リハビリ専門職の参加を得て地域ケア個別会議を開催し、具体的な支援方針を検討した。	引き続き介護支援専門員の相談に対応し指導助言を継続する。また地域ケア個別会議を開催し個別課題の解決を図り、介護支援専門員の負担軽減を図り、スキル向上を図る。



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

## 5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	認知症地域支援推進員として、地域や関係機関との連携・ネットワークづくりを行う。	20ヶ所以上に年1回	関係機関に認知症ケアバス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、介護者教室の説明をする。更に気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターに連絡もしくは地域包括支援センターを紹介してもらえらる様に協力を依頼する。	関係機関に対しパンフレットを配布、周知。	148箇所。	関係機関に対し認知症ケアバス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、介護者教室のパンフレットを配布し周知した。事業を理解いただき、支援の必要な対象者像を共有することができた。支援を要する方がいればセンターへの連絡、協力を依頼した。	引き続き周知活動を継続する。支援を要する高齢者の連絡があれば速やかに対応する。	
イ 認知症の人や家族への支援	認知症について情報交換や相談ができる他、学びの場となる企画を開催する。	①年4回 ②年2回	①認知症カフェを開催する。 ②介護者教室を開催する。	①認知症カフェを開催。 ②認知症介護者教室を開催。	①4回開催。計10名参加。 ②4回開催。計17名参加。	認知症カフェ、認知症介護者教室を開催し、地域住民に対し認知症について理解を促し在宅生活継続を支援することができた。	集いの場を提供し認知症高齢者自身やその家族の負担軽減、在宅介護の継続を支援する。令和5年度は認知症カフェの開催頻度を増やすことを検討している。	
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座の開催団体の拡大を図る。	①20ヶ所以上に年1回 ②3回開催。90名養成。	①認知症サポーター養成講座を周知する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①認知症サポーター養成講座のパンフレットを配布、周知。 ②ア認知症サポーター養成講座を開催。 ③イ認知症サポーター養成講座を開催。	①148箇所。 ②ア7回開催。計147名養成。 ③イ11回開催。30名参加。	認知症サポーター養成講座のパンフレットを配布し、周知した。要請に応じて講座を開催し、認知症についての正しい理解と適切な支援について理解を促すことができた。	引き続き認知症サポーター養成講座の周知活動を継続する。要請に応じ養成講座を開催する。	

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別課題の解決と地域課題の抽出をする。	①地域ケア個別会議。会議は2事例開催、オンライン参加も可能とし、参加者の負担軽減と合理化を図る。	①3回 ②3回	①地域ケア個別会議を開催。 ②地域ケア推進会議を開催。	①6回。6件。 ②3回。	①事例課題に対し専門職から具体的な支援策の提案・助言をいただいた。会議の早学を募り、希望者は事例を通じてスキル向上と多職種連携を学ぶ機会となった。 ②医療・福祉関係者、地域の代表者と課題を共有し地域課題の把握と解決に向け検討することができた。	地域ケア個別会議を開催し、事例提供者を支援する。医療・福祉関係者の参加員字希望者に応じる。地域ケア推進会議を開催し、関係機関、地域の代表者と地域課題について検討をすすめる。地域包括ケアシステムの構築を推進する。
個別支援と地域課題の把握	②地域ケア推進会議。					

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

(令和4年度地域ケア推進会議より)

- ・買い物や受診等の移動手段について問題を抱えている高齢者が多い。
- ・高齢に伴い活動機会が減少・喪失し自宅に閉じこもりの高齢者が多い。高齢者の参加・活動の場所がない、あるいは知らない方がみられる。
- ・特定健診を受けていない、栄養への関心が低い、薬の管理ができていない、物忘れがない等、介護予防やフレイル予防への関心が低い高齢者が多い。
- ・一人暮らし高齢者や高齢者世帯等、家族の支援がえられず入院や施設入所に伴う契約等の緊急時に不安を抱えている高齢者がいる。
- ・高齢に伴い除排雪に困難を感じている高齢者が多い。冬期間の活動不足から心身機能低下、介護量が増加するケースがみられる。

【地域課題】

- ①自宅に閉じこもりとなることで心身機能低下や社会からの孤立をきたす悪循環が懸念されることから高齢者の社会参加、活動を支援する必要がある。
- ②特定健診の未受診や認知症の疑わしい方の専門医の未受診、高齢者自身が栄養面や健康状態を把握していない等、介護予防やフレイルに対する関心が低いことから、知識や対応について普及啓発が必要である。

【地域での対応方針】

- ①地域住民や関係者に対し総合事業の普及啓発活動を行い活用を促す。
- ②地域住民を対象とした認知症介護者教室や座談会、高齢者ふれあいの居場所を開催し介護予防を推進する。

【市、関係団体への提言】

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

職員配置 (R.4.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	2人	ランチ数
	社会福祉士	1人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1人	2
	主任ケアマネ	1人			

## 令和4年度の活動方針(地域課題・目標)

**地域の実態**

1) 西部圏域介護支援専門員から、介護保険外の社会資源情報が乏しく、本人、家族への提案に困っていると意見が出された。

2) 介護保険新規申請で要介護で結果が出る割合が全体の6割を超えている。また、同居の子供が認知症の進行に気付かず、重症化しているケースがある。

3) 圏域介護支援専門員から、事例が少ない病氣や制度の為、医療とどうかかわっているかわからない。また、訪問看護を上手く活用できていないと意見が聞かれた。

4) 介護に理解が無いことで、家族内で特定の人に介護が集中し、負担が大きくなっている。

5) 集いの場、サークルなどコロナ感染拡大で中止となっている。

### 地域課題

- 1) 社会資源マップが上手く活用されていない。
- 2) 認知症、病氣についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。
- 3) 圏域居宅介護支援事業所(包括支援センター含)と医療や訪問看護との連携が弱い。
- 4) 介護負担が大きくなることで、虐待等に繋がる危険性がある。
- 5) 自宅に閉じこもることで高齢者の状態が把握できない。

### 目標

- 1) 社会資源マップの県直して情報を追加し、実用性が高いものにしていく。
- 2) 認知症サポーター養成講座・たまたまサポーターの周知活動の推進。(学校、企業、町内会等)
- 3) 専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。
- 4) パンフレットの設置場所を拡大する。(スーパー、郵便局、銀行等)また、民生委員、町会長との連携を強化し、虐待や認知症についての啓発活動を行う。
- 5) 実態把握強化・生活支援コーディネーターと連携し、集いの場の活性化を図る。

## 令和4年度目標に対する取り組みの評価

- 1) 圏域介護支援専門員へ修正点やどんな情報があれば良いかの情報収集を行い、新しいマップを完成し、各居宅、事業所へフアイルリングし、データも添えて配布できた。
  - 2) 認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座は民生委員や圏域施設、圏域小、中学校へ声掛け(周知)を行うことが出来た。目標としていた学校への説明ができ、常盤野小学校で開催することができた。その他、民生委員や施設職員で3回開催となった。
  - 3) 医療と介護の連携「訪問看護の役割」について研修会を実施し、疑問に思っている事やこんなときどうしたらいいのかなどといった対応の仕方などを学ぶことができた。顔の見える連携にもつながった。関係機関とのパンフレット設置場所を回り、状況を確認し、パンフレットの補充や挨拶回りを行った。関係機関との信頼関係強化につながっている。(東興信用金庫やマックスバリュ、農協などからも相談や報告など増えている)また、民生委員定例会は毎月参加、町会長会議は年度初め参加し、講座の周知や消費者被害についてなど説明を行い、啓発活動に努めることができた。
  - 5) 今年度は、コロナがここ2年間の中でも、特に拡大が大きくなかなか、1件1件まわることが難しい状況であった。(デイサービスも、かなりの確率で休館や利用自粛等の措置が取られていて、いろんな人が回って自宅に居ることを懸念する声も聞かれていた)
- 集いの場は月1回の開催から始めて、現在はコロナ前の月2回へ戻し実施することができている。利用者は5人程度で推移している。地域のリーダー候補への引継ぎのタイミングを生活支援コーディネーターと検討中である。
- ガソリンネットワークも、生活支援コーディネーターと常に相談し、ポスターの修正も入れて、再度趣旨説明を行って、昨年掲示できなかったガソリンスタンドでも趣旨を理解していただき、すべてのガソリンスタンドへ掲示できた。

## 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和4年度計画		令和4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チエックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	1) 相談者へは、迅速に対応する。 2) 評価、モニタリング等を通し、心身の状態把握を行う。(サービス利用中を断されているケースを含む)	1) 都度(相談受付対応時) 2) 年間通して担当ケースの見守りをする。	1) 相談者へは、迅速に対応する。 2) 評価、モニタリング等を通し、心身の状態把握を行う。(サービス利用中を断されているケースを含む)	1) 都度 2) 都度	ケースに依り、高齢者トレーニング教室「パワーリハビリ運動教室」筋力向上トレーニングなど紹介をする。が、コロナ禍や移動手段の問題もあり、スムーズに結びつかない現状がある。総合事業が優先される状況である。	コロナ禍で閉じこもりとなり機能低下している高齢者が増加していることが懸念される。 自立支援に向けて、介護予防の必要性の周知、多様なサービスの提供を行っていく。





# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等				
ア 成年後見制度の活用促進	1) 成年後見制度、意思決定支援など権利擁護についての知識向上を目指す。 2) 制度の普及啓発活動を継続する。	1) 随時 2) 随時	1) 各種研修会へ参加し、相談者に制度のメリット・デメリットが伝わる説明できる力を習得する。 2) 話題提供できる資料を持参し、各会議や集会等で広報する。 ・各事業所へ、研修案内をメールする。	1) 3回 ・8/19 ・11/4 ・12/7 2) 0回 ・0回 ・1回	1) 日常生活自立支援事業の概要を改めて確認し、誤解を与える表現で周知していた事に気づいた。また、実習生の受け入れは、研鑽の機会となった。 2) 成年後見制度周知用の資料選定まで至らなかった。 ・チラシ配信したが、コロナ禍で依頼はなかった。配信後のPR、確認等が必要である。	1) 相談は増加傾向にある。適切な情報収集と情報提供を実施し支援していく。また、包括社会福祉士のスキルアップにも努めていく。 2) 資料選定を行い、定例会等で広報する。 ・チラシ配信後に実施できるPR方法について包括内で話し合いを行う。		
イ 老人福祉施設等への措置の支援	弘前市担当課、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	随時	措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。	0回	措置支援の案件はなかった。 近年、身寄りのないケース相談が増加している。	適宜、関係機関と連携を図り対応する。		
ウ 高齢者虐待への対応	1) 速やかに市やその他の機関等と綿密な連携を図る。 2) 虐待に関する知識普及のため、地域住民や圏域事業所へ広報を行う。	1) 随時 2) 随時	1) 虐待対応時は市と密に連携を図り対応する。 2) 会議等でチラシを配布して研修開催依頼を募る。	1) 随時 2) 随時 3) 随時 4) 随時 5) 随時 6) 随時 7) 随時 8) 随時 9) 随時 10) 随時 11) 随時 12) 随時 13) 随時 14) 随時 15) 随時 16) 随時 17) 随時 18) 随時 19) 随時 20) 随時 21) 随時 22) 随時 23) 随時 24) 随時 25) 随時 26) 随時 27) 随時 28) 随時 29) 随時 30) 随時 31) 随時 32) 随時 33) 随時 34) 随時 35) 随時 36) 随時 37) 随時 38) 随時 39) 随時 40) 随時 41) 随時 42) 随時 43) 随時 44) 随時 45) 随時 46) 随時 47) 随時 48) 随時 49) 随時 50) 随時 51) 随時 52) 随時 53) 随時 54) 随時 55) 随時 56) 随時 57) 随時 58) 随時 59) 随時 60) 随時 61) 随時 62) 随時 63) 随時 64) 随時 65) 随時 66) 随時 67) 随時 68) 随時 69) 随時 70) 随時 71) 随時 72) 随時 73) 随時 74) 随時 75) 随時 76) 随時 77) 随時 78) 随時 79) 随時 80) 随時 81) 随時 82) 随時 83) 随時 84) 随時 85) 随時 86) 随時 87) 随時 88) 随時 89) 随時 90) 随時 91) 随時 92) 随時 93) 随時 94) 随時 95) 随時 96) 随時 97) 随時 98) 随時 99) 随時 100) 随時	1) 被害者が『今後の事を考えると虐待者と会ってほしくない』という事例が2件あり、事実確認ができた。 2) 有料老人ホーム、社会福祉法人で高齢者虐待の防止研修を実施した。コロナ禍で地域住民からの依頼はなかった。	1) 疑い事案発生時は、市や医療等の他機関と、スムーズに連携し、迅速な対応ができるように、体制整備していく。 2) 出前講座の広報を継続する。		
エ 困難事例への対応	1) 関係機関との連携を強化し、役割分担を明確にして対応する。 2) 関係機関について知識習得する。(包括職員のスキルアップ)	1) 随時 2) 随時	1) 包括内カンファレンスで問題や課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し支援策を検討する。 2) 参加形式問わず、各種研修会へ参加する。	1) 適宜対応 2) 3回 ・5/28 ・7/9 ・1/7	1) 支援内容についてミーティングで共有し課題整理や解決策について適宜検討した。困難ケースでは地域ケア個別会議を開催し、市や他職種から助言を頂き支援できた。 2) 他職種の課題整理の考え方や視点などを学ぶ機会となり、多角的支援を学ぶことができた。	1) 支援困難ケースでは、関係機関と適宜連携を図り、役割分担なども検討して対応する。 2) 各種研修会へ積極的に参加し、研鑽する。 ・圏域社会福祉士の有資格者を対象とした勉強会を開催する。		
オ 消費者被害の防止	1) 地域住民へ情報提供を実施する。 2) 各サービス事業所へ情報の周知を図り、早期発見に努める。	1) 随時 2) 随時	1) 実態把握や集会等でチラシを配布する。 2) 消費生活センターの研修参加やインターネット等から情報収集し、各サービス事業所へメール配信を行う。	1) 1回 ・1回(5/31) 2) 9/1 ・随時	1) R3年度改正された送り付け商法について説明する。理解しやすい事例で、啓発につなげられた。 2) 送り付け商法の法改正を一斉メールした。サービス事業所から、こうした情報があれば嬉しいという評価を頂き、意識付けにつながった。	1) 会議等に参加する時は、時事問題に留意した情報提供を行い、啓発活動を展開する。 2) 消費者被害の啓発は、わかりやすさに重点をおく必要があるため、令和5年度も、送り付け商法の話題を取り上げて啓発活動を行う。		



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和4年度計画		令和4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	<p>1) 地域ケア会議を開催する。(ケースに応じて、参加対象者を広げる)</p> <p>2) 専門職と意見交換できる研修を設ける。</p>	<p>1) 8回</p> <p>2) 1回</p>	<p>1) 地域ケア個別会議・臨時地域ケア個別会議を実施した。</p> <p>2) 医療・介護連携研修を実施した。</p>	<p>1) 8回</p> <p>2) 1回</p>	<p>1) 民生委員、栄養士、警察、医療機関、施設関係者などが集まり、幅広い職種や機関などを参集し、連携しやすい体制作りをやっていく。</p> <p>2) 介護支援専門員が抱えている課題等に対し、必要な関係機関と連携が図られるよう支援する。また、緊急の会議依頼も積極的に受けていく。</p>	<p>1) 地域ケア会議の内容等に応じて、幅広い職種や機関などを参集し、連携しやすい体制作りをやっていく。</p> <p>2) 介護支援専門員が抱えている課題等に対し、必要な関係機関と連携が図られるよう支援する。また、緊急の会議依頼も積極的に受けていく。</p>
イ	<p>1) 居宅介護支援事業所へ訪問する。(新規居宅介護支援事業所へは随時訪問)</p> <p>2) 西部圏域のケアマネ連絡会や勉強会に参加し、情報交換・情報収集をする。</p> <p>3) 主任介護支援専門員連絡会の実施。</p>	<p>1) 年1回(随時)</p> <p>2) 年2回</p> <p>3) 年2回</p>	<p>1) 各連絡会の開催内容を配布しながら圏域事業所を訪問した。</p> <p>2) 西部圏域ケアマネ連絡会へ参加した。</p> <p>3) 主任介護支援専門員連絡会を実施した。</p>	<p>1) 圏域事業所 13件 延べ32件</p> <p>2) 2回</p> <p>3) 1回</p>	<p>1) 新規居宅介護支援事業所へ随時訪問し、抱える課題について一緒に考え、信頼関係を築くことができた。</p> <p>2) 社会資源マップの情報や介護保険制度一部改正について学ぶことができた。</p> <p>3) 圏域介護支援専門員からのケアネットを介して話し合い「障がい福祉サーム」に研修会を企画し開催した。介護支援専門員28名の参加があった。</p>	<p>1) 西部圏域ケアマネ連絡会と連携を密にし、介護支援専門員が相談しやすい環境作りを努める。</p> <p>2)、3) 圏域介護支援専門員がスキルアップ出来る様、研修会等開催していく。また、主任介護支援専門員連絡会を開催し、地域の居宅支援事業所との連携を強化する。</p>
ウ	<p>1) 各連絡会・会議を通して介護支援専門員へ状況確認する。</p> <p>2) 必要に応じて、事例検討会を開催する。</p>	随時	<p>1) 西部圏域ケアマネ連絡会参加や圏域介護支援専門員へケアネットを実施した。</p> <p>2) 困難ケースの相談で臨時地域ケア個別会議とケースカンファレンスを開催し対応した。</p>	<p>1) 2回</p> <p>2) 3回</p>	<p>1) 介護支援専門員が「障がい福祉サーム」について理解不足である事のニーズを把握する事ができた。</p> <p>2) 臨時地域ケア個別会議とケースカンファレンスを通し、他職種からのアドバイスを頂くことで新たな気づきや支援につなげる事ができた。</p>	<p>1) 研修会や各連絡会等を通して、圏域の介護支援専門員が相談しやすい環境作りを努めている。</p> <p>2) 介護支援専門員が抱えている困難ケースに対し、必要に応じて事例検討会、臨時ケア個別会議等を開催していく。また、相談事例のモニタリングや継続支援も行っていく。</p>
エ	<p>1) 各専門職や関係機関と連携しながら支援方法を検討し、後方支援を行う。</p> <p>2) 必要に応じて地域ケア個別会議や事例検討会を実施する。</p>	随時	<p>1) 地域ケア個別会議でのケースのモニタリングや同行訪問など実施した。</p> <p>2) 臨時地域ケア個別会議とカンファレンスを開催した。</p>	<p>1) 随時</p> <p>2) 3回</p>	<p>1) 地域ケア個別会議で支援方法の検討を行い、会議後のモニタリングや後方支援を継続出来る。</p> <p>2) 介護支援専門員から困難ケースの相談で、臨時地域ケア個別会議を開催した。関係機関との情報交換や役割分担の共有が出来、会議の必要性を再認識した。</p>	<p>1) 困難ケースの状況に応じて、各専門職や関係機関と連携を図る。また、後方支援等を行っていく。</p> <p>2) 介護支援専門員からの相談に応じて、臨時地域ケア個別会議等を行い包括的に支援していく。</p>



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

## 5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	<p>1) 認知症地域支援推進員の活動を周知する。</p> <p>2) 各関係機関と顔の見える関係作りを行い、ネットワークを強化する。</p> <p>3) 認知症初期集中支援チームと連携体制を構築する。</p>	<p>1) 2) 40件</p> <p>1) 1回</p> <p>1) 1回</p> <p>2) 1回</p> <p>3) 随時</p>	<p>1) 2) 岩木・東日屋地区の企業へガイドブック配布。3月中旬、全地区に包括により全覧した。刷新したポスターを圏域内すべてのガソリンスタンドに配布。認知症地域支援推進員現任研修や連絡会に参加した。内1件はチームと連携した。</p>	<p>1) 2) 28件(24件+4件)</p> <p>1) 1回</p> <p>9ヶ所</p> <p>各1回</p> <p>研修1回(7/14・15)</p> <p>連絡会2回(8/29,1/30)</p> <p>3) 2件相談</p>	<p>1) 2) スーパーやコンビニ、農協、郵便局、調剤薬局を回り、担当の方から心配なケースも出てきてどうしたらいいかわかなくなってきたので良かった。相談したいと声聞かれた。顔写真を掲示した。とてもいいと評価いただく。</p> <p>ガソリンスタンドの方へ趣旨を理解していただき、ポスター掲示した。ポスターを見た地域住民から1件相談あり、包括の周知チームから1件あり、初期集中支援チームからのアドバイスを頂きながら支援し、無事に医療機関へつなぐことができた。</p>	<p>1) 2) 企業等への周知を継続する。包括だよりの回覧を継続する。</p> <p>ガソリンスタンドへ定期的な訪問し、現状の確認等を続けていく。</p> <p>レベルアップに必要な研修等に参加していく。</p> <p>3) 必要に応じて初期集中支援チームへ相談し、連携強化を図る。</p>
イ	<p>認知症の人やその家族が相談しやすい環境作りを努める。</p>	<p>1) 2) 1回</p> <p>2) 適宜</p>	<p>1) 認知症の人と家族のつどいに参加し情報共有・情報収集を行った。</p> <p>2) 実態把握や相談対応時、ただいまサポート等の各種事業を案内した。</p>	<p>1) 2) 1回(5/21,1/21)</p> <p>2) 適宜</p>	<p>1) 参加者から、相談先に悩んでいることや、専門医の受診につながらないという話を聞き、包括の役割や初期集中支援チームについて周知されたいという課題が見えた。</p> <p>2) ただいまサポート事業や安心カード等の各種事業を、必要に応じて本人・家族へ情報提供した。ただいまサポート事業は3件登録され、安心カードは6件配布した。</p>	<p>1) 情報収集や現状確認のため、家族のつどいへの参加を継続する。※地域ケア推進会議で検討した「認知症の理解・家族への周知」について、来年度中に対策を計画していく。</p> <p>2) 実態把握や相談を通して、活用できる事業等を情報提供する。</p>
ウ	<p>1) 認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを増やす。</p> <p>2) 認知症サポーターのフォローアップ研修を行う。</p> <p>3) 地域住民の認知症に対する理解を深めるため、情報を発信する。</p>	<p>1) 随時</p> <p>3) 3回</p> <p>2) 1回</p> <p>3) 5ヶ所</p>	<p>1) 圏域内の企業や小中学校等へ、チラシを配布して周知した。</p> <p>民生委員、小学校、施設職員に実施した。</p> <p>2) 有料老人ホーム職員を対象により作成し、包括だよりに作成し、認知症の相談窓口として包括の周知を行った。</p>	<p>1) 19件</p> <p>5回(計60名)</p> <p>2) 1回</p> <p>8/19(14名)</p> <p>3) 回覧1回</p>	<p>1) コロナが落ち着き、やつと対面での講座を小学校で開催できた。子供達も興味を持って9分受講された。また、民生委員や施設職員から「対応の仕方を確認できて良かった」等の感想が聞かれた。</p> <p>2) 受講者からは「対応の仕方を直す良い機会になった。今後に生かしていきたい。」と感想をいただいた。</p> <p>3) 認知症に関する具体的な情報は、今回掲載することができなかつた。</p>	<p>1) 企業や小中学校、町会、事業所等への開催依頼を継続する。</p> <p>2) 認知症サポーター養成講座を受講している団体等へ声掛けし、ステップアップ講座開催を呼びかけていく。</p> <p>3) 年2回包括だよりを全町会へ回覧し、認知症に関する情報発信を行うていく。</p>

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	1) 地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を計画し個別支援と地域課題の抽出を行う。 2) 地域ケア個別会議から抽出された課題に応じて関係者を招集し会議を開催する。 3) 主任介護支援専門員連絡会と西部圏域ケアマネ連絡会を通し地域課題の把握に努める。 4) 在宅介護支援センター主催のふかあ介護者教室・座談会の補助。	1) 6回 2) 2回 3) 4回 4) 3回	1) 地域ケア個別会議 2) 地域ケア推進会議 3) 地域の現状を把握する。 4) 在宅介護支援センター主催の介護者教室運営、企画の支援を行い、地域住民の声を聴く。	1) 8回 (5/18, 6/15, 7/5, 7/20, 8/17, 8/30, 9/14, 10/19) 2) 2回 ・12/21 ・2/15 3) 3回 ・6/17, 7/2/17 ・7/22 4) 0回	1) 支援困難ケースが増加傾向で、介護支援専門員から地域ケア個別会議開催依頼の声が増えている。 2) 地域ケア個別会議や主任介護支援専門員連絡会、西部ケアマネ連絡会等の状況をまとめ推進会議を開催し、認知症の早期発見、周知、家族の理解という課題が見え、それについて各専門職から対策が出され、検討できた。 3) 在宅介護支援センターという方向性になったが、感染症拡大の動向が読めず立案に至らなかった。	1) 定期開催また、随時、相談に際し、臨時地域ケア個別会議を開催していく。 2) 他職種と連携し、推進会議を開催していく。(三士会へ依頼をかけた) 3) 在介と連携して計画していく。

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

### 【地域の実態】

- 1) 認知症という言葉は周知されつつあるが、実際に家族へ問題がでも受入れできず、早期診断に繋がらない。
- 2) 大雨の際、避難情報、緊急警報など状況把握できず、防災無線も雨の音で聞き取れず、避難行動出来なかった地域住民がいた。
- 3) 精神疾患や知的障害など複合的な課題を持つ世帯の相談が増えている。
- 4) 安心カードが周知されていない。
- 5) 身元保証人やKP(決定権者)がないことで、サービス利用に繋がらないケースが増えている。

### 【地域課題】

- 1) 家族が認知症について理解できていないことで、早期発見・診断に結びつかず、重症化している。
- 2) 見守りをする関係機関が、災害時の避難の仕方や安否確認等の対応について分らないことが多い。
- 3) 複合的な課題を持つ世帯が、相談窓口を知らないことが多く、適切な相談窓口へつながるような仕組みが必要である。
- 4) 救急搬送時、民生委員や町会長が救急車への同乗を求められて困っている。
- 5) 成年後見に至らない、身元保証人、キーパーソンがいない高齢者への支援体制を整えていく必要がある。

### 【地域での対応方針】

- 1) 認知症サポーター養成講座の広報強化。認知症の早期発見、診断の方法について地域ケア推進会議を開催する。
- 2) 関係機関対象に研修会(防災課へ出前講座を依頼)実施し、地域の防災についての知識を習得する。
- 3) 介護支援専門員が多様な機関と連携できるように後方支援体制を強化する。(地域ケア個別会議での検討や研修等の実施、西部地域ケアマネ連絡会での対応など)

### 【市、関係団体への提言】

- 1) 8050相談窓口の設置
- 2) 救急車への同乗者の帰宅手段の確保など。
- 3) 既に弘前市に提言



(様式第1号)

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

保健師	2人	予防給付プラン担当	4人	プラン子数
職員配置 (R4.4.1現在)	3人	社会福祉士	1人	1
	2人	主任ケアマネ		箇所

## 令和4年度の活動方針(地域課題・目標)

**地域の実態**  
 ・身寄りのない独居高齢者が増え、認知症の高齢者を把握することが困難。  
 ・認知症の人がいても、どこに相談すれば良いのかわからないと言声がある。  
 ・キーパーソン不在の高齢者が増えて、医療同意や保証人問題、金銭管理について、医療、福祉関係者が苦慮している。  
 ・障害を持った家族や認知症の高齢夫婦等、問題を複数抱えているケースが増えている。

**地域課題**  
 ①認知症の理解が不十分なため、重度化してからの相談が多く、相談窓口の周知を図る必要がある。  
 ②地域との関りが薄く認知症の人や孤立している高齢者が多いため、地域で見守り体制を整える必要がある。  
 ③キーパーソン不在で問題を多く抱える高齢者が多く、支援体制を整える必要がある。

**目標**  
 ①認知症の知識普及のための活動を行い、総合相談窓口として地域包括支援センターの周知を図る。  
 ②民生委員や関係機関と協力し、孤立している高齢者の見守り体制を整え、居場所作りの支援や認知症カフェを開催する。  
 ③関係機関で情報共有し、連携を図りながら支援体制を整える。

## 令和4年度目標に対する取り組みの評価

①地域の住民を対象に認知症サポーター養成講座を開催し認知症の対応について理解してもらうことができた。また「認知症予防」をテーマに出前講座を2回行い認知症の知識普及に繋げることができた。関係機関をはじめ地域のふれあい居場所やスパー、民生委員定例会ではサポーター養成講座や総合相談窓口としての地域包括支援センターの周知活動を行い相談に繋がっている。  
 ②4地区の民生委員定例会に出席。地域のふれあい居場所を訪問し関係性を築いている。シルバーハウス・プラン子会議では団地の民生委員に出席して頂き圏域の気になる高齢者の情報を共有し、地区の民生委員とは見守りが必要な高齢者を一緒に訪問し連携を図っている。また認知症カフェを4回開催し58名の参加があり、継続して参加する方が多く居場所の支援に繋がっている。  
 ③障害を持った家族や多くの問題を抱えるケースでは関係機関と情報共有し連携して支援に繋がっている。今後も関係機関と連携を強化し支援体制を整える必要がある。

## 1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チャェックリス ト該当 者に係 るケア マネ ジメ ント	適切なケアマネジメントと一般介護予防を含めたサービスの情報提供を行い、自立に向けた支援をする。	随時	対象者の状況確認、アセスメントを行い希望者にはチャェックリストの実施や社会資源を含めたサービス情報の提供。	213名(3月末)	速やかに訪問し総合事業サービスや一般介護予防の説明を行った。希望者にはチャェックリストの情報提供を行った。	事業対象者数:実 213名(3月 末)	相談後は日程を確認し速やかに訪問した。対象者の状況把握や必要としている介護サービスの確認を行い、生きがい型デイサービスや通所型サービスCに繋がるケースが多い。	基本チャェックリスト該当者へ総合事業、一般介護予防事業を含めた介護サービスの情報提供を行い、適切なケアマネジメントのもと、自立に向けた支援をする。



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

## 2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	<p>①新たな関係機関との連携を図る。</p> <p>②圏域内の各地域の特性を理解する。</p> <p>地域におけるネットワーク構築</p>	<p>①個別会議5回、推進会議2回</p> <p>②随時</p> <p>③民生委員定例会：年5回</p>	<p>①地域ケア個別会議：定例、随時開催</p> <p>地域ケア推進会議：定例開催</p> <p>②フォーマル・イン</p> <p>③民生委員定例会に出席：清水、文京、朝陽、桔梗野</p>	<p>①定例7回</p> <p>随時3回</p> <p>推進会議：2回</p> <p>②随時</p> <p>③4回</p>	<p>①地域ケア会議では、前年度連絡調整の多かった関係機関を招集することができなかった。一方弘前近郊の有償ボランティア機関に出席していただき、近年需要の高い「介護保険外のサービス」にスムーズにつなげることができた。</p> <p>②需要が高い保険外サービス利用の一助となっている。</p> <p>③制度が複雑かつ難解な介護保険制度の概要を周知する機会になった。</p>	<p>①高齢分野以外の専門機関やサービス事業所との連携を図る。</p> <p>②出席が途絶えている民生委員定例会出席に努める。</p>
イ	<p>①在宅介護支援センターやシルバーハウス援助員と協力し、情報共有を行う。</p> <p>②地域住民、民生委員などからの情報提供により迅速に訪問する。</p> <p>地域住民や民生委員、その他関係機関からの情報提供により、65歳以上の高齢者の実態把握に努める。</p> <p>実態把握</p>	<p>①プランチ・シルバーハウス会議：年2回</p> <p>②実態把握：50件以上</p>	<p>①上半期は在介職員、シルバーハウス援助員と情報共有の場を設け、下半期は加えて地域の民生委員と交えて、地域の実情について意見交換を行った。</p> <p>②地域住民等からの相談に加え、前年度に把握した対象者宅に訪問し状況を確認している。</p>	<p>①プランチ・シルバーハウス会議：2回</p> <p>②実態把握：南部包括：112件 在会静風苑：180件 年間292件</p>	<p>①これまででは感染症対策により人数での開催としていたが、民生委員が加わり情報量や意見が増え、より有意義な会議となった。またお互いの役割や実情がわかることで、連携を深めることができた。</p> <p>②前年度までと同様に対応。実態把握から介護保険や総合事業の申請、危機介入的に受診や入院に繋がるケースがある。一方、65歳未満で件数に上がらないケースも増加。</p>	<p>地域住民や民生委員、その他関係機関からの情報提供により、65歳以上の高齢者の実態把握に努める。</p> <p>また、地域住民や民生委員、関係機関との連携の場を持ち、互いに相談し合える関係づくりを進める。</p>
ウ	<p>①相談窓口としての包括センターのPRの活動範囲を広げる。</p> <p>②電話、来所以外の相談窓口の機能を充実させる。</p> <p>総合相談</p>	<p>①随時</p> <p>②随時</p>	<p>①10月に上松原町会の町会長や副町会長に協力を仰ぎ、班単位でパンフレットの回覧を行った。</p> <p>・地元紙に当センターのPRとして掲載し、相談窓口としてのPRを行った。</p> <p>②認知症カフェ、出前講座にて都度相談窓口を設けた。</p>	<p>①約280部</p> <p>②随時</p>	<p>①上松原地区の班単位での配布は第三包括エリアにも及ぶため、混乱を招かないためにも当センター圏域内に絞って実施した。しかし、パンフレットそのものの内容も対象者には理解しにくい箇所もあり、見直しが必要だと感じた。</p> <p>・「新聞を見て」と相談に来たケースもあり、今後紙媒体での相談窓口としてのPRも充実させたい。</p> <p>②カフェ開催時に1件家族からの相談対応を行った。</p>	<p>総合相談窓口としての地域包括支援センターの役割をわかりやすく周知する。</p>

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

項目	令和4年度計画		令和4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)						
ア 成年後見制度の活用促進	<p>①地域ケア個別会議やカンファレンスを開催し、関係機関と連携する。</p> <p>②民生委員定例会やGH運営推進会議などで制度の説明を行う。</p>	<p>①随時</p> <p>②民生委員定例会5回、GHほか</p>	<p>①甲立の必要性や支援方法を検討する為、会議を開催した。</p> <p>②民生委員定例会で制度の説明を行った。GH運営推進会議はコロナ禍で減少している。</p>	<p>①3回</p> <p>②民生委員定例会4回、GH運営推進会議2回</p>	<p>①会議開催の無いケースも含め制度に係る相談は8件、内3件で後見等開始。類型付かず、日常生活自立支援事業を契約のケースもあり。</p> <p>②制度が保証人やパーソナリティの問題を直接解決できないこと等、正しい情報を伝えるべく必要がある。</p>	<p>①成年後見制度についての相談を随時受付し、申立が必要と判断されるケースについて、関係機関と連携して支援する。</p> <p>②地域の中で成年後見制度への理解を深めていくため各会議で周知活動を行う。</p>
イ 老人福祉施設等への措置の支援	<p>関係部署との情報共有し、連携を図りながら対応していく。</p>	随時	<p>行き場を無くし、他に代替する方法が無いケースにおいて、市と連携し、やむを得ない措置での短期入所生活介護の利用を支援した。</p>	1件	<p>介護保険をはじめ、社会サービスの殆どが契約や同意により成り立っている以上、本人・家族の背景や、受入側の慣例、事情により行き場を失う高齢者は今後も発生し得ると考えられる。</p>	<p>措置を要するケースが発生した場合は、市役所や関係機関と連携を図り、対応する。</p>
ウ 高齢者虐待への対応	<p>複雑かつ長期化するケースは必要時カンファレンスやケース会議を開催し、関係機関の役割分担を明確化する。</p>	随時	<p>各ケース職員2名で担当し、市役所をはじめ、関係機関と連携して虐待や疑いのあるケースに対応した。</p>	<p>養護者から高齢者虐待事実有り5件、事実無し8件</p>	<p>家族の関係性が原因で虐待に発展するケースが多い。虐待を受けた方にも問題があったりと、様々なケースが確認された。問題を根本的に解決するために、自立包括などの関係機関と連携した。</p>	<p>高齢者虐待マニュアルをベースに臨機応変に対応する。またケースによっては早急に行動しつつ、慎重に物事を整理していく。市役所等関係機関とも連携していく。</p>
エ 困難事例への対応	<p>①総合相談で受付したケースで特に多職種での検討が必要な場合、地域ケア個別会議を開催し課題の整理と支援策を検討する。</p> <p>②三職種で困難な事例について情報共有し、専門性を生かして対応する。</p>	<p>①地域ケア個別会議定例7回と随時</p> <p>②期のミーティング時(週5回)の他、適宜。</p>	<p>①関係機関と困難事例や複合的な課題を持つ事例について話し合った。</p> <p>また、会議以外でも随時家族や関係機関と共有の場を設けた。</p> <p>②困難ケース対応状況(紙ベース)にて情報共有。</p>	<p>①地域ケア個別会議定例7回</p> <p>随時3回</p> <p>その他適宜共有</p> <p>②期のミーティング時、適宜</p>	<p>①定例、随時問わず本人と家族の関係が複雑化し支援に行き詰まるケースが目立った。家族へは関係機関で協議し慎重にアプローチすることも必要。また、会議をもうけても長期化するケースも多く、随時情報共有していた。</p> <p>②困難事例に関して、紙ベースでの共有の他、リアルタイムで申し送りが必要な事項は朝礼にて周知する。</p>	<p>地域ケア個別会議やカンファレンスは随時開催を強化し、迅速かつ丁寧に課題解決に取り組む。</p>
オ 消費者被害の防止	<p>民生生活センターや弘前警察署と連携し、地域住民や関係機関に向け消費者被害について注意喚起をする。</p>	<p>民生委員定例会5回、出前講座(随時)、介護支援協議会4回、訪問時他。</p>	<p>各定例会や連絡会で消費者被害のパンフレット配布、認知症カフェでは講座を開き、注意喚起を呼び掛けた。また消費者団体が主催の意見交換会に出席し情報共有した。</p>	<p>民生委員定例会4回、出前講座2回、介護支援協議会4回、認知症患者者フォーラム1回</p>	<p>消費者被害の相談1件あり。スマートフォン購入に関するトラブル。返品することは出来たが、料金システムやスマートフォン後の操作が慣れない高齢者にとって、今後似たような事例が増加すると思われ。また、消費者フォーラムでは特殊詐欺等の知識を深めることが出来た。</p>	<p>①市民生活センターや弘前警察署と連携し、地域住民や関係機関に向け消費者被害について注意喚起をする。</p> <p>②協議会との関係構築や見守り体制を強化する。</p>



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度実施内容		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的ケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が地域住民や関係機関と連携できる体制を作る。	R4年度実施内容 多職種・他機関と連携を図るため、地域ケア個別会議や地域推進会議を開催する。	地域ケア個別会議年7回と随時 推進会議年2回	R4年度実施内容 地域ケア個別会議開催。 地域ケア推進会議開催。	地域ケア個別会議や関係機関との連携に繋げることができた。 推進会議ではひろさきボランティアーや有償ボランティアーに出席して頂き、社会資源に考えを繋げた。	定例7回 随時3回 2回	圏域の介護支援専門員が多職種・他機関と連携を図れるよう会議を開催する。		
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域介護支援専門員が中心になり、ネットワーキング作りやスキルアップができる企画を検討し、相互の情報交換ができる場を設定する。	R4年度実施内容 リーダー・サブリーダーに内容など提案してもらう。介護支援専門員のニーズにあった勉強会や意見交換会を企画する。	連絡会年4回	介護支援専門員のスキルアップと相互の意見交換ができる場を設定。	介護支援専門員にアンケートを実施しリーダーが中心になって成年後見制度の勉強会や他職種との情報交換会を企画。年度末に定例の地域個別会議の報告会とケアマネの意見交換会を行う機会があった。	4回	介護支援専門員が企画し勉強会や圏域の介護支援専門員同士が意見交換ができるよう計画し場を提供する。		
ウ	日常的個別指導・相談	圏域介護支援専門員の相談窓口の継続と個別事例に対する相談支援。	R4年度実施内容 日常的な連携に加え、定期的な連絡会の開催で相談しやすい環境を整える。	連絡会年4回 地域ケア個別会議年7回と随時	知識の習得やネットワーキングの交換のため介護支援専門員連絡会を開催。	介護支援専門員連絡会で勉強会や情報交換、専門性を活かした助言、提案を行うことで課題解決や介護支援専門員の不安軽減に努めることができた。	①介護支援専門員連絡会4回 ②随時	圏域介護支援専門員の相談窓口の継続と個別事例に対する相談支援。		
エ	支援困難事例への効果的な支援を行う	支援困難事例を抱える介護支援専門員への効果的な支援を行う。	R4年度実施内容 ①必要に応じて地域ケア会議を開催する。 ②関係機関と連携し支援方法を検討する。 ③同行訪問などケースに応じて対応する。	①②③随時	①②支援困難事例に対して地域ケア個別会議を開催。 ③担当の介護支援専門員と同行訪問を行う。病院やしあわせネットワーキングなど各関係機関へ繋いでいく。	困難事例を抱える介護支援専門員と同行訪問を行うたり、関係機関との情報交換や連絡、調整が密にできた。多種多様な困難事例が見込まれるため関係機関や専門職との連携、知識習得が必要となる。	①②地域ケア個別会議随時3回 ③随時	地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等について専門職や関係機関との連携の下で支援方針を検討し指導・助言を行う。		



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

## 5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	①認知症高齢者たたいまサポート事業、安心カードについて広報する。 ②認知症関連の研修会などに出席する。	①随時 ②年1回以上	①地域のふれあいの居場所2カ所で行った。 ②認知症地域支援推進員研修参加、認知症キャラバンメイト養成研修参加	①2回 ②2回	①出前講座の中で、弘前たたいまサポート事業や安心カードの説明を行い、事業の周知を図った。 ②認知症地域支援推進員現任研修へ参加し、他県の活動状況を知ることが出来た。認知症キャラバンメイト養成研修に2名受講。	認知症地域支援推進員と地域住民が連携し関係機関とのネットワーク作りを行う。
イ 認知症の人やその家族への支援	認知症カフェの実施。	年4回 5月、7月、9月11月	コロナ感染拡大防止に努めながら認知症カフェを開催。 ・フレイル予防講義、実践。 ・津軽弁で川柳が楽しく脳活。 ・包括からの情報提供。 ・ズンドコ体操 ・介護相談など	4回 計58名参加	認知症カフェを開催し地域の高齢者、事業所職員の参加があり、情報提供や体験や脳トレなどを行った。相談コーナーを設けたことで家族からの相談があり、支援に繋がることができた。	認知症の人とその家族が集まり情報交換が出来る場所を設ける。
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座の開催。 ②認知症サポーター養成講座の開催。 ③民生委員定例会への出席、地域住民への出前講座開催。	①年3回 ②年1回 ③年5回	①6/4桔梗野老人クラブ、7/27茂森新町ふれあいカフェで養成講座を実施。 ②12/21弘前医療福祉大学でステップアップ講座開催。 ③清水地区、文京地区、朝陽地区、桔梗野地区民生委員定例会へ出席した。出前講座は6/4、9/16実施する。	①2回 ②1回 ③民生委員定例会4回 出前講座2回	①認知症サポーター養成講座の依頼を受け計画、実施した。今後もふれあいの居場所や企業などにも訪問しサポーターの養成に努めて行く。 ②2名参加し協力した。 ③民生委員定例会では包括の活動状況報告や認知症高齢者の事例などを話した。同席した在宅支援センターからも地域の高齢者の状況報告があった。 出前講座は、介護保険について、認知症、認知症予防について講話やフレイル体操を行った。	①認知症サポーター養成講座開催の働きかけを行う。要請に応じて計画、実施していく。 ②認知症サポーターステップアップ講座開催の働きかけを行う。要請に応じて計画、実施していく。 ③地域住民へ認知症についての知識の普及を図る。

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)B186:AH221B206B186:AH220

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議にて課題解決の糸口を見出し、課題候補を抽出する。 ②地域ケア推進会議にて個別会議で挙げた課題候補を吸い上げ地域課題を明確化する。 ③地域ケア会議はこれまで関わりの薄かった業種や関係機関にも声がけを図る。	①7回と随時 ②2回 ③随時	①地域ケア個別会議の開催。 ②地域ケア推進会議の開催。 ③資料を作成し郵送。初めに参加する方には、会議の趣旨を説明に伺った。	①7回と随時 ②2回 ③随時	地域ケア個別会議を開催し、課題候補を抽出・課題候補から地域課題の検討ができた。参業型でも開催できているがハイブリッド型でも開催できるように環境を整えていく必要がある。2025年の超高齢化社会や新型コロナウィルスの出現で、複合的な問題を抱えているケースや新たな地域課題が見えてくると思うので地域の多種多様な関係機関と連携を図っていく。	①地域ケア個別会議を開催し、個別ケースについて多職種で検討を行うことにより課題解決を支援する。 ②個別ケースから同様の課題を見出し、分析を行うことで地域課題の把握・対応方針を検討する。 ③地域関係者の連携を深める。

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

### 【地域の実態】

- ・持病があっても受診や支援を拒否し、家族がいとも関わりを拒否する事が多い。
- ・介護保険や認知症の相談をどこにすればいいかわからないと言う声がある。
- ・除雪や買い物等、介護保険で対応できない事困っている人が多い。
- ・圏域の介護支援専門員から、身寄りのない人の緊急時の対応に困っていると声が聞かれている。

### 【地域課題】

- ・独居世帯や問題を多く抱える世帯が増えてきているため、地域や複数機関での連携が必要。
- ・高齢者の相談窓口としての周知が不十分。
- ・保険外サービスや社会資源等の情報が地域に行き届いていない。
- ・身寄りのない方の金銭管理や緊急時の対応等、支援体制を整える必要がある。

### 【地域での対応方針】

- ・支援困難な事例に対して関係機関と連携を図り対応する。
- ・地域包括支援センターの役割を分かりやすくした概要版のパンフレットを作成し地域へ配布する。配布の際は町会と協力する。
- ・地域の社会資源を把握、情報を収集する。
- ・関係機関の集まりの中で制度について説明と周知を行う。

### 【市、関係団体への提言】

- ・身寄りがなくサービス利用に結びつかない人のための体制作りに着手して欲しい。
- ・地域型ヘルパーの機能を強化して欲しい。



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R.4.1現在)	保健師	1人	予防給付プラン担当	2人	ランチ数
	社会福祉士	2人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0人	4
	主任ケアマネ	1人			箇所

## 令和4年度の活動方針(地域課題・目標)

- 地域の実態
- ①社会資源に乏しく、公共交通機関による移動も困難な地域である。
  - ②農村地域であり、収入が老齢基礎年金のみの低所得者層にある高齢者世帯が多い。
  - ③高齢者同士の近隣交流はあるが、若い世代間の近隣交流は希薄になってきている。
  - ④介護や認知症に関する地域住民の理解や知識が薄い。

### 地域課題

- ・独居を含む高齢者世帯において、上記の地域実態①及び②により、受診や外出、社会参加が制限されることで引きこもりを招き、フレイルを引き起こす大きな要因となっている。
- ・地域コミュニティから孤立している高齢者の地域における見守りや互助が脆弱である。
- ・地域住民の介護予防に対する意識が低い。

### 目標

- ・地域住民による地域包括支援センター機能(相談機能や出前講座など)の活用促進。
- ・多職種連携による介護予防やフレイル予防に向けた地域活動の基盤づくり。
- ・民生委員、町会長、地域包括支援センターの三者間の連携強化。
- ・介護や認知症、介護予防や健康増進に関する地域住民への知識の啓発。

## 令和4年度目標に対する取り組みの評価

- ・地域住民や地域関係者の地域包括支援センター機能の活用促進に向け、地域に向けた地域包括支援センターの活動周知の一環として、圏域各地区の町会(計460班)に北部地域包括支援センターに関する広報誌を発行し周知している。広報誌の閲覧により幅広い世代への活動周知にも繋がっていることから継続して多世代含み地域住民が興味関心を持ってより記事内容を検討しながら広報誌を作成、発行、回覧し更なる地域への活動周知に繋げていく。
- ・地域ケア個別会議での医療専門職、リハビリ専門職、福祉専門職、福祉専門職など多職種によるケース検討の推進を図るなかで、会議での関わりを通じた専門職や専門職が所属する専門職団体とのネットワーク構築にも繋がっており、地域づくりの側面からも引き続き連携は必要とする。
- ・地域住民はじめ地域関係者、福祉専門職など多職種による防災に関する意見交換会を通じ更なるネットワーク構築が強化された。また意見交換会を通じ各地区同士の良好な関係やネットワーク構築にもつながっている。
- ・継続的な地域での保健活動やイキキ体操教室が介護予防や健康増進に関する地域啓発にも繋がっており、地域住民からは高評価となった。限定された地区での開催となったが農業に従事する地域の特性柄冬期間の健康に対する意識が低いという気づきがあった。

## 1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和4年度計画		課題・評価		R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チエックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	介護予防サービスだけでなく、一般介護予防事業やインフォーマル資源を活用しながら、介護予防に向けたケアマネジメントを実践する。	随時	アセスメントによる対象者の状態把握、基本チエックリストの実施、サービス利用支援、介護予防ケアマネジメントの実施。	事業対象者の支援件数:延べ1010件。	総合事業だけでなく、一般介護予防事業の活用というところも視野に入れたマネジメントを継続する。
ア	総合相談にて総合事業の利用が必要もしくは効果的と思われる方について、基本チエックリストを実施し、ケアマネジメントを行った。		介護予防の視点で必要なマネジメントを実践できた。		

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	令和4年度計画	実施内容	実施内容	回数等	回数等			
ア	①民生委員、町会長、北部包括の三者による連携体制の構築。 ②地域のフレイル予防に向けた多職種連携ネットワークの構築。	①圏域各地区ごとに民生委員、町会長、北部包括の三者での意見交換会の実施。 ②地域のフレイル予防の実施。	①各地上回以上 ②年間4回	①民生委員、町会長、北部包括以外にも公民館、出張所、交番、生活支援コーナー、ネーターも踏まえて意見交換を交わしネットワーク構築に繋がった。 ②住民のフレイルに対する考え方や北部包括が捉えている課題に相違あり会議開催に至らなかった。	①1回 (1/19) ②会議1、書面会議(アンケート)1回	①民生委員、町会長、北部包括以外にも公民館、出張所、交番、生活支援コーナー、ネーターも踏まえて意見交換を交わしネットワーク構築に繋がった。 ②住民のフレイルに対する考え方や北部包括が捉えている課題に相違あり会議開催に至らなかった。	地域のさまざまな関係機関をとのネットワーク強化を図るため、引き続き各地区の関係者と意見交換や情報共有をする機会を設定していく。また、地域の介護予防や健康増進を推進するため多職種連携体制の構築も図っていく。	
イ	訪問履歴のない高齢者世帯への実態把握を通じたアウトリーチの実施。	①訪問履歴のない高齢者世帯の実態把握を実施すること、生活困難等の早期の発見と対応に繋げる。 ②実態把握のための地域世帯の訪問について、各町会へのチラシ回覧により、地域住民への周知と理解を図る。	①訪問履歴がない世帯の実態把握：年間50世帯 ②上半期に各町会の回覧板にてチラシを回覧する	1.毎月18日として計画的に実態把握を実施。 2.毎月の会議にて情報共有を行なっている。	1.包括181件、裾野：55件、船沢：59件、北原21件、新和64件。 2.12回(うち招集1回、オンライン11回)。	1.実態把握状況や関係機関からの相談等を踏まえ実態把握を実施。また地域高齢者への健(検)診受診、勸奨や健康状態不明者把握のための戸別訪問活動を継続実施。 2.プラン子との毎月の会議で実態把握の訪問状況や地域現状について情報共有する。プラン子用の実態把握用腕章をつけて実態把握が円滑に実施できるよう、実態把握の地域周知に取り組んだ。	訪問履歴のない高齢者世帯への実態把握によるアウトリーチを継続する。また、実態把握で地域世帯を訪問した際、腕章を着用して実態把握を実施し地域での実態把握活動の周知を図っていく。	
ウ	地域の相談機関としての地域住民への周知を図る。	①高杉公民館での地域住民を対象とした講座などのイベント時に出張相談を開設する。 ②センターの住民周知用のポスターを作成し、地域の公共施設や商店等へ設置してもらう。	①毎月1回程度(公民館行事の予定による) ①出張所、公民館、集会所、農協、個人商店へ設置を依頼する	1.8月は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、高杉公民館と協議し中止となった以外は高杉公民館のイベント(青春ゼミナール)と合同で開催した。 2.地域への周知活動として広報誌を年2回(8月、1月)発行することができた。	1.年11回(うち9回開催) 2.年2回(8月、1月)	1.体操教室では介護予防に向けた整体操と合わせて脳トレニングも実施することで、地域高齢者の心身の健康維持を目的とした活動となった。 2.広報誌は地域にとつて効果的だったのか、「広報誌を見て相談したいことがある」という問い合わせが多くなった。相談先を送っている住民に對しても開けた環境になった。	1-2 活動を継続するためにニーズを把握しパンフレットの設置の他、ポスター掲示や町会へのチラシ回覧などで周知を図っていく。また高杉公民館との共催事業を継続的にを行い、居場所づくりも含めた活動を模索していく。	



# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の4第2項第2号)

項目	令和 4 年度計画		R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の利用が必要と判断されるケースについては、申立支援を進める。 ②成年後見制度や任意後見制度に関する知識の啓発。	①随時 ②随時	①弘前圏域権利擁護支援センターと連携しながら申立立て支援を行う。 ②相談者やその家族に対し、必要に応じて制度の説明を行う。	①申し立て支援3件 ②家族や親類への説明のみ	①総合相談から後見申し立てが必要ケースが3件あり、2件は審判が確定、1件は申立立て支援中である。 ②申し立て支援の3件は、家族や親類にも成年後見制度についての説明を実施しながら支援対応した。	①後見申し立てが必要なケースについては、弘前圏域権利擁護支援センターや福祉総務課とも連携しながら申し立て支援に繋がっている。 ②申し立て支援をする家族や親類へ成年後見制度の説明は行ったが、広く地域住民を対象とした周知活動には繋がっていない。	①現在の取り組みを継続する。 ②地域住民(主に65歳以下の若い世代)を対象とした任意後見制度度に関する勉強会を企画、開催する。	
イ 老人福祉施設等への措置の支援	対象案件の発生時には介護福祉課と連携して対応する。	随時	要措置と判断される事案が発生した場合には、介護福祉課へ報告、相談のうえ、必要な対応を速やかに行う。	1件	事案発生時に行政関係部署と速やかに連携を図り対応することができた。	対象案件の発生時には弘前市と連携しながら速やかに対応する。		
ウ 高齢者虐待への対応	『弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル』に基づき対応する。	随時	高齢者虐待に関わる事案が発生した場合には、介護福祉課と連携しながら、マニュアルに基づいた対応を速やかに行う。	3件(いずれも同居家族からの虐待案件)	対象の3件はいずれも弘前市への通報から対応に至った虐待案件であった。必要な対応を行い、終結となっている。	虐待案件の発生時には虐待対応マニュアルに従い対応する。		
エ 困難事例への対応	①対応や支援に必要な職種、機関と連携しながら対応、支援を行う。 ②必要に応じて地域ケア個別会議にて対応を協議する。	①随時 ②随時	①三職種にてケース検討を行い、必要な職種、機関と連携しながら対応をする。 ②地域連携や多職種での連携が必要なケースにおいては、地域ケア個別会議にて事例検討を行う。	①随時 ②1回(4/14)	必要に応じて他分野の機関や他職種と情報共有を図ることで、共通認識を持ちながら支援対応できた。	現在の取り組みを継続する。		
オ 消費者被害の防止	①消費者被害に関する情報収集を行い、その情報を地域へ発信することで被害の未然防止を図る。 ②地域住民等からの消費者被害相談への対応。	①随時 ②随時	①消費者被害に関する情報があれば、町会、民生委員、介護支援専門員等へ情報提供する。 ②消費者被害相談への市民生活センターとの連携した対応。	①啓発ポスター・掲示(公民館3ヶ所、出張所3ヶ所、郵便局1ヶ所) ②地域から情報のあった施設入居民生活センターへ問い合わせを行い、国民生活センターから発信されている施設入居権に関する特殊詐欺案件の住民周知を実施。 ③地域から情報のあった施設入居民生活センターへ問い合わせを行い、国民生活センターから発信されている施設入居権に関する特殊詐欺案件の情報収集に繋がった。	①施設入居権及びプロパンガス契約変更に関する特殊詐欺案件の住民周知を実施。 ②地域から情報のあった施設入居民生活センターへ問い合わせを行い、国民生活センターから発信されている施設入居権に関する特殊詐欺案件の情報収集に繋がった。	①、②とも現在の取り組みを継続する。		

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的ケア体制の構築 必要な職種が連携しながら個別支援を展開していき、地域での多職種連携ネットワークの構築を進める。	①地域ケア会議への専門多職種の招集。 ②地域ケア会議での介護支援専門員と専門職の交流を通じ、相互の継続的なネットワーク構築を図る。	①地域ケア個別会議(年間予定のもの):5回 ②随時対応(必要時)	①定例の会議が5件、定例外の会議が1件、地域ケア推進会議が1件、合計7件の地域ケア会議の実施。 ②多職種検討形式での会議を通じて、介護支援専門員の間で、ケア推進の構築を図っている。	地域ケア個別会議6件、地域ケア推進会議1件	①医療系専門職、リハビリ専門職、福祉専門職、介護専門職などの専門多職種を招集して会議を開催している。 ②多職種検討による会議を通じ、様々な専門職種と顔なじみになることで、支援ネットワークの構築に繋がっている。	必要な専門職が連携しながら個別支援を展開していき、地域での多職種連携ネットワークの構築を進める。	
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用 北部圏域で活動する介護支援専門員が相互に情報交換や相談ができる機会を提供することで、介護支援専門員間のネットワーク強化を図る。	北部圏域ケアマネ会議の開催。	①年間5回(4/21、6/23、8/1、10/20、1/19)	8月は新型コロナウイルスの中での感染拡大が見られたため、予定していた勉強会が中止。加えて北部圏域ケアマネ会議の中から感染者が発生し1月の勉強会が中止となった。	年間3回(4/21、6/23、10/20)	4月は社会資源に関する情報交換、6月は言語聴覚士を講師とした勉強会を実施。10月は相互の情報交換や専門他職種とのネットワーク構築の一助として活動展開している。	定例で会議を継続することにより、地域のケアマネ同士が相互に情報交換や相談ができるようなネットワーク強化を目指す。	
ウ	日常的個別指導・相談 介護支援専門員としての業務遂行に必要な知識やスキルの向上に向けた支援体制を整備する。	地域で活動する介護支援専門員を対象とした勉強会や事例検討会の実施。	年間4回(勉強会または事例検討会)	6月の北部圏域ケアマネ会議にて言語聴覚士による勉強会を実施。10月は社会福祉士による勉強会を実施。	2回	言語聴覚士による勉強会を実施することとで、言語聴覚士などの他職種との理解や視点が広がってきた。社会福祉士による勉強会ではソーシャルワークにおける援助観について理解を深めることができた。	地域で活動するケアマネを対象とした勉強会や事例検討会を実施、実施することでの業務遂行に必要な知識やスキルの向上に向けた支援体制を整備する。	
エ	支援困難事例等への指導・助言 地域で活動する介護支援専門員からの個別事例に関する相談に対応することで、課題解決に向けた後方支援を行う。	個別事例に関する相談を受けた場合には、必要に応じて地域ケア個別会議を設定し、多職種、多機関での事例検討の場を設けることで、課題解決と相互のスキルアップを目指す。	地域ケア個別会議(年間予定以外のもの):随時	世帯員各自に専門的アプローチについて、定例外での地域ケア会議を開催している。	1回(4/14)	地域ケア個別会議において、実際に関わりが必要となる各分野の専門職で事例検討を行うことで、情報や課題を整理しながら支援の方向性について検討することができてきている。	地域で活動する介護支援専門員からの個別事例に関する相談に対応することで課題解決に向けた後方支援を行う。	



# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

## 5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	必要に応じて精神科病院や認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームと連携しながら認知症患者への支援を行う。	随時	認知症が疑われるケースについては、家族や医療機関と連携しながら受診に繋げるなどの支援をしている。	随時	受診に向けた医療機関との連携もスムーズな連携を取りながら支援対応できている。	現在の取り組みを継続する。
イ 認知症の人や家族への支援	①地域住民に対して、介護や認知症の勉強会を実施する。 ②高杉公民館のイベント時に出張相談を実施することで、相談窓口としての地域住民への周知、認知を図る。	①アンケート実施(4月～8月)、集計9月。 勉強会:1月(裾野地区)、2月(船沢地区)、3月(新和地区) ②毎月1回程度(公民館行事の予定による)	①圏域4地区の公民館と出張所にアンケートボックス設置を依頼し、地域住民向けのアンケート調査を実施して集計を行う。地域の介護支援専門員にも担当利用者や家族への聴取に協力してもらうことで、広く意見を聴取できるように取り組んでいる。 ②イキキキ体操教室の開催に合わせて、高杉公民館にて出張相談も兼ねた地域住民との茶話会を実施している。	①アンケート実施(4月末～8月末)、集計(9月) ②6回	①アンケート結果より認知症に関すること『介護予防に関すること』『権利擁護に関すること(消費者被害など)』が地域住民の学びのニーズであることが分かった。 ②交流の場として会場提供することで、雑談のなかから相談に繋がるなどのケースもあり、圏域の地域特性として改まった相談窓口という雰囲気よりも集いの場という雰囲気でも雑談するといったスタイルの出張相談に移行することで効果的に出張相談の受け付けに繋がった。	当事者や家族も含めた地域住民への認知症に関する理解や知識の啓発と合わせ、地域に向けた認知症に関する相談窓口としての周知及び認知を図る。
ウ 知識の普及	地域における認知症サポーターの養成。	年間1回以上(目標値10名以上)	5/26北辰中学校、9/16船沢地区社協、3/16サングラブルホームを対象とした講座の依頼があり講座を実施した。	北辰中学校(2学年生徒及び教員)39名+高杉公民館職員1名+北部包括職員1名 ・船沢地区社協会員6名 ・サングラブルホーム職員15名 年間合計62名のサポーター養成	今後、地域のサポーター養成が進むにつれ、若い世代への継続した認知症対応の意識を持ってもらうためのステップアップ講座などの段階的な取り組みについても検討が必要と考える。	地域からの依頼があれば対応する。また出前講座などの活動について、町会など地域関係者への活動周知を図ることで、地域からのサポーター養成講座や各種出前講座の依頼に繋がるよう周知を図っていく。

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和4年度計画		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
①地域ケア会議を通じて潜在的な地域課題の抽出。 ②日常業務を通じて地域課題の抽出と把握。	①地域ケア会議への地域関係者(民生委員、町会長など)の出席を推進することで、地域の潜在的な課題抽出にも取り組む。 ②総合相談などで支援対応したケースの整理および分析を行い、地域課題の抽出に繋げる。	①地域ケア個別会議:年間5回、地域ケア推進会議:年間1回(いずれも年間予定のもの) ※他、必要時に開催。 ②随時	1.状況に応じて地区の民生委員や町会長に地域ケア会議への出席を呼びかけ会議への参加に繋げた。 2.地域ケア推進会議において出席者と地域課題候補について検討している。	1.地域ケア個別会議(定例5回、定例外1回)。うち地域関係者の出席は5回。 2.地域ケア推進会議(定例1回)で実施。	1.地区の民生委員や町会長に地域ケア個別会議に出席してもらうこと、介護支援専門員との連携体制の構築や情報共有を図ることができ、地域課題候補の抽出にも繋がっている。 2.各地区での課題抽出、地域課題候補の検証を行い、地域づくりについての整理することができた。	日常業務を通じて地域課題の抽出と把握を行い、地域ケア会議を通じて潜在的な地域課題の抽出を図る。
個別支援と地域課題の把握						

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

### 【地域の実態】

- ①免許の返納や病氣、体力の衰えなど何らかの事情により高齢になると移動手段が限られてくる。そして家で過ごす時間が多くなりフレイル状態が加速、認知機能の低下や食事の不振生など身体機能の衰えに繋がっている。
- ②親戚や近所付き合いなどで繋がっていた関係も今時代では希薄で住民同士の関わりが減少し、町内会や自治会に携わる人たちも高齢化が進み担い手が不足している。

### 【地域課題】

- ・地域に食材や日用品を購入できる場所が少ないのでどうしても市街地まで買い物にいかねばならないが、移動手段が限られている。
- ・地域によって結束が強い町会、弱い町会と格差があり、コミュニティに入りこめない住民は孤立に繋がる。
- ・認知症や独居というだけで施設入居を求めめる住民の声が多数聞かれる。
- ・健康に対する意識が低い。

### 【地域での対応方針】

- ・各地区の活動や、各関係機関との連携を強化し、さまざまな機関とネットワーク構築を図り情報共有していく。
- ・地域にある新しい社会資源を発掘できるように活動に参加しニーズ調査を実施していく。
- ・地域住民へ認知症に対する理解と啓発を図る。
- ・冬期間の暮らしが豊かになるように健康に関する講座や活動を進める。

### 【市、関係団体への提言】

- ①乗合タクシーがある地域でも一定の場所(停留所)まで歩いて移動しなければならず、冬期間は尚更悪路となり移動がスムーズにならない。利用状況のデータ分析を実施し地域ごとのニーズに似合った移動手段が必要と思われる。
- ②地域の見守り体制を整備する必要はあるが地域住民の理解が乏しく関心がないと思われる。地域住民向けに地域の見守りとは何か、ボランティアとは何か、地域の協働とは何か、行政から地域に強く発信していくことが必要。



令和4年度地域包括支援センター収支決算

(1) 包括的支援事業

(単位:円)

	第一地域包括支援センター		第二地域包括支援センター		第三地域包括支援センター		東部地域包括支援センター		西部地域包括支援センター		南部地域包括支援センター		北部地域包括支援センター		合計	
	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
市委託料	29,717,000		24,886,000		38,999,000		36,988,000		26,446,000		40,259,000		30,006,000		227,301,000	85.5%
ケアマネジメント収入	7,975,847		3,639,900		8,921,390		4,417,080		1,053,865		8,848,400		3,562,500		38,418,982	14.5%
その他	0		0		0		0		0		0		0		0	0.0%
収入合計	37,692,847		28,525,900		47,920,390		41,405,080		27,499,865		49,107,400		33,568,500		265,719,982	
人件費	32,418,673		23,935,289		44,826,749		25,537,231		21,100,617		33,121,947		22,444,365		203,384,871	76.6%
事務費	2,644,847		1,847,912		2,936,454		4,251,224		795,192		8,546,724		2,299,029		23,321,382	8.8%
管理費	620,000		302,699		1,102,052		1,850,930		1,604,056		3,301,986		1,260,306		10,042,029	3.8%
委託料	2,009,327		2,440,000		886,070		4,093,510		4,000,000		4,138,067		7,560,000		25,126,974	9.5%
その他	0		0		0		3,476,000		0		0		4,800		3,480,800	1.3%
支出合計	37,692,847		28,525,900		49,751,325		39,208,895		27,499,865		49,108,724		33,568,500		265,356,056	

(2) 介護予防支援事業

(単位:円)

	第一地域包括支援センター		第二地域包括支援センター		第三地域包括支援センター		東部地域包括支援センター		西部地域包括支援センター		南部地域包括支援センター		北部地域包括支援センター		合計	
	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
ケアマネジメント収入	15,626,688		12,627,220		19,741,510		11,197,030		10,865,635		14,678,580		8,689,400		93,426,063	98.9%
その他	0		272,017		422,388		100,000		221,250		15,400		36,800		1,067,855	1.1%
収入合計	15,626,688		12,899,237		20,163,898		11,297,030		11,086,885		14,693,980		8,726,200		94,493,918	
人件費	11,134,320		9,440,150		12,834,571		4,006,789		7,370,333		13,044,017		4,292,785		62,122,965	72.7%
事務費	892,368		1,359,190		828,231		292,042		162,478		949,636		129,242		4,613,187	5.4%
管理費	600,000		189,454		310,834		55,254		183,446		366,887		75,868		1,781,743	2.1%
委託料	3,000,000		1,590,053		3,056,922		6,431,742		685,098		237,563		1,306,476		16,307,854	19.1%
その他	0		320,390		264,000		0		0		0		0		584,390	0.7%
支出合計	15,626,688		12,899,237		17,294,558		10,785,827		8,401,355		14,598,103		5,804,371		85,410,139	





令和5年度 地域包括支援センター事業計画

	(令和5年4月1日現在)						
	第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
職員配置	2	2	2	3	1	1	1
社会福祉士	2	1	4	2	2	4	1
主任ケアマネ	1	1	2	1	1	2	2
予防給付プラン担当	3	3	4	1	1	3	2
その他	1	0	1	2	1	1	0
プラン手数	2	2	2	2	2	1	4

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)		地域課題	目 標
第一包括	地域の実態	<p>①高齢者の状況として、コロナ禍で過剰に外部との接触を避けてきたため、孤立化が進み、重症化した状態で発見される事例や孤独死が見られている。</p> <p>・病状の認識と健康増進のための知識が低く、状態が悪化してしまふことが多い。</p> <p>・当事者や関係者以外、認知症(介護)に関心のない人が多い。</p>	<p>①積極的なアウトリーチ活動を実施する。</p> <p>②多世代にアプローチし、地域とのつながりの再構築に取り組む。</p>
第二包括	<p>・病状の認識と健康増進のための知識が低く、状態が悪化してしまふことが多い。</p> <p>・当事者や関係者以外、認知症(介護)に関心のない人が多い。</p>	<p>・健康増進の意識を高められるよう、支援者、被支援者ともに成長できる働きかけが必要である。</p> <p>・認知症に対する関心、理解が高まるようにアプローチする必要がある。</p>	<p>①介護をする前、される前の段階でフレイル予防や高齢者への支援等の理解が得られるようにする。</p> <p>②地域の方が認知症への興味関心を持てるようになる。</p>
第三包括	<p>①孤立した地域住民、回覧板が回らないマンションやアパート世帯は問題が表面化しにくく、支援機関等と繋がらずに重症化してしまふ。</p> <p>②認知症への偏見等がまだあり、より広く地域住民へ認知症への理解促進を図る必要がある。</p> <p>③医療連携、若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等、多種多様な課題を持つ世帯が増えている。</p>	<p>①町内会に属さない等の近隣住民から孤立している高齢者は、認知症予防、介護予防の重要性の情報が届かず、普及啓発が必要となっている。</p> <p>②より広く地域住民に認知症の理解を促し、専門職や医療へ繋がる機会が必要である。</p> <p>③医療連携、若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等の様々な課題への対応が求められる。</p>	<p>①孤立した地域住民、回覧板が回らないマンションやアパートに対して認知症予防や介護予防の重要性について啓発するため、広報紙配布を行う。また町内会や高齢者の集い等との連携を図り、介護予防教室等を地域住民へ開くことで、より広く、認知症予防や介護予防について理解促進を図る。</p> <p>②地域の公民館等を利用して認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)を実施する。</p> <p>③様々な課題に沿った研修会や他分野関係機関との意見交換を行い、より良い連携と対応力向上を図る。</p>
東部包括	<p>①外出の機会や意欲が減少し自宅に閉じこもりになっている高齢者が多い。</p> <p>②介護予防、フレイル予防への関心が低い。</p> <p>③一人暮らし世帯や老々介護世帯等、高齢者の生活課題が複雑化している。</p>	<p>①自宅に閉じこもりとなることで心身機能低下や社会からの孤立をきたす悪循環が懸念されることから高齢者の社会参加、活動を支援する必要がある。</p> <p>②特定健診の未受診や認知症の疑わしい方の専門医の未受診、高齢者自身が栄養面や健康状態を把握していない等、介護予防やフレイルに対する関心が低いことから、知識や対応について普及啓発が必要である。</p>	<p>①総合事業の周知、普及啓発を行い活用を促す。</p> <p>②関係機関、多職種協力を得て地域で住民を対象とした認知症介護者教室や座談会、高齢者ふれあいの居場所を開催し介護予防を推進する。</p>
西部包括	<p>①認知症という言葉は周知されつつあるが、実際に家族へ問題がでも受入れできず、早期診断に繋がらない。</p> <p>②大雨の際、避難情報、緊急性など状況把握できず、防災無線も雨の音で聞き取れず、避難行動出来なかった地域住民がいた。</p> <p>③精神疾患や知的障害など複合的な課題を持つ世帯の相談が増えている。</p> <p>④安心カードが周知されていない。</p>	<p>①家族が認知症について理解できないことで、早期発見・診断に結びつかず、重症化している。</p> <p>②関係機関が、災害時の避難の仕方や安否確認等の対応について分からないことが多い。</p> <p>③複合的な課題を持つ世帯が、相談窓口を知らないことが多く、適切な相談窓口へつながるような仕組みが必要である。</p> <p>④安心カードが周知されていないことにより、救急搬送時、民生委員や町会長が救急車への同乗を求められることにつながっている。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の広報を強化する。また、認知症の早期発見、早期診断につながる方策を話し合うため地域ケア推進会議を開催する。</p> <p>②関係機関対象に研修会(防災課の出前講座)実施し、地域の防災についての知識を習得する。</p> <p>③介護支援専門員が多様な機関と連携できるように後方支援体制を強化する。(地域ケア個別会議での検討や研修等の実施、西部地域ケアマネ連絡会での対応など)</p> <p>④連絡会や会議等を通じて安心カードの説明や周知を行う。</p>
南部包括	<p>・受診や支援を拒否したり、家族関係が複雑もしくは身寄りがない方が増えている。</p> <p>・介護保険や認知症の相談をどこにすればいいかわからないと言う声がある。</p> <p>・除雪や買い物等、介護保険で対応できない事で困っている人が多い。</p>	<p>①独居世帯や問題を多く抱える世帯が増えているため、地域や複数機関での連携が必要である。</p> <p>②高齢者の相談窓口情報が行き届いていない。</p> <p>③保険外サービスや社会資源等の情報が地域に行き届いていない。</p>	<p>①支援困難な事例に対して関係機関と連携を図り対応する。</p> <p>②地域包括支援センターの周知に向けた取り組みとして広報活動を行う。</p> <p>③地域の社会資源を把握しボランティア団体と連携を図り支援に結びつける。</p>
北部包括	<p>①免許の返納や病氣、体力の衰えなどの事情で外出時の移動手段がない高齢者が多い。そのような状況から家で過ごす時間が多くなりフレイルや認知機能の低下、栄養状態の悪化など心身機能の低下に繋がってしまう高齢者も存在する。</p> <p>②親戚や近所付き合いがないなどの地域でのインフォーマルな関わりも希薄となり、このような状況から次世代の担い手も不在であり、町会などの地域自治に関わる担い手も高年齢となっている。</p>	<p>・家族や地域住民同士が協力し合う『互助』体制が脆弱になってきている。</p> <p>・地域全体の健康に関する意識が低い。</p> <p>・社会資源に乏しく、住民の日常生活へも強く影響している。</p>	<p>・介護や認知症、健康増進に関する地域住民への意識啓発を推進する。</p> <p>・民生委員、町会長の他、地域で活動する専門職や担い手となる住民との連携強化を図る。</p>





(様式第1号)

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R5.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	3人	プラン手数
	社会福祉士	2人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1人	2
	主任ケアマネ	1人			箇所

## 令和5年度の活動方針(地域課題・目標)

## 令和5年度目標に対する取り組みの評価

地域の実態	①高齢者の状況として、コロナ禍で過剰に外部との接触を避けてきたため、孤立化が進み、重症化した状態で発見される事例や孤独死が見られている。
地域課題	①高齢者世帯の多くは、他者とのつながりが希薄であり孤立化しやすいため、孤立化防止対策が必要である。
目標	①積極的なアウトリーチ活動を実施する。 ②多世代にアプローチし、地域とのつながりの再構築に取り組む。

## 1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和5年度計画	R5年度計画内容		R6年度の計画、取組
		実施内容	回数等	
基本 子エックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	①制度説明や基本子エックリストを実施し、地域の社会資源の活用も含めたマネージメントを実施する。	①2週間以内に対応	



# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)		R 5 年度実績		R 6 年度の計画、取組
項目	令和5年度計画	R 5 年度計画内容 回数等	R 5 年度実績 回数等	
ア	地域におおけるネットワーク構築 地域・各関係機関との関係づくり、ネットワーク構築に努める。	R 5 年度計画内容 回数等 ①民生委員定例会への参加や、地区会長と情報交換を行う。 ②商業施設や金融機関との情報交換を行う。 ③津軽地域ケアネットワーク定例会等への参加と情報提供を行う。 ④圏域グループホーム等運営推進会議へ参加する。 ⑤第2層協議体活動に参加する。	R 5 年度実績 回数等 ①年1回以上 ②年1回以上 ③年2回以上 ④開催時 ⑤年2回以上	課題・評価
イ	地域住民や民生委員、その他関係機関からの情報提供により実態把握に努める。	①在宅介護支援センターと定期的に連携しながら、訪問時のアプローチ方法を検討する。	①連携会議 月1回開催 ②在介・実態把握 年間50件以上	
ウ	①三職種が切れ目なく対応できるように情報共有を強化し、他機関への情報提供や関係機関への紹介をスムーズに行う。 ②窓口周知に取り組む。	①毎朝のミーティングとデータを活用し情報や支援の方向性を包括内で共有し対応する。 ②圏域内事業所・関係機関等の窓口へパンフレット設置の依頼をする。	①毎日 ②随時	

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

項目	令和 5 年度計画	R 5 年度計画内容		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
		実施内容	回数等		
3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)					
ア 成年後見制度の活用促進	<p>①成年後見制度について普及啓発を図る。</p> <p>②成年後見制度に関する相談・申立て支援を、必要時圏域権利擁護センターと連携して行う。</p>	<p>①民生委員定例会、グループホーム運営推進会等での広報や関係機関への資料提供をする。</p> <p>②相談、申し立て支援を行う。</p>	<p>①年4回以上</p> <p>②随時</p>		
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合は、市の関係部署と連携し対応する。	①市の関係部署、受け入れ措置施設と連携し対応する。	①随時		
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に関わる通報を受けた場合は、速やかに対応する。	①虐待対応マニュアルに基づき関係部署と連携し対応する。 <p>②必要時、個別ケース会議を開催し支援方法を検討する。</p>	<p>①随時</p> <p>②随時</p>		
エ 困難事例への対応	事実確認後、課題を整理し支援の方向性を関係部署で協議する。	①包括内三職種カンファレンスや地域ケア個別会議、担当者会議を開催することで課題を整理し、支援方法を検討する。	①随時		
オ 消費者被害の防止	消費者被害に関する最新情報を把握し住民に伝達する体制を構築する。	①市民生活センターからの最新情報を民生委員を通じて住民に提供する。 <p>②消費者被害に関する相談は市民生活センターと連携して行う。</p>	<p>①年1回以上</p> <p>②随時</p>		



# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	①他職種・他機関と連携し、地域ケア個別会議や推進会議を開催する。 ②個別会議:年4回以上 ③推進:年2回				
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を図る。	①リーダークラス会議を実施し、介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。				
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	①個別相談 ②介護支援専門員対象の学習会や意見交換会を開催する。				
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを生かした具体的な支援方針の検討や後方支援を行う。 ②困難事例については地域ケア個別会議の活用を提案し実施する。				

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度実績回数等	課題・評価	R6年度の計画、取組
	令和5年度計画	R5年度計画内容	R5年度実績回数等	R5年度実績回数等			
ア 関係機関との連携	市内認知症地域支援推進員と連携し地域住民による高齢者の見守り活動(第一包括わんわんバトロール隊)を実施する。	①市内認知症地域支援推進員との情報交換を行う ②事前学習として認知症サポーター養成講座を位置づけ実施する。 ③第一包括わんわんバトロール隊登録者の名簿管理をする。 ④フォローアップ研修を実施する。	①年1回以上 ②年1回以上 ③登録者30名以上 ④年1回以上				
イ 認知症の 人や家族 への支援	認知症に関する住民教育や早期相談の場所として感染対策を徹底した認知症カフェを開催する。	①参加者拡大に向け、認知症カフェを周知する。 ②認知症カフェを開催する。	①年30か所以上 ②年10回				
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座を開催しサポーターを増やす。	①認知症サポーター養成講座を周知するためSNSを活用する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。 ③フォローアップ研修を実施する。	①年間投稿数5回以上 ②年2回以上 ③年1回以上				

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和5年度計画	R5年度計画内容		R5年度実績 回数等	課題・評価	R6年度の計画、取組
		R5実施内容	R5回数等			
<p>①地域ケア個別会議は定期開催を基本とするが、要望があった際は随時開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。</p> <p>②自立支援型のケア会議を開催し本人の自立支援や重度化防止を図る。</p> <p>個別支援と地域課題の把握</p>	<p>①地域ケア個別会議を開催する。</p> <p>④地域ケア推進会議を開催する。</p> <p>②圏域の介護支援専門員に呼び掛ける自立支援型ケア会議を開催する。</p>	<p>①年4回</p> <p>④年2回</p> <p>②年1回以上</p>				

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】



(様式第1号)

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

職員配置 (R.5.4.1現在)	保健師 2人 社会福祉士 1人 主任ケアマネ 1人	予防給付プラン担当 3人 その他(センターの他職種兼務以外のもの) 0人	プラン手数 2箇所
---------------------	---------------------------------	---	-----------

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)		令和5年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病状の認識と健康増進のための知識が低く、状態が悪化してしまうことが多い。</li> <li>・当事者や関係者以外、認知症(介護)に関心のない人が多い。</li> </ul>		
地域課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進の意識を高められるよう、支援者、被支援者ともに成長できる働きかけが必要である。</li> <li>・認知症に対する関心、理解が高まるようにアプローチする必要がある。</li> </ul>		
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護をする前、される前の段階でフレイル予防や高齢者への支援等の理解が得られるようにする。</li> <li>②地域の方が認知症への興味関心を持てるようにする。</li> </ul>		

項目	令和5年度計画	R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
		実施内容	回数等		
基本 チエックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	介護予防日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援しスムーズな利用をはかる。	R5年度計画 実施内容 介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チエックリストを実施し該当者には適切、円滑に介護予防サービス支援計画書を作成する。	R5年度実績 回数等 都度		

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)				
項目	令和 5 年度計画	R 5 年度計画内容		R 6 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	
ア	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワークづくりに努める。	<p>①民生委員定例会への参加。</p> <p>②公民館や町会など地域行事への参加。</p> <p>③圏域内、地域密着型サービスの運営推進会議に参加する。</p> <p>④城西二丁目・城西五丁目シルバーハウス生活相談会に参加する。</p>	<p>①定例会各地区年1回(藤代・城西・西地区)</p> <p>②随時</p> <p>③地域密着型サービス運営推進会議54回</p> <p>④城西二丁目・城西五丁目:各2回</p>	
イ	地区住民・民生委員・在宅介護支援センター、その他の関係機関からの情報提供により地域の実態把握に努める。	<p>在宅介護支援センターと連携しながら、地区住民やその他の関係機関からの情報提供により実施する。</p> <p>また必要時安心カードの配布やエンディングノートを活用等も併せて周知する。</p>	<p>①在宅介護支援センター連絡会年:4回</p> <p>②実態把握年間:250件</p>	
ウ	総合相談窓口としての役割を周知していく。	<p>地域の行事や集会などに積極的に参加し、包括支援センターの活動を周知していく。</p> <p>多様な相談内容に対して、速やかに対応していくるよう、職員間で情報を共有し調整していく。</p>	随時	

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

項目	令和 5 年度計画	R 5 年度計画内容		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
3 権利擁護業務(介護保険法第115条の4第2項第2号)							
ア 成年後見制度の活用促進	民生委員定例会、地域包括支援センター主催の行事、町会等主催の行事、地域密着型サービスの運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	各関係機関との連携、正しい情報の提供、必要の際の申立の援助を行う。	随時				
イ 老人福祉施設等への措置の支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求めめる。	随時				
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による速やかにマニュアルに沿って対応する。	養護者による高齢者虐待が疑われる際には市に報告し、協議しながらマニュアルに沿って対応していく。	随時				
エ 困難事例への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化を図る。	随時				
オ 消費者被害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	随時				



# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

項目	令和 5 年度計画	R 5 年度計画内容		R 6 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	
ア	<p>地域的・包括的・継続的なケア体制の構築</p> <p>地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。</p>	<p>多職種・多機関合同の研修会や地域ケア会議を開催し、意見交換のできる場を設定する。</p>	<p>①合同研修会 年:1回</p> <p>②地域ケア会議:6回 (個別4回、推進2回)</p>	
イ	<p>地域における介護支援専門員のネットワークの活用</p> <p>地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員の連携強化を図る。</p>	<p>地域の介護支援専門員を招集して定期的に連絡会を開催する。</p>	<p>連絡会 年:5回</p>	
ウ	<p>日常的個別指導・相談</p> <p>専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。</p>	<p>日常的な連携に加え、定期的な連絡会等を通して、相談しやすい環境を整える。又、資質向上を目的として研修会の実施や制度、施策等に関する情報提供を行う。</p>	<p>①連絡会 年:5回</p> <p>②地域ケア個別会議 年:4回</p>	
エ	<p>支援困難事例等への指導・助言</p> <p>支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。</p>	<p>①相談内容に応じて各専門職の専門性を生かして対応する。</p> <p>②各専門職や関係機関と連携のもとに具体的な支援方針を検討し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。</p>	<p>①随時</p> <p>②必要時</p>	

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
ア 関係機関との連携	<p>①認知症患者医療センター、認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チームと連携しながら支援を行う。</p> <p>②ケアパスや認知症初期集中支援チームを地域住民や関係機関に周知し、連携していく。</p>	<p>①必要に応じて各関係機関と情報を共有して対応する。</p> <p>②認知症地域支援推進員連絡会や関連した会議に参加する。</p>				
イ 認知症の人や家族への支援	<p>家族や本人の支援については介護に関する相談や支援を行い、又認知症の人と家族のつどいや認知症について話せる地域の居場所を紹介していく。</p>	<p>①認知症の研修会や、認知症の人と家族のつどい等に参加。</p> <p>②認知症カフェを開催する。</p>	<p>①認知症の人と家族のつどい参加 加：年1回</p> <p>②認知症カフェ：年3回</p> <p>③相談は随時</p>			
ウ 知識の普及	<p>①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター増を目指す。</p> <p>②地域住民へ認知症についての理解を深めるための情報提供を行う。</p>	<p>①住民や企業・職域団体、学校に対してサポーター養成講座についての案内を行い、受講を働きかけて行く。</p> <p>②地域包括支援センター主催の行事や研修会開催などをおして知識の普及を図る。</p>	<p>①広報活動 ・藤代地区 ・西地区 ・城西地区 目標サポーター数：80名 開催回数：3回</p>			

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
①地域ケア個別会議は定例開催と支援困難事例への対応としての随時開催を行う。 ②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等日頃の活動を通して住民からニーズの把握を行う。	①地域ケア個別会議、地域ケア推進会議を開催する。	①地域ケア個別会議:4回 その他 ②地域ケア推進会議:2回				
個別支援と地域課題の把握						

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】



(様式第1号)

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

職員配置 (R5.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	4 人	プラン手数
	社会福祉士	4 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	2
	主任ケアマネ	2 人			箇所

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)		令和5年度目標に対する取り組みの評価	
<p>地域の実態</p> <p>①孤立した地域住民、回覧板が回らないマンシヨンやアパート世帯は問題が表面化しにくく、支援機関等と繋がらずに重症化してしまう。</p> <p>②認知症への偏見等がまだあり、より広く地域住民へ認知症への理解促進を図る必要がある。</p> <p>③医療連携、若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等、多種多様な課題を持つ世帯が増えている。</p> <p>地域課題</p> <p>①町内会に属さない等の近隣住民から孤立している高齢者は、認知症予防、介護予防の重要性の情報が届かず、普及啓発が必要となっている。</p> <p>②より広く地域住民に認知症の理解を促し、専門職や医療へ繋がる機会が必要である。</p> <p>③医療連携、若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等の様々な課題への対応が求められる。</p>			
<p>目標</p> <p>①孤立した地域住民、回覧板が回らないマンシヨンやアパートに対して認知症予防や介護予防の重要性について啓発するため、広報紙配布を行う。また町内会や高齢者の集い等との連携を図り、介護予防教室等を地域住民へ開くことで、より広く、認知症予防や介護予防について理解促進を図る。</p> <p>②地域の公民館等を利用して認知症カフェ(事業名:『燦燦カフェ』)を実施する。</p> <p>③様々な課題に沿った研修会や他分野関係機関との意見交換を行い、より良い連携と対応力向上を図る。</p>			

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)				
項目	令和5年度計画	R5年度実績		
		実施内容	回数等	
基本 ア	<p>総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。</p> <p>チャェックリスト該当者に係るケアマネジメント</p>	<p>制度の説明、基本子エツクリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをする。</p>	<p>2週間以内</p>	R6年度の計画、取組

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	①関係機関、住民組織と連携しやすい関係作りを行う。 ②介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。	①年4回以上 ②ア、随時 イ、1回				
イ 実態把握	高齢者の孤立・孤独死防止、重度化防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。					
ウ 総合相談	①的確な状況把握を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介を行う。 ②地域の関係機関、市営住宅、マンション、金融機関、郵便局、医療機関などに広報活動を行い、認知症高齢者や要支援者の早期発見や虐待防止を図るため、相談しやすい窓口をめざす。	①関係機関と連携、必要な支援に繋ぐ。 ②ア・民児協定例会にてパンフレットを配布する。 イ・広報紙を作成し、町内会回覧板にて広報する。 ウ・回覧が回らない市営住宅やマンション等へ広報する。 エ・金融機関や医療機関等へパンフレットの設置協力を依頼する。	①随時 ②ア・年4回 イ・年1回 ウ・年1回 エ・年30カ所			

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)					
項目	令和 5 年度計画	R 5 年度計画内容		R 5 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
		課題・評価	R 6 年度の計画、取組		
ア	<p>①成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。</p> <p>②成年後見制度の活用が必要な場合は、相談、申立てによるよう支援する。</p>	<p>①地域高齢者集会、民間協定会等にて広報</p> <p>②相談、申立ての支援を行う。</p>	<p>①年4回</p> <p>②随時</p>		
イ	<p>措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携を図り、対応する。</p>	<p>弘前市関係部署、受け入れ措置施設と連携を図り対応する。</p>	随時		
ウ	<p>養護者による高齢者虐待に係る通報を受けた後は、速やかに対応する。また高齢者虐待防止の周知を図る。</p>	<p>①弘前市の虐待マニュアルに基づき、関係部署と連携を図り対応する。</p> <p>②必要に応じて、虐待対応ケース会議を開催、支援方法を検討する。</p> <p>③民児協定会等にて高齢者虐待防止の啓発を行う。</p>	<p>①②随時</p> <p>③年4回</p>		
エ	<p>事実確認後、課題を把握し、援助の方向性(支援策)を関係者間で協議する。</p>	<p>個別ケース会議を開催、支援を阻害している要因、課題と整理、支援方法を検討する。</p>	随時		
オ	<p>弘前市市民生活センターと連携を図り、電話や窓口にて消費者被害に関する情報を把握し、民生委員、介護支援専門員、在宅介護支援センター、ホームヘルパーなどへ情報提供を行う。</p>	<p>①地域高齢者集会、民間協定会、などで情報提供、予防啓発する。</p>	①年4回		



# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 5 年度計画	R 5 年度計画内容		R 5 年度実績 回数等	課題・評価	R 6 年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が関係機関とスムーズな連携が出来るよう支援する。	圏域の介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握する。 ②地域課題や介護支援専門員からの要望に基づき『医療連携』、『生活福祉課』との意見交換会を企画・実施する。	年2回			
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域の介護支援専門員と連携を強化する。 ②日常業務について意見交換できる場を設定する。	①介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握する。 ②地域課題や介護支援専門員からの要望に基づき『医療連携』、『生活福祉課』との意見交換会を企画・実施する。	①上半期1回 ②年2回			
ウ 日常的個別指導・相談	地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気づきや学びが得られるよう支援する。	介護支援専門員相互、多職種からの助言を得られるよう地域ケア個別会議を開催する。	年6回			
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を実施する。 ②困難事例については、地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	①②随時			

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

項目	令和 5 年度計画	R 5 年度計画内容		R 5 年度実績回数等	課題・評価	R 6 年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
ア 関係機関との連携	<p>①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症患者医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。</p> <p>②認知症初期集中支援チームと連携する。</p>	<p>①認知症施策、ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)、等について広報する。</p> <p>②必要時、チームに支援を相談。訪問支援対象者について、課題を整理し、情報共有、支援協力をする。</p>	<p>①年4回</p> <p>②随時</p>			
イ 認知症の人や家族への支援	<p>①認知症の人やその家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。</p>	<p>①ア・弘前学院大学にて認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)を定期開催する。</p> <p>イ・認知症カフェの振り返り・評価を実施する。</p> <p>ウ・より広く地域住民に認知症を正しく理解してもらったために、公民館等を利用して認知症カフェを開催する。</p>	<p>①ア・年3回</p> <p>イ・年3回</p> <p>ウ・年1回</p>			
ウ 知識の普及	<p>①認知症サポーター養成講座等について、広報、開催の働きかけを実施。要請に応じて計画・実施する。</p> <p>②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画・実施する。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座を開催する。</p> <p>②ア、園域内教育機関へ認知症サポーター養成講座等の広報、周知を行う。</p> <p>イ、学生と認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)の企画運営等を協働で実施する。</p>	<p>①ア・年2回以上</p> <p>イ・目標人数20人</p> <p>②ア、1回</p> <p>イ、随時</p>			

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

項目	令和 5 年度計画	R 5 年度計画内容		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
		R 5 実施内容	回数等	R 5 実施内容	回数等		
6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別支援と地域課題の抽出を図る。 ②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。 ③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。 ④積極的に自立支援に向けたケースの検討を促す。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③地域関係組織、会議参加者に趣旨説明を丁寧に行う。 ④圏域の介護支援専門員へ呼びかけを行う。	①年6回 ②年5回 ③随時 ④年6回				
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】							
【地域課題】							
【地域での対応方針】							
【市、関係団体への提言】							



(様式第1号)

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

職員配置 (R.5.4.1現在)	保健師	3人	予防給付プラン担当	1人	プラン手数
	社会福祉士	2人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	2人	2
	主任ケアマネ	1人			箇所 2箇所

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)		令和5年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態	<p>①外出の機会や意欲が減少し自宅に閉じこもりになっている高齢者が多い。                  ②介護予防、フレイル予防への関心が低い。                  ③一人暮らし世帯や老々介護世帯等、高齢者の生活課題が複雑化している。</p>		
地域課題	<p>①自宅に閉じこもりとなることで心身機能低下や社会からの孤立をきたす悪循環が懸念されることから高齢者の社会参加、活動を支援する必要がある。                  ②特定健診の未受診や認知症の疑わしい方の専門医の未受診、高齢者自身が栄養面や健康状態を把握していない等、介護予防やフレイルに対する関心が低いことから、知識や対応について普及啓発が必要である。</p>		
目標	<p>①総合事業の周知、普及啓発を行い活用を促す。                  ②関係機関、多職種協力を得て地域で住民を対象とした認知症介護者教室や座談会、高齢者ふれあいの居場所を開催し介護予防を推進する。</p>		

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の4第1項第1号二)			
項目	令和5年度計画	R5年度計画内容	R5年度実績
		実施内容	回数等
基本 チャックリ ア	<p>介護予防日常生活支援総合事業の普及啓発を図る。基本チャックリスト該当者には本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるような支援する。</p>	<p>①必要の方が総合事業を利用できる様に、区域内の様々な場所で総合事業の周知をする。                  ②希望者には基本チャックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。</p>	<p>①50ヶ所以上 ②年1回 ③随時</p>
		実施内容	回数等
			R6年度の計画、取組

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

## 2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和5年度計画	R5年度計画内容		R6年度の計画、取組
		R5年度実施内容	R5年度実績回数等	
ア 地域におけるネットワーク構築	地域の関係機関、住民組織と連携し地域の社会資源の活用、開発、ネットワークの構築を図る。	①民生委員・児童委員定例会へ参加する。 ②高齢者ふれあいの居場所を開催する。 ③関係機関と共に既存の住民主体の活動に参加する。	①豊田地区、東地区、掘越地区、石川地区に年1回 ②年12回 ③年3回	
イ 実態把握	支援を要する高齢者の早期発見・介入に向け、ネットワークの構築を図る。	①圏域内の関係機関に実態把握の説明を行い、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ②相談受け付け後速やかに実態把握を実施する。	①50ヶ所以上に年1回 ②年150件	
ウ 総合相談	地域包括支援センターの広報活動を行い、住民、地域のネットワーク等に対して地域包括支援センターの周知を図る。	圏域内の関係機関に地域包括支援センターの事業を説明し、パンフレットの設置を依頼する。気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。	50ヶ所以上に年1回	

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の4第2項第2号)

項目	令和 5 年度計画	R 5 年度計画内容		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見 制度の活 用促進	制度の普及啓発を行い、医療と福祉関係者を対象とした研修会を開催し理解を深める。	①関係機関に制度の周知を図る。 ②医療と福祉関係者を対象に研修会を開催して制度の理解を深める。また活用促進を図る。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①50ヶ所以上 ②1回 ③随時				
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	措置を要するケースが発生した場合は、市の関係部署と協議、連携し対応する。	①関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の協力を依頼する。 ②関係部署と連携を図りながら対応する。	①50ヶ所以上 ②随時				
ウ 高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止の周知を図る。	①関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の協力を依頼する。 ②高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応をする。	①50ヶ所以上 ②随時				
エ 困難事例への対応	課題の困難性を明らかにし、センター内外の専門職、関係機関と相互に連携し対応する。	地域ケア会議を活用し個別課題の解決と対応力の強化を図る。	随時				
オ 消費者被害の防止	最新の動向を把握し関係機関へ情報提供することで消費者被害の防止に努める。	①市民生活センターから最新の情報を得て、関係機関へ情報提供する。 ②消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して対応をする。	①50ヶ所以上 ②随時				



# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築し円滑な活用を支援する。		①圏域内の介護支援専門員を把握する。 ②ケア支援専門員連絡会が中心となって研修会を開催する。 ③イ多職種他機関との意見交換会を開催する。	①9月まで ②ア年5回 ③イ年1回		
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①介護支援専門員のネットワークを活用して、地域ケア会議を開催する。 ②地域住民に対して介護予防・自立支援に関する知識の普及啓発活動を行う。		①介護支援専門員に地域ケア会議の内容について説明する。 ②ア認知症介護者教室を開催する。 ③イ座談会を開催する。	①年4回 ②ア年4回 ③イ年4回		
ウ 日常的個別指導・相談	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。		①担当者を書面で通知する。 ②介護支援専門員からの相談に応じ個別指導を行う。	①5月まで ②随時		
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。		各専門機関や関係機関と連携して課題を整理し、具体的な支援方針を検討する。また、必要に応じて地域ケア会議を開催して、個別課題の解決と対応力の強化を図る。	随時		

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度計画内容		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	地域や関係機関と連携を図り認知症高齢者やその家族の支援を行う。	実施内容	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携			関係機関に認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症力フェ、認知症サポーター養成講座、認知症介護者教室の説明をする。	50ヶ所以上に年1回				
イ 認知症の人や家族への支援	認知症について情報交換や相談ができる他、学びの場となる企画を開催する。		①認知症力フェを開催する。 ②認知症介護者教室を開催する。	①年4回 ②年4回				
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座の普及啓発活動を行い、講座を開催する。		①認知症サポーター養成講座を周知する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①50ヶ所以上に年1回 ②3回開催。90名養成。				

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		令和5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	<p>多職種他機関の参加を得て地域ケア個別会議を開催し介護支援専門員の個別事例解決を図る。また同様に地域ケア推進会議を開催し地域課題の抽出と共有を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進する。</p>	<p>回数等 ①年3回 ②年3回</p>	<p>実施内容 ①地域ケア個別会議を開催する。介護支援専門員に地域ケア会議の活用を促す。 ②地域ケア推進会議を開催する。</p>			
7 地域包括支援センターで把握した地域課題	【地域の実態】					
	【地域課題】					
	【地域での対応方針】					
	【市、関係団体への提言】					



(様式第1号)

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

職員配置 (R5.4.1現在)	保健師	1人	予防給付プラン担当	1人	プラン手数
	社会福祉士	2人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1人	2
	主任ケアマネ	1人			箇所

## 令和5年度の活動方針(地域課題・目標)

**地域の実態**  
 ①認知症という言葉は周知されつつあるが、実際に家族へ問題がでて受入れできず、早期診断に繋がらない。  
 ②大雨の際、避難情報、緊急性など状況把握できず、防災無線も雨の音で聞き取れず、避難行動出来なかった地域住民がいた。  
 ③精神疾患や知的障害など複合的な課題を持つ世帯の相談が増えている。  
 ④安心カードが周知されていない。

### 地域課題

①家族が認知症について理解できないことで、早期発見・診断に結びつかず、重症化している。  
 ②関係機関が、災害時の避難の仕方や安否確認等の対応について分らないことが多い。  
 ③複合的な課題を持つ世帯が、相談窓口を知らないことが多く、適切な相談窓口へつながるような仕組みが必要である。  
 ④安心カードが周知されていないことにより、救急搬送時、民生委員や町会長が救急車への同乗を求められることになっている。

### 目標

①認知症サポーター養成講座の広報を強化する。また、認知症の早期発見、早期診断につながる方を話し合うため地域ケア推進会議を開催する。  
 ②関係機関対象に研修会(防災課の出席講座)実施し、地域の防災についての知識を習得する。  
 ③介護支援専門員が多様な機関と連携できるように後方支援体制を強化する。(地域ケア個別会議での検討や研修等の実施、西部地域ケアマネ連絡会での対応など)  
 ④連絡会や会議等を通じて安心カードの説明や周知を行う。

## 令和5年度目標に対する取り組みの評価

### 1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和5年度計画		課題・評価		R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	事業所、民生委員、町会長等との連携を図り、対象者の状態把握に努め、自立支援に向けて、介護予防の必要性の周知、多様なサービスの情報提供を行っていく。	1) 相談者へは、迅速に対応する。(アセスメント・チェックリストの実施) 2) 多様な社会資源の情報提供。	1) 都度(相談受付・対応) 2) 随時(社会資源のリサーチ)		

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の4第2項第1号)					
項目	令和5年度計画	R5年度計画内容		R6年度の計画、取組	課題・評価
		実施内容	回数等		
ア	<p>関係機関との顔の見え関係づくり強化。 (コロナ禍で対面での会議等参加できなかつたため)</p> <p>地域におけるネットワーキング構築</p>	<p>全機関へ包括支援センターの会議等案内を行う。</p> <p>開催される行事等の情報を収集して、参加の依頼をしていく(文化祭や敬老会、老人クラブなど)。</p> <p>町会長、民生委員の会議への参加する。</p> <p>パンフレット設置場所へ訪問する。</p> <p>包括だよりの配布する。</p>	随時		
イ	<p>在宅介護支援センター(プランチ)との連携を強化し、実態把握に努める。 (市で行っている事業の周知)</p> <p>実態把握</p>	<p>1)実態把握にて必要な高齢者へ安心カードの配付やゴミ出しサポート事業、ただいまサポート事業、これからノートなどを広報する。</p> <p>2)独居高齢者、高齢夫婦世帯を把握する。</p> <p>3)プランチと定期的に連絡会を行い、情報共有を図る。</p>	<p>1)2) 毎月 (随時)</p> <p>3)2回</p>		
ウ	<p>総合相談</p>	<p>1)包括内の情報共有強化。 (困難ケース等は随時カンファレンスも行って対応策を検討し、他機関との連携を図る。)</p> <p>2)窓口の周知。</p>	<p>1)毎朝のミーティングとシステムの活用で包括全体の情報を統一し、内容に応じて他機関との連携を図る。</p> <p>2)圏域施設、関係機関等、包括を周知できる窓口へパンフレットを配付し協力を依頼していく。</p>	<p>1)毎日</p> <p>2)随時</p>	

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)						
項目	令和 5 年度計画	R 5 年度計画内容		R 5 年度実績 回数等	課題・評価	R 6 年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
ア 成年後見 制度の活 用促進	1)成年後見制度、意思決定支援など権利擁護についての知識向上と安定した情報提供ができる環境を構築する。 2)制度の普及啓発活動を継続する。	1)研修会へ参加して知識を習得し、正しい情報を提供できるようにする。 2)資料を活用し、各会議や集会等で周知する。 ・各事業所へ出前講座の案内をする。	1)随時 2)随時			
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	弘前市担当課、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。	随時			
ウ 高齢者虐待への対 応	1)速やかに市やその他の機関等と綿密な連携を図る。 2)虐待に関する知識普及のため、地域住民や圏域事業所へ広報を行う。	1)虐待対応時は市と密に連携を図り対応する。 2)・包括日より等で虐待について取り上げ、早期発見・防止できるようにする。 ・圏域事業所へ出前講座のチラシを配布する。	1)随時 2)随時			
エ 困難事例 への対応	1)関係機関との連携を図り、役割分担を明確にして支援対応する。 2)関連制度について知識習得する。(包括職員のスキルアップ)	1)包括内カンファレンスで課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し支援策を検討する。 2)各種研修会へ参加する。	1)随時 2)随時			
オ 消費者被 害の防止	1)地域住民へ情報提供を実施する。 2)各サービス事業所へ情報の周知を図り、早期発見に努める。	1)実態把握や集会等でチラシを配布する。 2)消費生活センターの研修やWeb等で情報収集し、サービス事業所へ周知する。	1)随時 2)随時			



# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 5 年度計画	R 5 年度計画内容		R 6 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が幅広い職種や機関と連携しやすい体制を構築する。	1) 地域ケア会議を開催する。(他職種、他機関へ参加の声掛けを行い、多方面からの意見が聞けるようにする) 2) 介護支援専門員が抱えている課題を把握し、必要な機関と連携する。	1) 9回 2) 随時	
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	主任介護支援専門員連絡会とケアマネ連絡会を通し、圏域の介護支援専門員との連携を強化していく。	1) 西部圏域のケアマネ連絡会に参加して、情報交換・情報収集をする。 ・介護支援専門員へ紙面アンケートを実施する。 2) 主任介護支援専門員連絡会を実施する。	1) 2回 ・1回 2) 1回	
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員が相談しやすい環境作り努める。	ケアマネ連絡会やケア会議の事例提供等を通じ、居宅介護支援事業所と連絡を取り合い、いつでも相談できるように声掛けをする。	1回	
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱えている支援困難事例等について、包括的に支援していく。	1) 各専門職や関係機関と連携しながら支援方法を検討し、後方支援を行う。 2) 必要に応じて地域ケア個別会議や事例検討などを実施する。	1) 随時 2) 随時	

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)					
項目	令和5年度計画	R5年度計画内容		課題・評価	R6年度の計画、取組
		実施内容	回数等		
ア	<p>1)認知症地域支援推進員の活動を周知する。</p> <p>2)各関係機関と顔の見える関係作りを行い、ネットワークを強化する。</p> <p>3)認知症初期集中支援チームとの連携体制を構築する。</p>	<p>1)2)各企業等へ認知症ガイドブック概要版等を配布する。</p> <p>・包括だよりを回覧する。</p> <p>・高齢者の見守りで連携しているガソリンスタンドへ訪問する。</p> <p>・各種研修や連絡会に参加する。</p> <p>3) 初期集中支援チームと情報共有する。</p>	<p>1)2) 40件</p> <p>・2回</p> <p>・適宜</p> <p>・適宜</p> <p>3) 随時</p>		
イ	<p>認知症の人やその家族が相談しやすい環境作りに努める。</p>	<p>1)認知症の人と家族のつどいへ参加し、顔の見える連携体制を構築する。</p> <p>2)実態把握等を通し、たたいまサポート事業や安心カード等の各種事業の紹介や、相談窓口の情報提供を行う。</p>	<p>1)2回</p> <p>2) 適宜</p>		
ウ	<p>1)認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを増やす。</p> <p>2)認知症サポーターのフォローアップ研修を行う。</p> <p>3)地域住民の認知症に対する理解を深める。</p>	<p>1)小中学校や町会、企業、団体等へ各種チラシを配布して周知する。</p> <p>・認知症サポーター養成講座を開催する。</p> <p>2)認知症ステップアップ講座を開催する。</p> <p>3)年2回包括だよりに認知症についての記事を載せて全町会へ回覧する。(認知症について地域に情報を発信する)</p>	<p>1) 随時</p> <p>・3回</p> <p>2)1回</p> <p>3)2回</p>		

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和5年度計画	R5年度実施内容		課題・評価	R6年度の計画、取組
		実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	1) 地域ケア個別会議は定期開催を計画する。必要時は臨時でも会議を開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。 2) 地域ケア個別会議から抽出された課題に応じて関係者を招集し、会議を開催する。 3) 主任介護支援専門員連絡会と西部園域ケアマネ連絡会を通し、地域課題の把握に努める。 4) 在宅介護支援センター主催のふれあい介護者教室・座談会を補助する。	1) 地域ケア個別会議を開催する。 2) 地域ケア推進会議を開催する。 3) 地域の現状を把握する。 4) 在宅介護支援センター主催の介護者教室運営、企画の支援を行い、地域住民の声を聴く。	1) 6回 2) 3回 3) 3回 4) 3回 (岩木地区、東日屋地区、相馬地区)		

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】



(様式第1号)

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

職員配置 (R5.4.1現在)	保健師 1 人 社会福祉士 4 人 主任ケアマネ 2 人	予防給付プラン担当 3 人	プラン手数 1 箇所
--------------------	------------------------------------	---------------	------------

## 令和5年度の活動方針(地域課題・目標)

### 地域の実態

- ・受診や支援を拒否したり、家族関係が複雑もしくは身寄りがいない方が増えている。
- ・介護保険や認知症の相談をどこにすればいいかわからないと言っている声がある。
- ・除雪や買い物等、介護保険で対応できない事で困っている人が多い。

### 地域課題

- ① 独居世帯や問題を多く抱える世帯が増えてきているため、地域や複数機関での連携が必要である。
- ② 高齢者の相談窓口情報が行き届いていない。
- ③ 保険外サービスや社会資源等の情報が地域に行き届いていない。

### 目標

- ① 支援困難な事例に対して関係機関と連携を図り対応する。
- ② 地域包括支援センターの周知に向けた取り組みとして広報活動を行う。
- ③ 地域の社会資源を把握しボランティア団体と連携を図り支援に結びつける。

## 令和5年度目標に対する取り組みの評価

## 1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和5年度計画		R5年度実績		R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 子エックリス ト該当者 に係る ケアマネ ジメント	基本子エックリスト該当者へ総合事業、一般介護予防事業を含めた介護サービスの情報提供を行い、適切なケアマネジメントの下、自立に向けた支援をする。	随時	対象者の心身、生活状況等の確認、アセスメントを行い、子エックリストの実施や社会資源を含めたサービスを提供する。		

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)					
項目	令和 5 年度計画		R 5 年度実績		R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 地域におけるネットワーク構築	①高齢分野以外の専門機関やサービス事業所との連携を図る。 ②出席が途絶えている民生委員定例会出席に努める。	①個別会議:定例4回 随時3回以上 推進会議:2回 ②年5回			
イ 実態把握	地域住民や民生委員、その他関連機関からの情報提供により、65歳以上の高齢者の実態把握に努める。また、地域住民や民生委員、関係機関との連携の場を持ち、互いに相談し合える関係づくりを進める。	①在宅介護支援センターやシニアハウス援助員と協力し、情報共有を行う。 ②地域住民、民生委員などからの情報提供により迅速に訪問する。	①プランチャシールバーハウス会議:年2回 ②実態把握:50件以上		
ウ 総合相談	総合相談窓口としての地域包括支援センターの役割をわかりやすく周知する。	随時	簡素化かつ見やすい概要版の包括パンフレットを作成し、地域の関係機関や住民に配布する。		

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度計画内容		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等				
3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)								
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度についての相談を随時受付し、申立が必要と判断されるケースについて関係機関と連携して支援する。 ②関係機関を含め、地域の中で成年後見制度が正しく理解されるように各会議等で周知活動を行う。	①随時 ②民生委員定例会5回、随時	①地域ケア個別会議やカンファレンスを開催し、関係機関と支援方法について話し合い、申立を支援する。 ②民生委員定例会や各会議などで制度の説明を行う。					
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合は、市役所や関係機関と連携を図り、対応する。	随時	関係部署との情報共有し、連携を図りなら対応していく。					
ウ 高齢者虐待への対応	高齢者虐待マニュアルに沿って対応しケースによっては早急に対応する。市役所等関係機関とも連携する。	随時	複雑かつ長期化するケースは必要時カンファレンスやケース会議を開催し、関係機関の役割分担を明確化する。					
エ 困難事例への対応	地域ケア個別会議やカンファレンスは随時開催を強化し、迅速かつ丁寧に課題解決に取り組む。	①随時 ②随時	①地域ケア会議開催の他、随時関係機関との情報共有を行う。また、権利擁護の制度利用等に発展する場合は必要に応じて行政や中核機関の助言を仰ぐ。 ②三職種で情報を共有し連携して対応する。					
オ 消費者被害の防止	①市民生活センターや弘前警察署と連携し、地域住民や関係機関に向け消費者被害について注意喚起をする。 ②協議会との関係構築や見守り体制を強化する。	①民生委員定例会5回、出前講座随時、介護支援専門員連絡会3回、他。 ②随時	①民生委員定例会や出前講座、訪問時等に消費者被害のパンフレットを適宜配布する。 ②協議会の会議に参加し、情報共有と知識を得る。					



# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度計画内容		R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を作る。		他職種・他機関と連携を図るため、地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を開催する。	個別会議：年4回以上 推進会議：年2回	
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換ができる場として、定期的に連絡会を開催し相互の連携を図る。		介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	連絡会：年3回	
ウ 日常的個別指導・相談	地域の介護支援専門員への日常的個別指導・相談等を行う。		①相談窓口の設置し、介護支援専門員からの相談に対応する。 ②介護支援専門員に対する情報提供を行う。	①随時 ②連絡会年3回	
エ 支援困難事例等への指導・助言	地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等について専門職や関係機関との連携の下で支援方針を検討し指導・助言を行う。		①支援困難事例を担当する介護支援専門員への支援。 ②地域ケア個別会議を開催する。	①随時 ②随時	

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

項目	令和 5 年度計画	R 5 年度計画内容		R 5 年度実績 回数等	課題・評価	R 6 年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
ア 関係機関との連携	認知症地域支援推進員が中心となり、地域の関係機関と連携を図り、ネットワーク作りを行う。	①認知症高齢者だいまサポート事業、安心カードについて説明する。 ②認知症地域支援推進員連絡会や認知症関連の研修会などに出席する。	①随時 ②随時			
イ 認知症の人や家族への支援	認知症の人やその家族、地域住民が集まり情報交換が出来る場所を設ける。	認知症カフェ「みなみカフェ」を開催する。	年3回 6月、9月、11月			
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座開催の働きかけを行う。要請に応じて計画、実施していく。 ②地域住民へ認知症についての知識の普及を図る。	①認知症サポーター養成講座を開催する。 ②民生委員定例会への出席、地域住民への出前講座を開催する。	①年3回以上 ②年5回、随時			

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度計画内容		R 5 年度実績 回数等	課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	令和 5 年度計画	回数等	R 5 年度計画内容	R 5 年度実績 回数等			
6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ケースについて多職種で検討を行うことにより課題解決を支援する。</li> <li>・個別ケースから同様の課題を見出し、分析を行うことで地域課題の把握をする。</li> <li>・地域関係者の連携を深める。</li> </ul>	回数等 ①年4回、 随時 ②年2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域ケア個別会議を行う。</li> <li>②地域ケア推進会議を行う。</li> </ul>				
個別支援と地域課題の把握			<ul style="list-style-type: none"> <li>出席者に地域ケア個別会議の趣旨を解りやすく可視化し説明する。</li> </ul>				
7 地域包括支援センターで把握した地域課題	【地域の実態】						
	【地域課題】						
	【地域での対応方針】						
	【市、関係団体への提言】						



(様式第1号)

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R.5.4.1現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	2 人	プラン手数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	4
	主任ケアマネ	2 人			箇所

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)		令和5年度目標に対する取り組みの評価	
<p>地域の実態</p> <p>①免許の返納や病氣、体力の衰えなどの事情で外出時の移動手段がない高齢者が多い。そのような状況から家で過ごす時間が多くなりフレイルや認知機能の低下、栄養状態の悪化など心身機能の低下に繋がってしまいう高齢者も存在する。</p> <p>②親戚や近所付き合いなどの地域でのインフォーマルな関わりも希薄となり、このような状況から次世代の地域の担い手も不在であり、町会などの地域自治に関わる担い手も高齢となっている。</p> <p>地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族や地域住民同士が協力し合う『互助』体制が脆弱になってきている。</li> <li>・地域全体の健康に関する意識が低い。</li> <li>・社会資源に乏しく、住民の日常生活へも強く影響している。</li> </ul> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護や認知症、健康増進に関する地域住民への意識啓発を推進する。</li> <li>・民生委員、町会長の他、地域で活動する専門職や担い手となる住民との連携強化を図る。</li> </ul>			

項目	令和5年度計画		令和5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
<p>基本</p> <p>介護予防サービスだけでなく、一般介護予防事業やインフォーマル資源を活用しながら、介護予防に向けたケアマネジメントを実践する。</p> <p>ア チェックリスト該当者に係るケアマネジメント</p>	<p>R5年度計画内容</p> <p>アセスメントによる対象者の状態把握、基本チェックリストの実施、サービス利用支援、介護予防ケアマネジメントの実施する。</p>	<p>回数等</p> <p>随時</p>				

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)					
項目	令和5年度計画		R5年度実績		R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 地域におけるネットワーク構築	①民生委員、町会長などの地域関係者や地域における担い手となる住民との連携体制を構築する。 ②地域住民へ介護や認知症、健康増進に関する知識啓発を行う。	①年1回以上 ②年間4回	①圏域各地区の民生委員、町会長、地域関係者等との意見交換を行う機会を持つ。 ②地域住民へ介護や認知症、健康増進に関する知識啓発活動(出前講座など)を行い、地域における担い手とのネットワーク構築に繋げる。		
イ 実態把握	過去の実態把握訪問から時間経過している高齢者世帯へのアウトリーチを実施する。		①前訪問から2年以上経過している高齢者世帯への実態把握を実施する。 ②実態把握に関する個別訪問について、各町会へのチラシ回覧により、地域住民への周知と理解を図る。	①2年以上経過している高齢者世帯を含む実態把握年間50世帯 ②上半期に各町会の回覧板にてチラシを回覧する	
ウ 総合相談	地域住民へ地域の相談機関としての周知を図る。 複合的相談に対して状況把握を行い、必要に応じて適切な支援機関への繋ぎの支援を行う。		①住民主体のサロンなどで認知症や介護、健康に関する講座などのイベントや出張相談を行う。 ②地域包括支援センターに関する住民向けのポスターや通信を作成し、地域へ相談機関としての周知を図る。	①毎月1回程度 ①出張所、公民館、集会所、農協、個人商店へ設置を依頼する	

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 5 年度計画	R 5 年度計画内容		R 5 年度実績	課題・評価	R 6 年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
ア 成年後見制度の活用促進	成年後見制度の利用が必要と判断されるケースについては、申立支援を進める。 成年後見制度や任意後見制度に関し地域住民や相談専門職への知識普及のための活動を行う。	弘前圏域権利擁護支援センターと連携しながら申し立て支援を行う。相談者やその家族に対し、必要に応じて制度の説明を行う。	随時			
イ 老人福祉施設等への措置の支援	対象案件の発生時には介護福祉課と連携して対応する。	要措置と判断される事案が発生した場合には、介護福祉課へ報告、相談のうえ、必要な対応を速やかに行う。	随時			
ウ 高齢者虐待への対応	『弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル』に基づき対応する。	高齢者虐待に関わる事案が発生した場合には、介護福祉課と連携しながら、マニュアルに基づいた対応を速やかに行う。	随時			
エ 困難事例への対応	①連携が必要な職種、機関と協働しながら支援を行っていく。 ②他職種での検討が必要な事例については、地域ケア個別会議にて対応を協議する。	①三職種にてケース検討を行い、必要な職種、機関と連携しながら対応する。 ②地域連携や多職種での連携が必要なケースにおいては、地域ケア個別会議にて事例検討を行う。	①随時 ②随時			
オ 消費者被害の防止	①消費者被害に関する情報収集を行い、その情報を地域へ発信することで被害の未然防止を図る。 ②地域住民等からの消費者被害相談に対応する。	①消費者被害に関する情報があれば、町会、民生委員、介護支援専門員等へ情報提供する。 ②消費者被害相談への市民生活センターとの連携した対応を行う。	①随時 ②随時			



# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和5年度計画	R5年度計画内容		R6年度の計画、取組
		実施内容	回数等	
ア	包括的・継続的ケア体制の構築 必要な職種が連携しながら個別支援を展開していき、地域での多職種連携ネットワークの構築を進める。	①地域ケア会議への専門多職種を招集する。 ②地域ケア会議での介護支援専門員と専門職の交流を通じ、相互の継続的なネットワーク構築を図る。	①地域ケア個別会議(年間予定のもの):5回 ②随時対応(必要時)	
イ	北部圏域で活動する介護支援専門員が相互に情報交換や相談ができる機会を提供することで、介護支援専門員間のネットワーク強化を図る。	北部圏域ケアマネ会議を開催する。	年間5回 (4/21、6/22、8/18、10/19、1/11)	
ウ	介護支援専門員としての業務遂行に必要な知識やスキルの向上に向けた支援体制を整備する。	地域で活動する介護支援専門員を対象とした勉強会や事例検討会を実施する。	年間4回(勉強会または事例検討会)	
エ	地域で活動する介護支援専門員からの個別事例に関する相談に対応することで、課題解決に向けた後方支援を行う。	個別事例に関する相談を受けた場合には、必要に応じて地域ケア個別会議を設定し、多職種、多機関での事例検討の場を設けることで、課題解決と相互のスキルアップを目指す。	地域ケア会議(年間予定以外のもの):随時	

# 令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

## 5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	内容	回数	実施内容	回数		
ア 関係機関との連携	必要に応じて精神科病院や認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームと連携しながら認知症患者への支援を行う。	随時	受診に繋がらないケース等について、各専門機関へ相談、連携しながら支援する。			
イ 認知症の 人や家族 への支援	当事者や家族も含めた地域住民への認知症に関する理解や知識の啓発を推進する。 当事者や家族が相談しやすい環境を整備する。	年2回以上	包括主催イベントの参加者へアンケートを実施し、地域住民の興味関心に沿った勉強会の開催を企画、実施する。 ②高杉公民館のイベント時に出張相談を実施することで、相談窓口としての地域住民への周知、認知を図る。			
ウ 知識の 普及	地域における認知症サポーターの養成を行う。	年間2回以上(目標値:50名)	地区の小中学校の児童生徒も含め、北部圏域での認知症サポーター養成講座を実施する。			

# 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

項目	令和5年度計画	R5年度計画内容		R6年度の計画、取組
		実施内容	回数等	
6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	<p>①地域ケア会議を通じて潜在的な地域課題を抽出する。</p> <p>②日常業務を通じた地域課題の抽出と把握を行う。</p> <p>③地域ケア推進会議の機能強化を図る。</p> <p>個別支援と地域課題の把握</p>	<p>①地域ケア会議への地域関係者(民生委員、町会長など)の出席を推進することで、地域の潜在的な課題抽出にも取り組む。</p> <p>②総合相談などでの支援対応したケースの整理および分析を行い、地域課題の抽出に繋げる。</p> <p>③各地区の地域関係者の地域ケア推進会議への出席を広く促進していく。</p>	<p>①地域ケア個別会議:年間5回、地域ケア推進会議:年間1回(いずれも年間予定のもの) ※他、必要時に開催。</p> <p>②随時</p> <p>③地域ケア推進会議:年1回</p>	
7 地域包括支援センターで把握した地域課題	【地域の実態】			
	【地域課題】			
	【地域での対応方針】			
	【市、関係団体への提言】			



令和5年度地域包括支援センター収支予算

(1) 包括的支援事業

(単位:円)

	第一地域包括支援センター		第二地域包括支援センター		第三地域包括支援センター		東部地域包括支援センター		西部地域包括支援センター		南部地域包括支援センター		北部地域包括支援センター		合計	
	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
市委託料	30,341,000		25,370,000		39,903,000		37,752,000		26,930,000		41,163,000		30,491,000		231,950,000	87.7%
ケアマネジメント収入	7,752,000		5,052,300		8,800,000		4,440,000		2,000,000		1,090,000		3,456,000		32,590,300	12.3%
その他	0		0		0		0		0		0		0		0	0.0%
収入合計	38,093,000		30,422,300		48,703,000		42,192,000		28,930,000		42,253,000		33,947,000		264,540,300	
人件費	32,952,000		25,353,103		43,099,550		29,905,500		22,600,000		32,691,000		19,144,450		205,745,603	77.8%
事務費	2,521,000		2,305,350		2,972,500		4,899,500		789,000		4,635,000		2,921,600		21,043,950	8.0%
管理費	620,000		323,847		1,153,000		2,807,000		1,541,000		1,027,000		4,220,950		11,692,797	4.4%
委託料	2,000,000		2,440,000		1,004,950		4,060,000		4,000,000		3,900,000		7,560,000		24,964,950	9.4%
その他	0		0		473,000		520,000		0		0		100,000		1,093,000	0.4%
支出合計	38,093,000		30,422,300		48,703,000		42,192,000		28,930,000		42,253,000		33,947,000		264,540,300	

(2) 介護予防支援事業

(単位:円)

	第一地域包括支援センター		第二地域包括支援センター		第三地域包括支援センター		東部地域包括支援センター		西部地域包括支援センター		南部地域包括支援センター		北部地域包括支援センター		合計	
	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
ケアマネジメント収入	15,360,000		11,010,630		20,000,000		11,813,500		9,200,000		23,873,000		9,327,000		100,584,130	99.8%
その他	0		35,240		7,000		0		130,200		0		18,000		190,440	0.2%
収入合計	15,360,000		11,045,870		20,007,000		11,813,500		9,330,200		23,873,000		9,345,000		100,774,570	
人件費	11,010,000		7,411,349		11,157,350		4,348,000		7,500,000		16,603,000		7,662,550		65,692,249	71.3%
事務費	750,000		1,368,858		1,171,600		385,500		304,600		1,709,000		166,400		5,855,958	6.4%
管理費	600,000		215,273		513,300		80,000		475,500		527,000		232,050		2,643,123	2.9%
委託料	3,000,000		1,730,000		3,044,502		7,000,000		650,000		860,000		1,284,000		17,568,502	19.1%
その他	0		320,390		0		0		0		0		0		320,390	0.3%
支出合計	15,360,000		11,045,870		15,886,752		11,813,500		8,930,100		19,699,000		9,345,000		92,080,222	



令和4年度運営状況調査結果

※国の評価指標に基づき実施

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
1-1. 組織・運営体制								
(1)事業を適切に運営するための体制を構築していますか。(令和4年度実績)								
Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定していますか。 1. はい 2. 示された方針に沿って事業計画を策定していない 3. 示された方針の内容を理解できなかった 4. 市町村から方針が示されていない	1	1	1	1	1	1	1
Q11-1	【Q11で「はい」の場合のみ】 令和2年度の事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回出席していますか。 1. はい 2. 設置されているが、出席しないことがある 3. 定期的な連絡会合が設置されていない	1	1	1	1	1	1	1
(2)担当圏域の現状・ニーズに応じた取組を行っていますか。								
Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報について、Q14-1の1~7のうち、3つ以上提供を受けていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点目標を設定していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
(3)職員の確保・育成を図っていますか。								
Q16	3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)について、必要数を配置していますか。(令和5年4月末時点) 1. 3職種とも、「準ずる者」を除いた状態で必要数を配置できている 2. いいえ	1	1	1	1	2	2	1
Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1



評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
(4)利用者が相談しやすい相談体制を構築できていますか。(令和4年度実績)								
Q19	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。 1. 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、周知している 2. 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置しているが、周知していない 3. 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置していない	1	1	1	1	1	1	1
Q20	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。 1. 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、周知している 2. 平日以外の窓口(連絡先)を設置しているが、周知していない 3. 平日以外の窓口(連絡先)を設置していない	1	1	1	1	1	1	1
Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
1-2. 個人情報の保護(令和4年度実績)								
(1)個人情報保護を徹底していますか。								
Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備していますか。 1. 方針に従って、整備している 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q23	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q24	個人情報の保護に関する責任者(常勤)を配置していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q25	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
1-3. 利用者満足の上(令和4年度実績)								
(1)利用者の満足度向上のために、相談・苦情対応体制を整備していますか。								
Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
(2)安心して相談できるよう、プライバシーの確保を図っていますか。								
Q28	相談者のプライバシーの確保に関する市町村の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
2-1. 総合相談支援(令和4年度実績)								
(1)地域における関係機関・関係者のネットワークを構築していますか。								
Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
(2)相談事例の解決のために、必要な対応を行っていますか。								
Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q32	前年度1年間の相談件数を市町村に報告していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q33	前年度1年間に、相談事例解決のために市町村へ支援を要請し、その要請に対し市町村から支援がありましたか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
(3)総合相談支援の中で、家族介護者や複合的な課題を持つ世帯等への支援を推進していますか。								
Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q35	介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っていますか。あてはまるものに「1」を入力(いくつでも選択) 1. 市町村や他分野の相談機関と協議しつつ、対応している 2. 相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容を把握するようにしている 3. その他 4. 特に対応していない	1	1	1	1	1	1	1
2-2. 権利擁護(令和4年度実績)								
(1)成年後見制度の活用を図るための取組を行っていますか。								
Q36	成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準が、市町村から共有されていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
(2)高齢者虐待に対して迅速に対応していますか。								
Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1



評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
(3)消費者被害の防止の取組を行っていますか。								
Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	2	1	1	1
Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
2-3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援(令和4年度実績)								
(1)介護支援専門員を支援するための体制が構築できていますか。								
Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会の開催計画(令和4年度分)を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	2	1	1	1	1
(2)介護支援専門員に対して効果的な相談対応を行っていますか。								
Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握していますか。(経年的とは概ね3年程度) 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1



評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
2-4. 地域ケア会議(令和4年度実績)								
(1)個別課題や地域課題の解決のために、関係者との連携の下で地域ケア会議を開催していますか。								
Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されていますか。(令和5年4月末時点) 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q50	センターの主催の地域ケア会議において、個別事例について検討していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q51	センターの主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
(2)個別事例や地域課題の解決のために、地域ケア会議を活用していますか。								
Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重症化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
2-5. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援(令和4年度実績)								
(1)自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント等を行っていますか。								
Q58	自立支援・重症化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがありますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	2	1
(2)介護予防ケアマネジメント等の委託を適正に行っていますか。								
Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
3-1. 在宅医療・介護連携(令和4年度実績)								
(1)在宅医療・介護連携の推進に向けた取組を行っていますか。								
Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会に参加していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	2	1	1	2
3-2. 認知症高齢者支援(令和4年度実績)								
(1)認知症高齢者を支援するための取組を行っていますか。								
Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っていますか。 1. はい 2. いいえ	2	2	1	2	1	1	2
3-3. 生活支援体制整備(令和4年度実績)								
(1)生活支援コーディネーターや協議体と連携した取組を行っていますか。								
Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1



形否するこころが多い  
→地域づくりが必要

# 令和4年度に把握した地域課題・取組方針（令和4年度実績報告書より）

地域の実態	地域課題	地域での対応方針	市、関係団体への提言	
第一包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転に危険性を感じ支援者として免許返納を勧めたいが、認知症が背景にあり、本人・家族がなかなか納得をしないことが多い。</li> <li>・コロナ禍で過剰に外部との接触を避けてきたため、孤立化が進み、重症化した状態で発見される事例や孤独死が散見されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許返納後の移動手段が充実していないなど、自主返納のメリットが感じられず返納が進まず、危険な運転を防止できない。</li> <li>・他者とのつながりが希薄であり、孤立化しやすいため、孤立化防止のための対策が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おでかけシニアパスの改善(申し込み方法の簡素化や期間延長、対象者の拡大、自己負担の減免、定員の見直し等)。</li> <li>・テレビなどを利用し、多世代に高齢者事業を理解してもらえようなど移動しやすい広報活動。</li> <li>・車いすなどでも移動しやすい道路を整備し、誰もが移動しやすい街づくり。</li> <li>・介護タクシーや乗り合いタクシーの拡充。</li> <li>・多世代が地域とつながりを持つことができような仕組みづくり。</li> <li>・孤立化防止対策に取り組む必要がある。</li> </ul>	
第二包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病状の認識と健康増進のための知識が低く、状態が悪化してしまう事が多い。</li> <li>・当事者や関係者以外、認知症(介護)に関心のない人が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進の意識を高められるよう、支援者、被支援者ともに成長できる働きかけが必要である。</li> <li>・認知症に対する関心、理解が高まるよう、アプローチする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢になる前から地域ごと孤立化を防ぐ方法、そして将来を見据えた地域づくりを検討する必要があるのではないか。</li> </ul>	
第三包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立した地域住民、回覧板が回らないマンションやアパート世帯は問題が表面化しにくく、支援機関等と繋がらずに重症化してしまう。</li> <li>・認知症への偏見等がまだあり、より広く地域住民へ認知症への理解促進を図る必要がある。</li> <li>・医療連携、若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等、多種多様な課題を持つ世帯が増えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会に属さない等の近隣住民から孤立している高齢者は、認知症予防、介護予防の重要性の情報が届かず、普及啓発が必要となっている。</li> <li>・より広く地域住民に認知症の理解を促し、専門職や医療へ繋がる機会が必要。</li> <li>・介護支援専門員は、医療連携、若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等の様々な課題への対応が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集いの場の構築、拡充。</li> <li>・ひきこもり等の何らかの支援を要する若年層に対する相談窓口や支援機関の明確化。</li> <li>・認知症高齢者の在宅生活に対して、限られた時間でのサービスや支援では、夜間の対応等が難しい等があり、定期巡回型訪問介護等の支援体制の充実が必要。</li> <li>・成年後見制度等の公的な制度に繋がらないケースや早期に金銭管理が必要なケース等、活用しやすい仕組みづくりや対応機関が必要。</li> <li>・雪かき、受診(移送)、買い物等の介護保険では支援しきれない部分を補うための多種多様なサービスの開発。</li> </ul>	
東部包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物や受診等の移動手段について問題を抱えている高齢者が多い。</li> <li>・加齢に伴い活動機会が減少、喪失し自宅に閉じこもりの高齢者が多い。高齢者の参加・活動の場所がない、あるいは知らない方がみられる。</li> <li>・特定健診を受けていない、栄養への関心が低い、薬の管理ができていない、物忘れがあっても受診しない等、介護予防やフレイル予防への関心が低い高齢者が多い。</li> <li>・一人暮らし高齢者や高齢者世帯等、家族の支援がえられず入院や施設入所に伴う契約等の緊急時に不安を抱えている高齢者がいる。</li> <li>・加齢に伴い除排雪に困難を感じている高齢者が多い。冬期間の活動不足から心身機能低下、介護量が増加するケースがみられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅に閉じこもりとなることで心身機能低下や社会からの孤立をきたす悪循環が懸念されることから高齢者の社会参加、活動を支援する必要がある。</li> <li>・特定健診の未受診や認知症の疑わしい方の専門医の未受診、高齢者自身が栄養面や健康状態を把握していない等、介護予防やフレイルに対する関心が低いことか、知識や対応について普及啓発が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や関係者に対し総合事業の普及啓発活動を行い活用を促す。</li> <li>・地域住民を対象とした認知症介護教室や座談会、高齢者ふれあいの居場所を開催し介護予防を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8050相談窓口の設置</li> <li>・救急車への同乗者の帰宅手段の確保など。</li> </ul>
西部包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症という言葉は周知されつつあるが、実際に家族に問題がでて受入れできず、早期診断に繋がらない。</li> <li>・大雨の際、避難情報、緊急性など状況把握できず、防災無線も雨の音で聞き取れず、避難行動出来なかつた地域住民がいた。</li> <li>・精神疾患や知的障害など複合的な課題を持つ世帯の相談が増えている。</li> <li>・安心カードが周知されていない。</li> <li>・身元保証人やKP(決定権者)がいないことで、サービス利用に繋がらないケースが増えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族が認知症について理解できていないことで、早期発見・診断に結びつかず、重症化している。</li> <li>・見守りをする関係機関が、災害時の避難の仕方や安否確認等の対応について分からないことが多い。</li> <li>・複合的な課題を持つ世帯が、相談窓口を知らないことが多い、適切な相談窓口へつながるような仕組みが必要である。</li> <li>・救急搬送時、民生委員や町会長が救急車への同乗を求められ困っている。</li> <li>・成年後見に至らない、身元保証人、キーパーソンがいない高齢者への支援体制を整えていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座の広報強化。認知症の早期発見・診断の方法について地域ケア推進会議を開催する。</li> <li>・関係機関対象に研修会(防災課へ出前講座を依頼)実施し、地域の防災についての知識を習得する。</li> <li>・介護支援専門員が多様な機関と連携できるように後方支援体制を強化する。(地域ケア個別会議での検討や研修等の実施、西部地域ケアマネ連絡会での対応など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りがなくサービス利用に結びつかない人のための体制作り着手して欲しい。</li> <li>・地域型ヘルパーの機能を強化して欲しい。</li> </ul>
南部包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持病があっても受診や支援を拒否し、家族がいても関わりを拒否する事が多い。</li> <li>・介護保険や認知症の相談をどこにすればいいかわからないと言う声がある。</li> <li>・除雪や買い物等、介護保険で対応できない事で困っている人が多い。</li> <li>・圏域の介護支援専門員から、身寄りのない人の緊急時の対応に困っていると声が聞かれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居世帯や問題を多く抱える世帯が増え、地域や複数機関での連携が必要。</li> <li>・高齢者の相談窓口としての周知が不足分。</li> <li>・保険外サービスや社会資源等の情報が地域に行き届いていない。</li> <li>・身寄りのない方の金銭管理や緊急時の対応等、支援体制を整える必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援困難な事例に対して関係機関と連携を図り対応する。</li> <li>・地域包括支援センターの役割を分かりやすくした概要版のパンフレットを作成し地域へ配布する。</li> <li>・地域の社会資源を把握、情報を収集する。</li> <li>・関係機関の集まりの中で制度について説明と周知を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合タクシーがある地域でも一定の場所(停留所)まで歩いて移動しなければならず、冬期間は尚更悪路となり移動がスムーズにならない。</li> <li>・利用状況のデータ分析を実施し地域ごとのニーズに合った移動手段が必要と思われる。</li> <li>・地域の見守り体制を整備する必要はあるが地域住民の理解が乏しく関心がないと思われる。</li> <li>・地域住民向けに地域の見守りとは何か、ボランティアとは何か、地域の協働とは何か、行政から地域に強く発信していくことが必要。</li> </ul>
北部包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許の返納や病氣、体力の衰えなど何らかの事情により高齢になると移動手段が限られてくる。そして家で過ごす時間が多くなりフレイル状態が加速、認知機能の低下や食事の不摂生など身体機能の衰えに繋がっている。</li> <li>・親戚や近所付き合ひなどで繋がっていた関係も今時代では希薄で住民同士の関わりが減少し、町内会や自治会に携わる人たちも高齢化が進み担い手が不足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の活動や、各関係機関との連携を強化し、さまざまな機関とネットワーク構築を図り情報共有していく。</li> <li>・地域にある新しい社会資源を発掘できるように活動に参加しニーズ調査を実施していく。</li> <li>・地域住民へ認知症に対する理解と啓発を図る。</li> <li>・冬期間の暮らしが豊かになるように健康に関する講座や活動を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の活動や、各関係機関との連携を強化し、さまざまな機関とネットワーク構築を図り情報共有していく。</li> <li>・地域にある新しい社会資源を発掘できるように活動に参加しニーズ調査を実施していく。</li> <li>・地域住民へ認知症に対する理解と啓発を図る。</li> <li>・冬期間の暮らしが豊かになるように健康に関する講座や活動を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合タクシーがある地域でも一定の場所(停留所)まで歩いて移動しなければならず、冬期間は尚更悪路となり移動がスムーズにならない。</li> <li>・利用状況のデータ分析を実施し地域ごとのニーズに合った移動手段が必要と思われる。</li> <li>・地域の見守り体制を整備する必要はあるが地域住民の理解が乏しく関心がないと思われる。</li> <li>・地域住民向けに地域の見守りとは何か、ボランティアとは何か、地域の協働とは何か、行政から地域に強く発信していくことが必要。</li> </ul>





地域課題への市の取組状況

No.	地域の現状	地域課題・要望	対応が想定される課	取組状況		対応できない場合の理由
				現在取り組んでいるもの	今後取り組み予定のもの	
課題①	特になし	【地域課題】 医療介護連携（令和3年度からの継続）	介護福祉課 自立・包括支援係	医療介護連携については、切れ目のない在宅医療と介護の提供を図るため、入退院情報連携ツールを活用したり、安心カードを運用しています。また、多職種を対象にした研修会を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により十分な開催には至っておりません。	医療と介護連携がスムーズにできる仕組みづくりに向け、相互に相談しやすい関係づくり、求められる役割の共有についての意見交換や研修の機会をもてるようにしていきます。	
		【地域課題】 病院受診や外出支援等の移動手段について問題を抱えている高齢者が多い。	市民協働課 ひろさきボランティアセンター	ひろさきボランティアセンターではボランティア活動希望者の登録制度を実施しており、高齢者支援をはじめとした福祉関連の活動希望者に登録いただいております。ただし、高齢者等の個人からのボランティア派遣依頼には現在対応しておりません。	地域での高齢者の福祉ニーズの実態と必要性について、ボランティア登録者や市民に講座等を通して理解していただき、ボランティアの育成や派遣に必要な知識等の啓発に取り組みたいと考えております。	外出支援等を希望する個人へのボランティア派遣にあたっては、除雪支援事業のような一定の利用基準（例えば、資力の有無、高齢者のみの世帯であるなどの要件）が必要と考えますが、現在基準が定められていないため、対応しておりません。
課題②			地域交通政策係	当課では70歳以上の高齢者を対象とした「お出かけシニアバス」事業において、市内の路線バスや乗合タクシー、弘南鉄道大鰐線全区間の運賃を軽減する取り組みを行っており、令和5年度からは、定員を800名へ拡充し、今年度は、現在のところ、申込者全員が利用できております。 乗合タクシーの運行地区は、主にバス路線が廃止された地区となっており、高齢者にとって重要な移動手段となっております。当課では「お出かけシニアバス」の効果により、高齢者の方が乗合タクシーを利用しやすいものになっていると考えております。	市と交通事業者が連携し、駅や病院などの主要施設へのアクセス向上等に取り組んでいきたいと考えています。 また、「お出かけシニアバス」の利便性向上等について、引き続き交通事業者と検討していきたいと考えております。	
			土木課 改良係	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー法」）に基づいて、歩道の段差・傾斜・勾配の改善を含め、高齢者、障がい者をはじめ、すべての利用者にとって使いやすい、歩行空間の整備に取り組んでおります。	高齢者、障がい者、子どもや小さな子ども連れの人など、すべての人が安心して生活し、円滑に移動できるまちづくりを目指して、歩道の整備、段差解消等により、道路のバリアフリー化を推進し良好な歩行空間の確保に努めてまいります。	

# 地域課題への市の取組状況

No.	地域の現状	地域課題・要望	対応が想定される課	取組状況		対応できない場合の理由
				現在取組んでいるもの	今後取組み予定のもの	
課題②・1	<p>・買い物や受診等の移動手段について問題を抱えている高齢者が多い。</p>	<p>【地域課題】 病院受診や外出支援等の支援体制の構築(令和4年度からの継続) ・おでかけシニアバスの改善。 ・介護タクシーや乗り合いタクシーの拡充。 ・車いす等でも移動しやすい道路の整備。 ・受診に伴う移送や買い物等を補うためのサービス開発。</p>	<p>介護福祉課 事業係</p>	<p>令和3年10月より、住民ボランティア等が主体となり軽度な生活支援を提供する地域型ヘルパーサービス事業を開始しています。この事業は、掃除、洗濯等の生活支援サービス及び買い物、通院等の移動支援サービスの日常生活上の多様な困難に對する様々な支援を、市内在住の65歳以上の方に提供しています。 現在も事業の周知のための情報発信を継続し、実施団体の増加に努めています。</p>		<p>介護事業係が所管している「福祉有償運送」は、NPO法人等が実施主体となり、単独で公共交通機関を利用できない身体障がい者等を対象に、ドアtoドアの個別輸送を行うものです。利用者が限られており、また、本事業の対価は近隣のタクシー運賃の1/2を目安とされていることから、新規事業参入を図る事業者はなかなかいない状況であります。</p>
課題②・2	<p>・未だに認知症への偏見等があるため、地域住民に対して認知症への理解促進を図る必要がある。</p>	<p>【地域課題】 独居の認知症高齢者が在宅で生活を継続するための仕組み(令和4年度からの継続課題) ・夜間の対応等が困難という問題があり、定期巡回型訪問介護等の支援体制の充実が必要。</p>	<p>介護福祉課 自立・包括支援係</p>	<p>弘前市では、公募により選ばれた1事業所が令和3年度より定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施しております。事業内容は、定期的な巡回訪問や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要に応じて柔軟に提供できるものとなっております。</p>		
課題②・3	<p>・コロナ禍で外部との接触が少なくなつたため、孤立化が進み、重症化した状態で発見される事例や孤独死が散見されている。 ・回覧板が回らないマンションやアパート世帯は問題が表面化しにくく、支援機関等と繋がりにくい。</p>	<p>【地域課題】 孤立化を防止するための仕組み ・多世代が地域と繋がりを持つことができると期待。 ・高齢になる前から地域ごとに孤立化を防ぐ方法の検討。</p>	<p>介護福祉課 高齢福祉係</p>	<p>〇見守りについて 高齢者等の見守りを目的とした「安心安全見守りネットワーク事業」の実施により、地域住民同士の共助・互助における「助け合い」の機能が高まり、高齢者の孤立死を未然に防ぐことにも繋がります。</p>	<p>今後、「安心安全見守りネットワーク事業」の協定事業者(現在51)を増やしていくことにより、地域における「助け合い」の機能をさらに強化し、孤立死の件数減少を目指します。</p>	



# 地域課題への市の取組状況

No.	地域の現状	地域課題・要望	対応が想定される課	取組状況		対応できない場合の理由
				現在取り組んでいるもの	今後取り組み予定のもの	
課題②・3	<p>・コロナ禍で外部との接触が少なくなつたため、孤立化が進み、重症化した状態で発見される事例や孤独死が散見されている。</p> <p>・回覧板が回らないマンションやアパート世帯は問題が表面化しにくく、支援機関等と繋がりにくい。</p>	<p>【地域課題】</p> <p>・孤立化を防止するための仕組み</p> <p>・多世代が地域と繋がりを持つことができてくる仕組みづくり。</p> <p>・高齢になる前から地域ごとに孤立化を防ぐ方法の検討。</p>	<p>介護福祉課 自立・包括支援係</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で自由に暮らすことができ、孤立や閉じこもり等を防止することを目的とした高齢者ふれあい居場所づくりを推進しており、開設時の工事費用や運営費に関して補助する高齢者ふれあい居場所づくり事業費補助金事業も交付しています。</p> <p>令和5年7月末現在35箇所が登録されており、介護予防等に関する様々な活動(運動、体操、茶話会等)を行っています。</p> <p>今後も高齢者ふれあい居場所の設置に向けて、生活支援コーディネーターと協力しながら地域住民へのPPR、啓発活動を継続し居場所の設置の増加に取り組んでいきます。</p>		
	<p>・若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等、多種多様な課題を持つ世帯が増えている。</p> <p>・大雨の際、避難情報や緊急性といった状況把握が出ず、防災無線も雨の音で聞き取れないため、避難行動を取れなかった住民がいた。</p>	<p>【地域課題】</p> <p>課題②-1～②-3に属さない高齢者の生活支援の仕組み</p> <p>・成年後見制度等の公的な制度に繋がらないケースや早期に金銭管理等が必要でないケース等、活用しやすい仕組みづくりや対応機関が必要。</p> <p>・雪かき等介護保険外のサービスの充実。</p> <p>・地域型ヘルパーの機能強化。</p> <p>・災害時の避難の仕方や安否確認等の対応について知る必要がある。</p>	<p>市民協働課 地域コミュニケーション振興室</p>	<p>マンションやアパート世帯の町会加入を進めるため、不動産団体と町会連合会、市が締結した「弘前市における町会活動活性化に関する協定」により、加入促進用の印刷物等を不動産事業者の店舗等に配置したり、住宅の販売、賃貸の契約者に対する印刷物の配布等を実施しております。</p> <p>加えて、孤立化防止に繋がるような、多世代の住民が参加して交流する町会行事などの新たな取り組みには、町会活性化支援補助金の活用を勧めております。</p>		
課題②・4	<p>・若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等、多種多様な課題を持つ世帯が増えている。</p> <p>・大雨の際、避難情報や緊急性といった状況把握が出ず、防災無線も雨の音で聞き取れないため、避難行動を取れなかった住民がいた。</p>	<p>【地域課題】</p> <p>課題②-1～②-3に属さない高齢者の生活支援の仕組み</p> <p>・成年後見制度等の公的な制度に繋がらないケースや早期に金銭管理等が必要でないケース等、活用しやすい仕組みづくりや対応機関が必要。</p> <p>・雪かき等介護保険外のサービスの充実。</p> <p>・地域型ヘルパーの機能強化。</p> <p>・災害時の避難の仕方や安否確認等の対応について知る必要がある。</p>	<p>福祉総務課 総務係</p>	<p>弘前市社会福祉協議会が実施する「地域ほのぼの交流事業」を支援することにより、高齢者や障がい者が住み慣れた地域の中で安心してくらすような地域福祉社会を築くことを目指すとともに、活動を担う人材育成も目的としています。</p>		
	<p>・若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等、多種多様な課題を持つ世帯が増えている。</p> <p>・大雨の際、避難情報や緊急性といった状況把握が出ず、防災無線も雨の音で聞き取れないため、避難行動を取れなかった住民がいた。</p>	<p>【地域課題】</p> <p>課題②-1～②-3に属さない高齢者の生活支援の仕組み</p> <p>・成年後見制度等の公的な制度に繋がらないケースや早期に金銭管理等が必要でないケース等、活用しやすい仕組みづくりや対応機関が必要。</p> <p>・雪かき等介護保険外のサービスの充実。</p> <p>・地域型ヘルパーの機能強化。</p> <p>・災害時の避難の仕方や安否確認等の対応について知る必要がある。</p>	<p>福祉総務課 総務係</p>	<p>地域で行われている除雪ボランティア活動としては、市社会福祉協議会が実施する高齢者や障がい者の除雪困難世帯の問口除雪を対象とした除雪支援事業があります。ひろさきボランティアセンターでは、市社会福祉協議会と連携を図りながら、当該事業への除雪ボランティアのコーディネートを行っています。</p>	<p>市社会福祉協議会との連携を図り、引き続き除雪ボランティアのコーディネートに努めていきます。</p> <p>また、除雪ボランティアに取り組みいただける団体・企業を掘り起こしや、安全な除雪活動を行うための講座の開催など、除雪ボランティアの育成に努めてまいります。</p>	

# 地域課題への市の取組状況

No.	地域の現状	地域課題・要望	対応が想定される課	取組状況		対応できない場合の理由
				現在取り組んでいるもの	今後取り組み予定のもの	
課題②・4	<p>・若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等、多種多様な課題を持つ世帯が増えている。</p> <p>・大雨の際、避難情報や緊急性といった状況把握が出ず、防災無線も雨の音で聞き取れないため、避難行動を取れなかった住民がいた。</p>	<p>【地域課題】</p> <p>課題②-1～②-3に属さない高齢者の生活支援の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度等の公的な制度に繋がらないケースや早期に金銭管理等が必要なりや対応機関が必要。</li> <li>・雪かき等介護保険外のサービスの充実。</li> </ul> <p>・地域型ヘルパーの機能強化。</p> <p>・災害時の避難の仕方や安否確認等の対応について知る必要がある。</p>	<p>防災課 防災係</p>	<p>市では災害時の避難方法や災害リスクのある地区は、避難場所がどこかを記載した防災マップを作成し、毎戸配布するとともに、防災マップの活用についても、出前講座を行うなど、周知につとめております。</p> <p>また、防災情報については、防災無線のみならず、テレビ、ラジオ、市ホームページ等、各種媒体で避難情報の広報をしています。</p>	<p>広報ひろさきで災害に係る特集を組み、災害リスクの確認方法を、避難に対する正しい知識を習得するための連載を実施します。</p>	<p>・地域型ヘルパーでは、実施団体が提供できる範囲でサービスを設定しているものであり、軽度な生活支援サービス以外を提供することは難しい状況です。現在は実施団体も少ないため、団体増加のため情報発信等を継続して実施していきます。</p>
				<p>介護福祉課 自立・包括支援係</p>	<p>弘前市社会福祉協議会が実施する「除雪支援事業」に係る経費の一部を助成することで、市の雪対策の一環とするほか地域福祉活動の推進を図ることとしています。</p> <p>災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で特に支援を必要とする高齢者や障がい者などを、「避難行動要支援者」として事前に把握し、災害等による緊急時の避難支援や安否の確認などを実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成していただきます。この名簿は、対象となる本人の同意により、平常時から避難支援等関係者に情報提供することとしています。</p>	

## 部会報告 ①地域密着型サービス審査部会

### ○令和4年度 実施なし

地域密着型サービス事業者を公募（令和4年度第1回）※期間：令和4年8月1日～8月30日  
→応募なしのため部会は組織しなかった。

### ○令和5年度

地域密着型サービス事業者を公募（令和4年度第2回）※期間：令和5年2月1日～3月31日  
→事業者から応募があったため、部会を組織した。

#### [応募状況]

- ・認知症対応型共同生活介護（2ユニット・18床） 4法人
- ・看護小規模多機能型居宅介護（1事業所） 2法人

(1) 部会委員（6名）応募事業者との利害関係を確認したうえで、会長が指名  
※運営要領第3条

梅村芳文委員（部会長）、小川幸裕委員（副部会長）、渡邊康一委員、  
磯木雄之輔委員、島浩之委員、大津美香委員 ※運営要領第5条第2項

#### (2) 部会の実施と内容

##### ①第1回

日時：令和5年5月11日（木）午後2時5分～午後3時

場所：弘前市民会館 管理棟2階 第1小会議室

出席委員：梅村芳文委員（部会長）、小川幸裕委員（副部会長）、島委員

内容：

- ・一次審査の採点結果
- ・二次審査対象者の選考 → 全応募者を二次審査の選考対象とした
- ・二次審査の進め方について確認

##### ②第2回

日時：令和5年6月14日（水）午後1時53分～午後4時

場所：弘前市民会館 管理棟2階 第1小会議室

出席委員：梅村芳文委員（部会長）、小川幸裕委員（副部会長）、島委員、大津委員

内容：

- ・二次審査（応募事業者によるプレゼンテーション）
- ・事業者の選考

#### 【選考結果】

認知症対応型共同生活介護

- ・社会福祉法人弘前豊徳会（ユニット数：1）
- ・社会福祉法人長慶会（ユニット数：1）

看護小規模多機能型居宅介護

選考事業者なし

※一次審査と二次審査を合算した総合評価点が6割に満たないため



## 部会報告 ②保健部会

保健部会は、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に関する協議をすることとなっており、令和4年度は11月に1回、令和5年度は第1回を4月に開催をしました。

### 1 弘前市の健康課題、実態から意見交換

資料1 「青森県の健康課題は？」

資料2 「何が原因で介護になっているのか？～介護度別に疾病を見てみました～」

意見交換で出された意見

- ・医療機関に受診しているが、内科に受診しておらず、かかりつけ医がない。
- ・受診していても残薬が多い。まずは薬を飲んでいるかどうか服薬指導し、薬剤師会との連携、地域包括や地域ケア会議でも考えていけたらよいのではないか。
- ・50代60代で脳卒中になり、要介護者となっている。
- ・地域特性を踏まえて、目標の明確化をお願いしたい。

### 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の実績報告、計画について

年度	ハイリスクアプローチ（個別支援）	ポピュレーションアプローチ																																								
R4 実績	<p>【生活習慣病重症化予防】</p> <p>後期健診結果から高血圧、糖尿病（75～79歳）で未治療者へ保健師が受診勧奨、保健指導を実施。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>糖尿病</th> <th>高血圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第一</td><td>6人</td><td>8人</td></tr> <tr><td>第二</td><td>3人</td><td>8人</td></tr> <tr><td>第三</td><td>7人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>東部</td><td>3人</td><td>9人</td></tr> <tr><td>西部</td><td>2人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>南部</td><td>8人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>北部</td><td>1人</td><td>3人</td></tr> </tbody> </table>	圏域	糖尿病	高血圧	第一	6人	8人	第二	3人	8人	第三	7人	6人	東部	3人	9人	西部	2人	3人	南部	8人	10人	北部	1人	3人	<p>【フレイル予防等などの健康教育、健康相談】</p> <p>居場所の希望する所、公衆浴場（老人福祉センター瑞風園、桃太郎温泉）、中央公民館（ベテランズセミナー）との連携で開催。18か所</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第一</td><td>5</td></tr> <tr><td>第二</td><td>2</td></tr> <tr><td>第三</td><td>2</td></tr> <tr><td>東部</td><td>4</td></tr> <tr><td>西部</td><td>1</td></tr> <tr><td>南部</td><td>2</td></tr> <tr><td>北部</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>	圏域	実施回数	第一	5	第二	2	第三	2	東部	4	西部	1	南部	2	北部	2
圏域	糖尿病	高血圧																																								
第一	6人	8人																																								
第二	3人	8人																																								
第三	7人	6人																																								
東部	3人	9人																																								
西部	2人	3人																																								
南部	8人	10人																																								
北部	1人	3人																																								
圏域	実施回数																																									
第一	5																																									
第二	2																																									
第三	2																																									
東部	4																																									
西部	1																																									
南部	2																																									
北部	2																																									
R5 計画	R4 年度同様の内容で実施。	<p>【変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・桃太郎温泉閉館により除外。</li> </ul>																																								

# 青森県の健康課題は？ 平均寿命が1位の長野県と比較してみました

① 青森県の特定健診の実態をみました。 青森県が課題になるところに

県名	特定健診 【国保 R2年度】			
	特定健診 受診率	BMI 25以上	収縮期血圧 (上の血圧) 140以上	拡張期血圧 (下の血圧) 85以上
青森県	29位 38.0%	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">2位</span> 32.4%	31位 17.4%	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">1位</span> 28.1%
弘前市	30.6%	30.3%	29.6%	45.4%
長野県	5位 46.8%	44位 26.0%	43位 16.5%	34位 34.5%

高血圧症の服薬  
している割合

2位  
41.7%

この先どんなことが起きるでしょう

② 死亡の実態を見ました

県名	年齢調整死亡率		早世死亡 65歳以下の死亡		標準化死亡率 (SMR)				平均寿命		
	男	女	男	女	脳血管疾患		脳出血		男	女	
					男	女	男	女			
青森県	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">1位</span>	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">3位</span>	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">7位</span>	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">12位</span>	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">134.5</span> 2位	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">126.3</span> 6位	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">129.6</span> 3位	107.2 1.4位	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">139.6</span> 1位	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">135.3</span> 4位	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">47位</span>
長野県	16位	18位	47位	42位	110.6 8位	120.8 8位	104.9 1.5位	118.2 7位	113.7 1.1位	124.5 8位	2位

年齢調整：年齢構成の差を取り除いて比較する

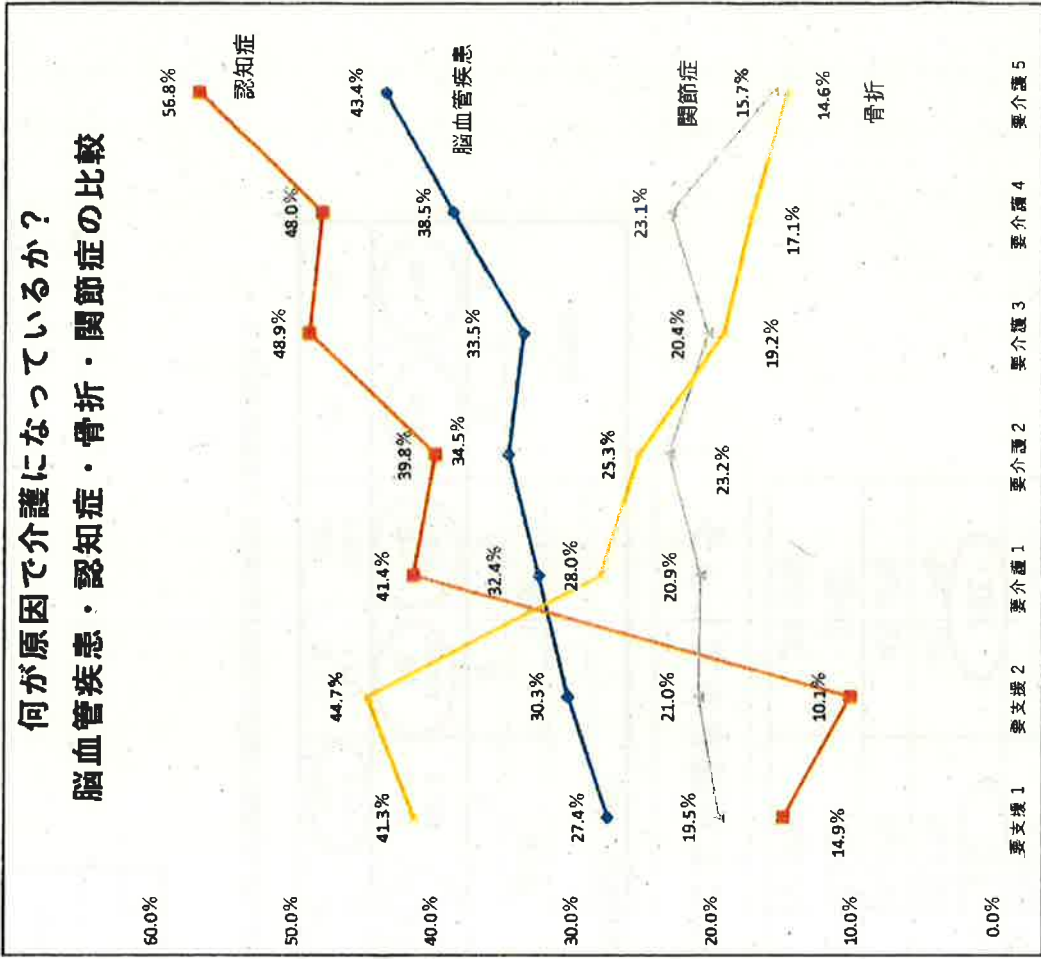
※標準化死亡率 (SMR) とは、年齢構成の差異を基準の死亡率で調整した値に対する現実の死亡率の比 小地域の比較に用いる

③ 介護の実態を見ました

県名	介護				医療	
	認定率		介護給付費	介護保険料	地域差指数	
	軽度 介護1-2	重度 介護3-5			国保	後期
青森県	30位	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">3位</span>	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">28万円</span> 3位	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">3位</span>	39位	44位
長野県	45位	44位	23万円 4.7位	42位	40位	38位

何が原因で介護になっているのか？ ～介護度別に疾病を見てみました～

後期高齢者医療加入者（65歳以上）



疾病	認定者数		脳血管疾患		認知症		骨折		関節症	
	人数 a	割合 a/A	人数 b	割合 b/A	人数 c	割合 c/B	人数 n	割合 n/A	人数 q	割合 q/A
介護度 被保険者数 (A) 27,858										
要支援1	1,010	3.6%	277	27.4%	150	14.9%	197	19.5%	417	41.3%
要支援2	1,023	3.7%	310	30.3%	103	10.1%	215	21.0%	457	44.7%
小計	2,033	7.3%	587	28.8%	253	12.4%	412	20.3%	874	43.0%
要介護1	1,810	6.5%	586	32.4%	749	41.4%	378	20.9%	507	28.0%
要介護2	1,550	5.6%	535	34.5%	617	39.8%	359	23.2%	392	25.3%
小計	3,360	12.1%	1,121	33.4%	1,366	40.7%	737	21.9%	899	28.8%
要介護3	992	3.6%	332	33.5%	485	48.9%	202	20.4%	190	19.2%
要介護4	1,123	4.0%	432	38.5%	539	48.0%	259	23.1%	192	17.1%
要介護5	835	3.0%	362	43.4%	474	56.8%	131	15.7%	122	14.6%
小計	2,950	10.6%	1,126	38.2%	1,498	50.8%	592	20.1%	504	17.1%
合計	8,343	29.9%	2,834	34.0%	3,117	37.4%	1,741	20.9%	2,277	27.3%

出典：KDBシステム